

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年2月19日
【発行者名】	グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)
【代表者の役職氏名】	取締役兼コンダクティング・オフィサー ジャンフランソワ・カブラス (Jean-François Caprasse, Director & Conducting Officer)
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟 (Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 竹野 康造
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 竹野 康造
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03 (6212) 8316
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・ファンド (Nomura Multi Currency Japan Stock Fund)
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】	Aコース証券100億米ドル（1兆350億円）を上限とします。 Bコース証券100億米ドル（1兆350億円）を上限とします。 Cコース証券100億豪ドル（7,884億円）を上限とします。 Dコース証券100億豪ドル（7,884億円）を上限とします。 Eコース証券100億ユーロ（1兆2,695億円）を上限とします。 Fコース証券100億ユーロ（1兆2,695億円）を上限とします。 Gコース証券100億英ポンド（1兆3,982億円）を上限とします。 Hコース証券100億英ポンド（1兆3,982億円）を上限とします。 Iコース証券100億NZドル（7,412億円）を上限とします。 Jコース証券100億NZドル（7,412億円）を上限とします。 Kコース証券100億カナダドル（8,083億円）を上限とします。 Lコース証券100億カナダドル（8,083億円）を上限とします。 （注）外貨の円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、2020年12月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝103.50円、1豪ドル＝78.84円、1ユーロ＝126.95円、1英ポンド＝139.82円、1NZドル＝74.12円、1カナダドル＝80.83円）によります。
【縦覧に供する場所】	該当事項ありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出したことにより、2020年11月20日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により追加・更新するため、EUにおける開示規則の変更に伴い英文目論見書を変更したことで、ルクセンブルグの開示にかかる記載、投資リスクのリスク要因、マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達の防止の記載を追加・修正するため、また、投信制度の概要を修正・更新、投資リスクの参考情報を更新するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

(1) 半期報告書の提出に伴う訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、下記のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書	半期報告書	訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (3) ファンドの仕組み 管理会社の概要 資本金の額	4 管理会社の概況 (1) 資本金の額	更新
5 運用状況 (1) 投資状況 (3) 運用実績 (4) 販売及び買戻しの実績	1 ファンドの運用状況 (1) 投資状況 (2) 運用実績 2 販売及び買戻しの実績	更新 追加または更新 追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表	3 ファンドの経理状況	追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況 (1) 資本金の額	4 管理会社の概況 (1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況	(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
3 管理会社の経理状況	5 管理会社の経理の概況	追加
5 その他 (4) 訴訟事件その他の重要事項	4 管理会社の概況 (3) その他	追加

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（Global Funds Management S.A.）（以下「管理会社」といいます。）が管理するノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・ファンド（Nomura Multi Currency Japan Stock Fund）（以下「ファンド」といいます。）の運用状況は次のとおりです。

（１）投資状況

資産別および地域別の投資状況

（2020年12月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計 （円）	投資比率 （％）
普通株式	日本	33,532,275,480	87.46
現金・その他の資産（負債控除後）		4,805,808,238	12.54
合計（純資産総額）		38,338,083,718	100.00

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注２）外貨の円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、2020年12月30日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝103.50円、１豪ドル＝78.84円、１ユーロ＝126.95円、１英ポンド＝139.82円、１NZドル＝74.12円、１カナダドル＝80.83円）によります。以下、外貨の円金額表示はすべてこれによります。

（注３）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（２）運用実績

純資産の推移

2020年12月末日および同日前１年間における各月末の純資産の推移は以下のとおりです。

Aコース証券

	純資産総額		１口当りの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
2020年１月末日	106,568	11,030	9.90	1,025
２月末日	96,286	9,966	9.00	932
３月末日	86,387	8,941	8.07	835
４月末日	91,275	9,447	8.60	890
５月末日	97,907	10,133	9.30	963
６月末日	98,446	10,189	9.47	980
７月末日	95,170	9,850	9.20	952
８月末日	98,380	10,182	9.68	1,002
９月末日	98,920	10,238	9.84	1,018
10月末日	96,583	9,996	9.73	1,007
11月末日	103,383	10,700	11.19	1,158
12月末日	105,386	10,907	11.62	1,203

B コース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
2020年1月末日	63,473	6,569	14.75	1,527
2月末日	57,075	5,907	13.44	1,391
3月末日	50,879	5,266	12.06	1,248
4月末日	53,188	5,505	12.87	1,332
5月末日	56,807	5,880	13.94	1,443
6月末日	53,358	5,523	14.21	1,471
7月末日	50,803	5,258	13.70	1,418
8月末日	53,266	5,513	14.43	1,494
9月末日	52,895	5,475	14.69	1,520
10月末日	52,007	5,383	14.53	1,504
11月末日	56,861	5,885	16.73	1,732
12月末日	58,204	6,024	17.39	1,800

C コース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千豪ドル	百万円	豪ドル	円
2020年1月末日	94,246	7,430	9.84	776
2月末日	85,183	6,716	8.93	704
3月末日	79,062	6,233	7.97	628
4月末日	85,960	6,777	8.46	667
5月末日	93,125	7,342	9.14	721
6月末日	89,201	7,033	9.28	732
7月末日	85,532	6,743	9.03	712
8月末日	88,834	7,004	9.49	748
9月末日	88,448	6,973	9.64	760
10月末日	86,450	6,816	9.53	751
11月末日	93,445	7,367	10.93	862
12月末日	93,759	7,392	11.33	893

D コース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千豪ドル	百万円	豪ドル	円
2020年1月末日	38,795	3,059	15.92	1,255
2月末日	35,014	2,761	14.46	1,140
3月末日	31,879	2,513	12.91	1,018
4月末日	34,157	2,693	13.74	1,083
5月末日	36,794	2,901	14.86	1,172
6月末日	36,731	2,896	15.09	1,190
7月末日	34,971	2,757	14.59	1,150
8月末日	36,194	2,854	15.34	1,209
9月末日	36,292	2,861	15.61	1,231
10月末日	35,535	2,802	15.44	1,217
11月末日	39,115	3,084	17.74	1,399
12月末日	39,082	3,081	18.40	1,451

E コース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千ユーロ	百万円	ユーロ	円
2020年1月末日	4,338	551	8.64	1,097
2月末日	3,934	499	7.85	997
3月末日	3,665	465	7.10	901
4月末日	3,864	491	7.56	960
5月末日	4,171	530	8.17	1,037
6月末日	3,988	506	8.30	1,054
7月末日	3,832	486	8.07	1,024
8月末日	4,012	509	8.47	1,075
9月末日	4,072	517	8.60	1,092
10月末日	3,820	485	8.50	1,079
11月末日	4,132	525	9.76	1,239
12月末日	4,217	535	10.11	1,283

F コース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千ユーロ	百万円	ユーロ	円
2020年1月末日	4,147	526	12.30	1,561
2月末日	3,722	473	11.18	1,419
3月末日	3,387	430	10.12	1,285
4月末日	3,605	458	10.80	1,371
5月末日	3,859	490	11.68	1,483
6月末日	3,898	495	11.88	1,508
7月末日	3,747	476	11.47	1,456
8月末日	3,846	488	12.06	1,531
9月末日	3,903	495	12.26	1,556
10月末日	3,874	492	12.12	1,539
11月末日	4,398	558	13.93	1,768
12月末日	4,510	573	14.45	1,834

G コース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千英ポンド	百万円	英ポンド	円
2020年1月末日	660	92	8.95	1,251
2月末日	572	80	8.13	1,137
3月末日	516	72	7.29	1,019
4月末日	542	76	7.77	1,086
5月末日	586	82	8.40	1,174
6月末日	579	81	8.54	1,194
7月末日	563	79	8.31	1,162
8月末日	591	83	8.73	1,221
9月末日	601	84	8.87	1,240
10月末日	583	82	8.77	1,226
11月末日	628	88	10.07	1,408
12月末日	626	88	10.43	1,458

Hコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千英ポンド	百万円	英ポンド	円
2020年1月末日	1,392	195	13.41	1,875
2月末日	1,266	177	12.19	1,704
3月末日	1,122	157	10.95	1,531
4月末日	1,214	170	11.67	1,632
5月末日	1,308	183	12.64	1,767
6月末日	1,331	186	12.86	1,798
7月末日	1,286	180	12.43	1,738
8月末日	1,362	190	13.07	1,827
9月末日	1,386	194	13.30	1,860
10月末日	1,375	192	13.16	1,840
11月末日	1,573	220	15.12	2,114
12月末日	1,130	158	15.68	2,192

Iコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千NZドル	百万円	NZドル	円
2020年1月末日	110,641	8,201	9.61	712
2月末日	99,602	7,383	8.72	646
3月末日	88,860	6,586	7.81	579
4月末日	94,055	6,971	8.31	616
5月末日	101,382	7,514	8.97	665
6月末日	102,374	7,588	9.12	676
7月末日	96,609	7,161	8.87	657
8月末日	100,732	7,466	9.33	692
9月末日	101,122	7,495	9.48	703
10月末日	98,665	7,313	9.37	695
11月末日	108,270	8,025	10.74	796
12月末日	109,289	8,101	11.15	826

Jコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千NZドル	百万円	NZドル	円
2020年1月末日	16,619	1,232	16.44	1,219
2月末日	15,064	1,117	14.93	1,107
3月末日	13,512	1,002	13.38	992
4月末日	14,427	1,069	14.26	1,057
5月末日	15,476	1,147	15.42	1,143
6月末日	15,435	1,144	15.68	1,162
7月末日	14,736	1,092	15.14	1,122
8月末日	15,308	1,135	15.94	1,181
9月末日	15,346	1,137	16.22	1,202
10月末日	15,188	1,126	16.05	1,190
11月末日	15,214	1,128	18.42	1,365
12月末日	15,573	1,154	19.13	1,418

Kコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千カナダドル	百万円	カナダドル	円
2020年1月末日	1,968	159	9.06	732
2月末日	1,707	138	8.24	666
3月末日	1,557	126	7.35	594
4月末日	1,655	134	7.81	631
5月末日	1,788	145	8.44	682
6月末日	1,816	147	8.57	693
7月末日	1,767	143	8.34	674
8月末日	1,857	150	8.76	708
9月末日	1,876	152	8.90	719
10月末日	1,792	145	8.80	711
11月末日	2,006	162	10.11	817
12月末日	2,079	168	10.49	848

Lコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千カナダドル	百万円	カナダドル	円
2020年1月末日	1,614	130	13.27	1,073
2月末日	1,446	117	12.08	976
3月末日	1,293	105	10.81	874
4月末日	1,378	111	11.52	931
5月末日	1,490	120	12.46	1,007
6月末日	1,305	105	12.67	1,024
7月末日	1,260	102	12.24	989
8月末日	1,345	109	12.88	1,041
9月末日	1,369	111	13.10	1,059
10月末日	1,354	109	12.97	1,048
11月末日	1,511	122	14.91	1,205
12月末日	1,550	125	15.48	1,251

分配の推移

	Aコース証券 1口当たり分配金		Bコース証券 1口当たり分配金	
	米ドル	円	米ドル	円
2020年 1 月	0.30	31.05	-	-
2 月	0.02	2.07	-	-
3 月	0.01	1.04	-	-
4 月	0.01	1.04	-	-
5 月	0.01	1.04	-	-
6 月	0.01	1.04	-	-
7 月	0.01	1.04	0.12	12.42
8 月	0.01	1.04	-	-
9 月	0.01	1.04	-	-
10月	0.01	1.04	-	-
11月	0.01	1.04	-	-
12月	0.01	1.04	-	-

	Cコース証券 1口当たり分配金		Dコース証券 1口当たり分配金	
	豪ドル	円	豪ドル	円
2020年 1 月	0.14	11.04	-	-
2 月	0.01	0.79	-	-
3 月	0.01	0.79	-	-
4 月	0.01	0.79	-	-
5 月	0.01	0.79	-	-
6 月	0.01	0.79	-	-
7 月	0.01	0.79	0.12	9.46
8 月	0.01	0.79	-	-
9 月	0.01	0.79	-	-
10月	0.01	0.79	-	-
11月	0.01	0.79	-	-
12月	0.01	0.79	-	-

	Eコース証券 1口当たり分配金		Fコース証券 1口当たり分配金	
	ユーロ	円	ユーロ	円
2020年 1 月	0.01	1.27	-	-
2 月	0.01	1.27	-	-
3 月	0.01	1.27	-	-
4 月	0.01	1.27	-	-
5 月	0.01	1.27	-	-
6 月	0.01	1.27	-	-
7 月	0.01	1.27	0.10	12.70
8 月	0.01	1.27	-	-
9 月	0.01	1.27	-	-
10月	0.01	1.27	-	-
11月	0.01	1.27	-	-
12月	0.01	1.27	-	-

	Gコース証券 1口当たり分配金		Hコース証券 1口当たり分配金	
	英ポンド	円	英ポンド	円
2020年 1 月	0.01	1.40	-	-
2 月	0.01	1.40	-	-
3 月	0.01	1.40	-	-
4 月	0.01	1.40	-	-
5 月	0.01	1.40	-	-
6 月	0.01	1.40	-	-
7 月	0.01	1.40	0.11	15.38
8 月	0.01	1.40	-	-
9 月	0.01	1.40	-	-
10月	0.01	1.40	-	-
11月	0.01	1.40	-	-
12月	0.01	1.40	-	-

	Iコース証券 1口当たり分配金		Jコース証券 1口当たり分配金	
	N Z ドル	円	N Z ドル	円
2020年 1 月	0.01	0.74	-	-
2 月	0.01	0.74	-	-
3 月	0.01	0.74	-	-
4 月	0.01	0.74	-	-
5 月	0.01	0.74	-	-
6 月	0.01	0.74	-	-
7 月	0.01	0.74	0.13	9.64
8 月	0.01	0.74	-	-
9 月	0.01	0.74	-	-
10月	0.01	0.74	-	-
11月	0.01	0.74	-	-
12月	0.01	0.74	-	-

	Kコース証券 1口当たり分配金		Lコース証券 1口当たり分配金	
	カナダドル	円	カナダドル	円
2020年 1 月	0.02	1.62	-	-
2 月	0.02	1.62	-	-
3 月	0.02	1.62	-	-
4 月	0.02	1.62	-	-
5 月	0.01	0.81	-	-
6 月	0.01	0.81	-	-
7 月	0.01	0.81	0.10	8.08
8 月	0.01	0.81	-	-
9 月	0.01	0.81	-	-
10月	0.01	0.81	-	-
11月	0.01	0.81	-	-
12月	0.01	0.81	-	-

		設定来累計 (2020年12月末日現在)
Aコース証券	米ドル	4.73
Bコース証券	米ドル	1.23
Cコース証券	豪ドル	5.08
Dコース証券	豪ドル	1.29
Eコース証券	ユーロ	3.98
Fコース証券	ユーロ	1.13
Gコース証券	英ポンド	4.47
Hコース証券	英ポンド	1.18
Iコース証券	NZドル	5.46
Jコース証券	NZドル	1.32
Kコース証券	カナダドル	4.34
Lコース証券	カナダドル	1.15

収益率の推移

	期間	収益率(%)
Aコース証券	2020年1月1日～2020年12月末日	16.0
Bコース証券		16.5
Cコース証券		13.8
Dコース証券		14.0
Eコース証券		15.7
Fコース証券		15.8
Gコース証券		15.4
Hコース証券		15.4
Iコース証券		14.8
Jコース証券		14.8
Kコース証券		15.0
Lコース証券		15.2

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 2020年12月末日現在の1口当りの純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 2019年12月末日現在の1口当りの純資産価格

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

期間		収益率（％）
2011年	Aコース証券	-17.3
	Bコース証券	-17.5
	Cコース証券	-14.9
	Dコース証券	-15.0
	Eコース証券	-18.0
	Fコース証券	-17.9
	Gコース証券	-17.8
	Hコース証券	-17.9
	Iコース証券	-16.7
	Jコース証券	-16.8
	Kコース証券	-17.6
	Lコース証券	-17.8
2012年	Aコース証券	22.4
	Bコース証券	22.8
	Cコース証券	25.9
	Dコース証券	26.2
	Eコース証券	21.6
	Fコース証券	21.6
	Gコース証券	22.0
	Hコース証券	22.4
	Iコース証券	23.9
	Jコース証券	24.1
	Kコース証券	23.1
	Lコース証券	23.2
2013年	Aコース証券	53.7
	Bコース証券	54.1
	Cコース証券	57.4
	Dコース証券	57.9
	Eコース証券	53.7
	Fコース証券	54.3
	Gコース証券	54.2
	Hコース証券	54.7
	Iコース証券	56.3
	Jコース証券	56.6
	Kコース証券	54.7
	Lコース証券	55.2
2014年	Aコース証券	5.8
	Bコース証券	6.0
	Cコース証券	8.7
	Dコース証券	8.9
	Eコース証券	6.1
	Fコース証券	6.3
	Gコース証券	6.5
	Hコース証券	6.6
	Iコース証券	9.2
	Jコース証券	9.6
	Kコース証券	6.5
	Lコース証券	6.6

期間		収益率（％）
2015年	Aコース証券	9.0
	Bコース証券	8.9
	Cコース証券	10.9
	Dコース証券	10.9
	Eコース証券	9.3
	Fコース証券	9.3
	Gコース証券	8.9
	Hコース証券	8.8
	Iコース証券	12.0
	Jコース証券	12.0
	Kコース証券	9.2
	Lコース証券	9.3
2016年	Aコース証券	- 0.1
	Bコース証券	0.0
	Cコース証券	0.5
	Dコース証券	0.6
	Eコース証券	- 0.8
	Fコース証券	- 0.7
	Gコース証券	- 0.9
	Hコース証券	- 0.7
	Iコース証券	1.1
	Jコース証券	1.2
	Kコース証券	- 0.9
	Lコース証券	- 0.9
2017年	Aコース証券	20.7
	Bコース証券	20.8
	Cコース証券	21.7
	Dコース証券	21.8
	Eコース証券	18.5
	Fコース証券	18.6
	Gコース証券	19.4
	Hコース証券	19.4
	Iコース証券	21.9
	Jコース証券	22.0
	Kコース証券	20.5
	Lコース証券	20.7
2018年	Aコース証券	- 10.2
	Bコース証券	- 10.3
	Cコース証券	- 10.8
	Dコース証券	- 10.9
	Eコース証券	- 12.7
	Fコース証券	- 12.7
	Gコース証券	- 11.8
	Hコース証券	- 11.9
	Iコース証券	- 10.3
	Jコース証券	- 10.4
	Kコース証券	- 11.3
	Lコース証券	- 11.3

期間		収益率（％）
2019年	Aコース証券	21.4
	Bコース証券	21.6
	Cコース証券	19.8
	Dコース証券	20.0
	Eコース証券	17.9
	Fコース証券	17.9
	Gコース証券	18.6
	Hコース証券	18.8
	Iコース証券	20.0
	Jコース証券	20.2
	Kコース証券	20.3
	Lコース証券	20.5
2020年	Aコース証券	16.0
	Bコース証券	16.5
	Cコース証券	13.8
	Dコース証券	14.0
	Eコース証券	15.7
	Fコース証券	15.8
	Gコース証券	15.4
	Hコース証券	15.4
	Iコース証券	14.8
	Jコース証券	14.8
	Kコース証券	15.0
	Lコース証券	15.2

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

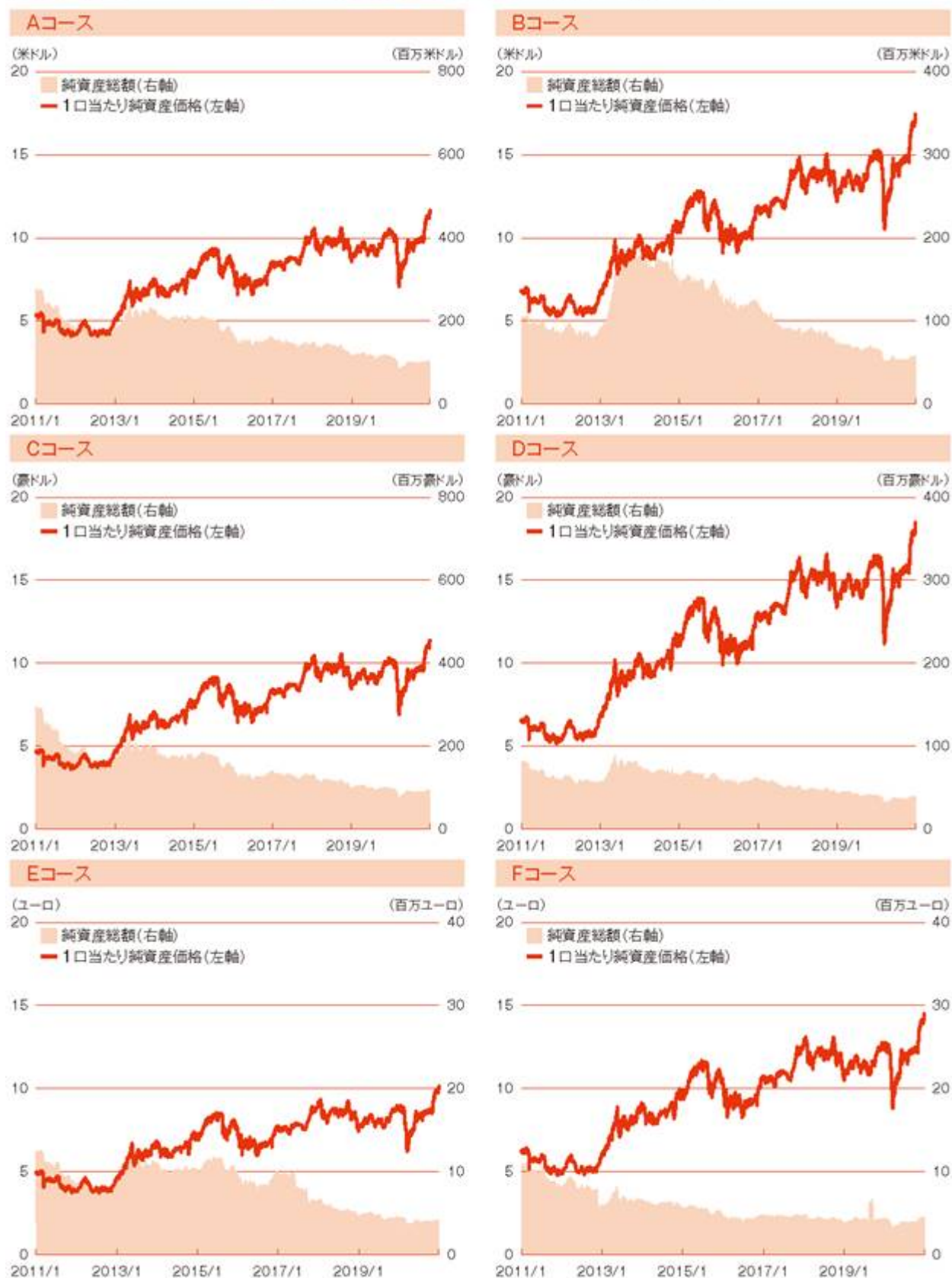
a = 暦年末の1口当りの純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当りの純資産価格（分配落の額）

ファンドにはベンチマークはありません。

< 参考情報 >

純資産総額および1口当たりの純資産価格の推移 (2020年12月末日現在)



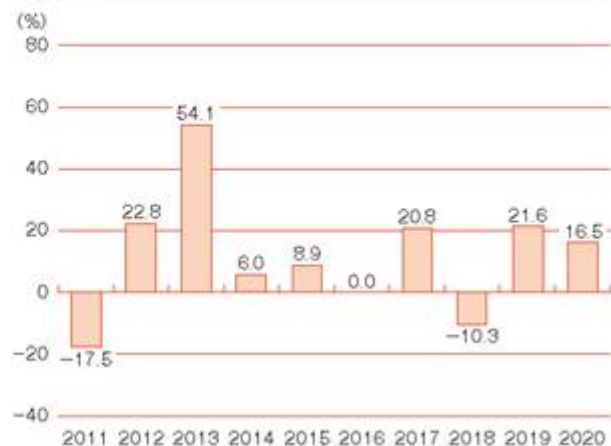


収益率の推移（暦年ベース）

Aコース



Bコース



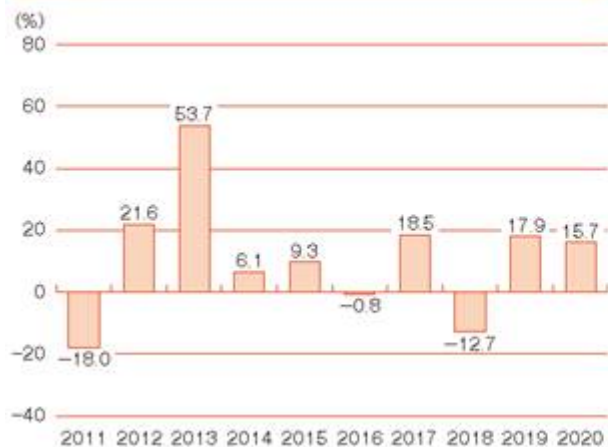
Cコース



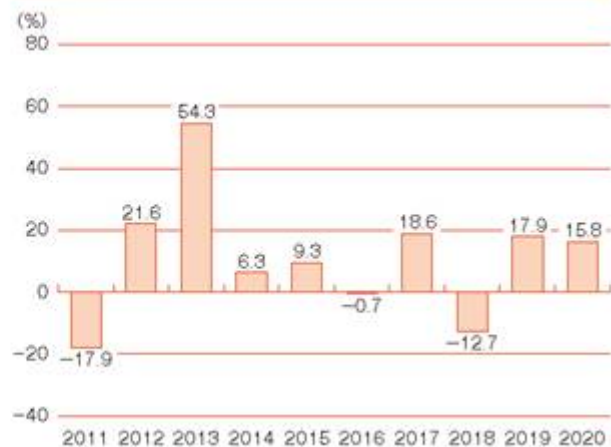
Dコース



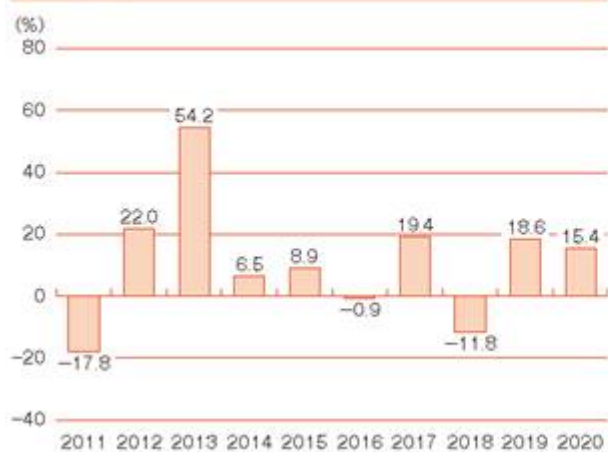
Eコース



Fコース



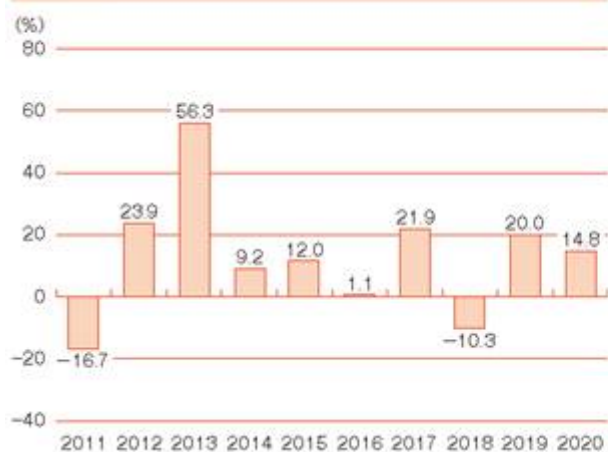
Gコース



Hコース



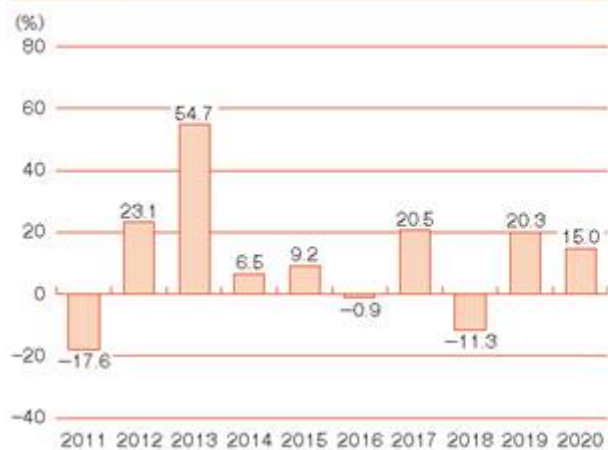
Iコース



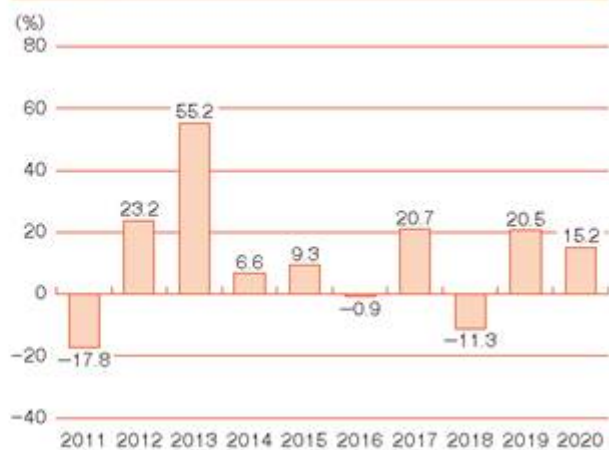
Jコース



Kコース



Lコース



2 販売及び買戻しの実績

2020年12月末日前1年間ににおける販売および買戻しの実績ならびに2020年12月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
Aコース証券	175,562 (175,562)	2,014,227 (2,014,227)	9,070,128 (9,070,128)
Bコース証券	107,125 (107,125)	1,135,870 (1,135,870)	3,347,665 (3,347,665)
Cコース証券	877,222 (877,222)	2,242,560 (2,242,560)	8,272,269 (8,272,269)
Dコース証券	235,595 (235,595)	567,009 (567,009)	2,123,632 (2,123,632)
Eコース証券	45,248 (45,248)	133,835 (133,835)	417,213 (417,213)
Fコース証券	10,400 (10,400)	41,106 (41,106)	312,083 (312,083)
Gコース証券	800 (800)	15,950 (15,950)	60,059 (60,059)
Hコース証券	5,760 (5,760)	37,549 (37,549)	72,047 (72,047)
Iコース証券	16,220 (16,220)	1,835,223 (1,835,223)	9,805,438 (9,805,438)
Jコース証券	11,103 (11,103)	211,593 (211,593)	814,020 (814,020)
Kコース証券	4,600 (4,600)	26,236 (26,236)	198,266 (198,266)
Lコース証券	2,400 (2,400)	23,835 (23,835)	100,085 (100,085)

（注）（ ）の数は本邦内における販売口数、買戻口数または発行済口数です。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a．ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b．ファンドの中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていません。
- c．ファンドの原文の中間財務書類は、日本円および各コース証券の基準通貨で表示されています。

(1) 資産及び負債の状況

ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・ファンド

純資産計算書

2020年11月20日現在

(日本円で表示)

注記

資産

投資有価証券 - 時価 (取得価額 : 19,054,259,542円)	2	31,147,580,640
銀行預金		2,356,230,307
先物契約未実現利益	13	367,660,000
先渡為替契約未実現利益	12	330,621,776
デリバティブに係る未収証拠金		1,029,871,447
ブローカーからの未収金		1,415,799,120
未収収益		161,766,781
受益証券発行未収金		1,286,406
その他の未収金		487,074

資産合計

36,811,303,551

負債

先渡為替契約未実現損失	12	173,298,694
現金および現金等価物に係る未払利息純額		497,337
受益証券買戻未払金		320,233,256
未払費用	9	105,877,340

負債合計

599,906,627

純資産

36,211,396,924

以下のように受益証券によって表章される。

	1口当たり純資産価格	発行済受益証券数 (口数)	純資産
Aコース証券(米ドル建て)	10.81	9,298,410	100,481,422
Bコース証券(米ドル建て)	16.16	3,446,385	55,680,042
Cコース証券(豪ドル建て)	10.57	8,586,592	90,740,977
Dコース証券(豪ドル建て)	17.14	2,211,327	37,909,994
Eコース証券(ユーロ建て)	9.43	424,433	4,000,320
Fコース証券(ユーロ建て)	13.46	316,449	4,259,484
Gコース証券(英ポンド建て)	9.73	64,759	629,885
Hコース証券(英ポンド建て)	14.61	103,957	1,518,854
Iコース証券(NZドル建て)	10.39	10,180,418	105,735,316
Jコース証券(NZドル建て)	17.81	831,872	14,815,851
Kコース証券(カナダドル建て)	9.76	199,436	1,947,365
Lコース証券(カナダドル建て)	14.40	101,330	1,459,288

添付の注記は当財務書類の一部である。

発行済受益証券数の変動表
2020年11月20日に終了した期間

A コース証券

期首現在発行済受益証券数	10,550,319
発行受益証券数	22,368
買戻受益証券数	(1,274,277)
期末現在発行済受益証券数	9,298,410

B コース証券

期首現在発行済受益証券数	4,084,048
発行受益証券数	7,650
買戻受益証券数	(645,313)
期末現在発行済受益証券数	3,446,385

C コース証券

期首現在発行済受益証券数	10,209,039
発行受益証券数	85,478
買戻受益証券数	(1,707,925)
期末現在発行済受益証券数	8,586,592

D コース証券

期首現在発行済受益証券数	2,502,869
発行受益証券数	32,212
買戻受益証券数	(323,754)
期末現在発行済受益証券数	2,211,327

E コース証券

期首現在発行済受益証券数	510,558
発行受益証券数	0
買戻受益証券数	(86,125)
期末現在発行済受益証券数	424,433

F コース証券

期首現在発行済受益証券数	330,319
発行受益証券数	3,125
買戻受益証券数	(16,995)
期末現在発行済受益証券数	316,449

G コース証券

期首現在発行済受益証券数	69,759
発行受益証券数	0
買戻受益証券数	(5,000)
期末現在発行済受益証券数	64,759

Hコース証券

期首現在発行済受益証券数	103,987
発行受益証券数	1,075
買戻受益証券数	(1,105)
期末現在発行済受益証券数	103,957

Iコース証券

期首現在発行済受益証券数	11,309,389
発行受益証券数	1,000
買戻受益証券数	(1,129,971)
期末現在発行済受益証券数	10,180,418

Jコース証券

期首現在発行済受益証券数	1,006,155
発行受益証券数	2,960
買戻受益証券数	(177,243)
期末現在発行済受益証券数	831,872

Kコース証券

期首現在発行済受益証券数	211,839
発行受益証券数	100
買戻受益証券数	(12,503)
期末現在発行済受益証券数	199,436

Lコース証券

期首現在発行済受益証券数	119,600
発行受益証券数	2,300
買戻受益証券数	(20,570)
期末現在発行済受益証券数	101,330

ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・ファンド

中間財務書類に対する注記

2020年11月20日現在

注１－組織

ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて共有持分型投資信託（*fonds commun de placement*）としてルクセンブルグにおいて設定されたノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・ファンド（以下「ファンド」という。）は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された株式会社（*société anonyme*）でありルクセンブルグ大公国エスベランジュに登録上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「管理会社」という。）によって、その共有者（以下「受益者」という。）の利益のために管理運用される、譲渡性のある証券およびその他の資産からなる非法人形態の共有体である。ファンドの資産は、管理会社の資産および管理会社によって管理運用されるその他の投資信託の資産から分別されている。

管理会社は、2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法律（改訂済）（「2013年法」）の第1条第46項に定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社である。

管理会社は、ファンドのために、12種類のクラス受益証券を発行している。すなわち、米ドル建てのAコース証券（分配型）（以下「Aコース証券」という。）、米ドル建てのBコース証券（成長型）（以下「Bコース証券」という。）、豪ドル建てのCコース証券（分配型）（以下「Cコース証券」という。）、豪ドル建てのDコース証券（成長型）（以下「Dコース証券」という。）、ユーロ建てのEコース証券（分配型）（以下「Eコース証券」という。）、ユーロ建てのFコース証券（成長型）（以下「Fコース証券」という。）、英ポンド建てのGコース証券（分配型）（以下「Gコース証券」という。）、英ポンド建てのHコース証券（成長型）（以下「Hコース証券」という。）、NZドル建てのIコース証券（分配型）（以下「Iコース証券」という。）、NZドル建てのJコース証券（成長型）（以下「Jコース証券」という。）、カナダドル建てのKコース証券（分配型）（以下「Kコース証券」という。）、およびカナダドル建てのLコース証券（成長型）（以下「Lコース証券」という。）である。全コース証券の全受益証券を、合わせて「ファンド証券」という。

各コース証券に帰属するファンド資産は、日本円を売り各コース証券の表示通貨を買う為替取引を（可能な範囲で）行う。

ファンド証券の所有権は、ファンドが保有する広範囲にわたる有価証券に投資する機会を受益者に与える。同じコース証券の受益証券はすべて、分配、買戻しおよび清算手取金に関して同等の権利を有する。

ファンドは、ルクセンブルグ大公国で設定され、2010年12月17日の投資信託に関する法律（改正済）（「2010年法」）のパートの下で適格性を有し、また2013年法の第1条第39項に定義されるオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。

ファンドの存続期間は、当初2011年5月20日までであったが、直近では2019年11月20日付で2026年5月20日までに延長されている。

ファンドの投資目的は、日本の株式市場のパフォーマンスを、異なる6つの外貨（米ドル、豪ドル、ユーロ、英ポンド、NZドルおよびカナダドル）で追求することである。

通常の市場環境においては、ファンドはその純資産総額の少なくとも90%を、日経平均株価「日経225」に沿うパッシブ（受動的）な投資方法に基づき、日本の株式に分散投資し、一定の範囲において日本株の株価指数先物取引にも投資する。

12のコースの全資産は、一つのプール（「共通ポートフォリオ」）で運用され、プール内の資産は、各々のコースの純資産総額に基づき12のコースに帰属する。さらに、ファンドの各コースは、日本円を売り各々の表示通貨を買う為替取引を行うために、為替先渡取引を利用する。

注２－重要な会計方針

財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグにおける法令上の要件に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

投資有価証券

（a）証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の終値により評価される。有価証券が複数の証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されて

いる場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の終値により評価される。

- (b) 証券取引所に上場されておらずまたは他の規制ある市場において取引が行われていない有価証券は、それらの入手可能な直近の市場価格によって評価される。
- (c) 相場価格が入手できないか、または上記(a)および/または(b)に記載される価格が当該有価証券の公正な市場価格を反映していない場合には、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格に基づき評価される。
- (d) 株価指数先物は、取引が行われている規制ある市場における入手可能な取引最終値で評価される。
- (e) 現金およびその他の流動資産は、額面額に発生した利息を加え評価される。
- (f) オープン・エンド型の投資信託の受益証券は、報告された直近の純資産価格で評価される。
- (g) 残存期間1年以内の短期金融商品は、()市場価格または()市場価格が入手できない場合または適切でない場合には、償却原価で評価される。

異常な事態により、上述の評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価のため、慎重かつ誠実に他の評価方法を用いる権限を付与されている。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義で認識される。配当金は、配当落日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却された証券の平均取得原価に基づいて算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を日本円で記帳し、財務書類は当該通貨で表示される。日本円以外の通貨建ての資産および負債は、期末現在で適用される為替レートで日本円に換算される。日本円以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な実勢為替レートで日本円に換算される。

日本円以外の通貨建て投資証券取引は、取引日の適用為替レートで日本円に換算される。

ファンドは、投資証券に係る為替レートの変動の結果生じる運用実績の部分と、保有証券の市場価格変動から生じる部分を区分しない。かかる変動は、投資証券による実現および未実現損益に計上される。

2020年11月20日現在の為替レート：

1 円	=	0.01321	豪ドル
1 円	=	0.01259	カナダドル
1 円	=	0.00811	ユーロ
1 円	=	0.00726	英ポンド
1 円	=	0.01390	NZドル
1 円	=	0.00963	米ドル

先渡為替契約

先渡為替契約は、満期までの残存期間に関して期末日現在で適用される先渡レートで評価される。先渡為替契約の結果生じる損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書に、未実現利益は資産として計上され、未実現損失は負債として計上される。

先物契約

当初証拠金の預託は、先物契約を締結する際に行われ、現金または有価証券のいずれかで行うことができる。先物契約の継続期間中、契約価額の変動は各評価日の終了時の契約価額を反映するように先物契約を値洗いすることによって未実現損益として認識される。

変動証拠金の支払いは、未実現損益の有無により、支払われるかまたは受領される。未実現利益は純資産計算書上で資産として計上され、未実現損失は負債として計上される。ファンドは契約終結時に、開始時の契約価額と終結時の評価額との差額に等しい実現損益を計上する。

注３－管理報酬

管理会社は、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.03%の管理報酬を日本円でファンドの純資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

注４－投資運用報酬

投資運用会社は、投資運用・顧問業務について、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.40%の投資運用報酬を日本円でファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する。

注５－代行協会員報酬

代行協会員は、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.30%の報酬を日本円でファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

注６－保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.07%の保管報酬を日本円でファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有する。保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関への保管費用は、ファンドまたは各コース証券が適切に負担する。

注７－管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.05%の管理事務代行報酬を日本円でファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有する。管理事務代行会社が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）は、ファンドまたは各コース証券が適切に負担する。

注８－販売会社報酬

各販売会社は、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額（ただし、日本における当該販売会社が販売し、当該四半期中に買戻されていない受益証券に帰属するもの）の平均額の年率0.20%の報酬を日本円でファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

注９－未払費用

	(日本円)
投資運用報酬	35,652,523
代行協会員報酬および販売会社報酬	44,533,189
管理事務代行報酬	4,454,288
保管報酬	6,239,989
管理報酬	2,674,045
海外登録費用	5,529,800
現金支出費	1,780,373
専門家報酬	2,435,968
年次税	2,577,165
未払費用	<u>105,877,340</u>

注10－分配

Aコース証券、Cコース証券、Eコース証券、Gコース証券、Iコース証券、Kコース証券

当該コース証券に関して、管理会社は、純投資収益および実現・未実現売買益（キャピタル・ゲイン）から毎月または随時分配を宣言することができるが、分配金を合理的な水準に維持する必要がある場合には分配可能なその他の資産からも分配を行うことができる。

管理会社は、毎月10日現在の受益者に対して、安定的な月次分配を行う予定である。毎月10日が評価日でない場合は、その直前の評価日現在の受益者に対して分配が行われる。管理会社は、1月および7月に、当該各コース証券の純資産額を勘案して追加的に分配を行う場合がある。

Bコース証券、Dコース証券、Fコース証券、Hコース証券、Jコース証券、Lコース証券

当該コース証券に関して、管理会社は、純投資収益および実現・未実現売買益（キャピタル・ゲイン）から毎年または随時分配を宣言することができるが、分配金を合理的な水準に維持する必要がある場合には分配可能なその他の資産からも分配を行うことができる。

管理会社は、毎年7月10日現在の受益者に対して年次分配を行う予定である。7月10日が評価日でない場合は、その直前の評価日現在の受益者に対して分配が行われる。

分配の結果、ファンドの純資産総額が、ルクセンブルグ法によって要求される、投資信託の純資産の最低額の日本円相当額を下回る場合には、分配を行うことができない。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅しファンドに帰属する。

2020年11月20日に終了した期間に、ファンドは総額241,964,799円を分配した。

注11 - 税金

ファンドは、ルクセンブルグの法律に従って課税される。ルクセンブルグの現行法規に従い、ファンドは純資産に対し年率0.05%の年次税（*taxe d'abonnement*）を課され、四半期毎に計算し支払う。現在の法律によれば、ファンドおよび受益者（ルクセンブルグに住所、登記された事務所または恒久的施設を保有しているか、または一定の状況下でかつて保有していた個人もしくは法人を除く。）はいずれも、ルクセンブルグの所得税、キャピタル・ゲイン税または源泉税もしくは相続税を課されない。ファンドは、投資国において支払う源泉税控除後の有価証券投資収益を取得する。

注12 - 先渡為替契約

2020年11月20日現在、ファンドは、注1に記述のとおり各コース証券に属する資産の為替取引を行うために利用した、以下の未決済先渡為替契約を有していた。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	未実現（損）益 （日本円）
N Z ドル	1,521,826	日本円	106,605,752	2020年12月 8 日	2,831,166
N Z ドル	1,836,690	日本円	129,293,908	2020年12月 8 日	2,785,382
豪ドル	1,621,936	日本円	121,755,299	2020年12月 8 日	1,026,882
米ドル	2,446,728	日本円	253,271,524	2020年12月 8 日	728,464
豪ドル	1,979,102	日本円	149,268,406	2020年12月 8 日	551,612
N Z ドル	2,485,664	日本円	178,655,380	2020年12月 8 日	92,719
N Z ドル	2,485,986	日本円	178,655,380	2020年12月21日	86,841
ユーロ	98,867	日本円	12,136,252	2020年12月 8 日	64,045
英ポンド	25,733	日本円	3,494,349	2020年12月 8 日	51,379
英ポンド	31,813	日本円	4,333,456	2020年12月 8 日	49,942
ユーロ	125,836	日本円	15,482,882	2020年12月 8 日	45,513
カナダドル	42,017	日本円	3,334,452	2020年12月 8 日	3,145
英ポンド	45,103	日本円	6,212,896	2020年12月 8 日	1,724
英ポンド	45,107	日本円	6,212,896	2020年12月21日	1,585
カナダドル	51,360	日本円	4,083,812	2020年12月 8 日	(4,026)
カナダドル	72,319	日本円	5,764,165	2020年12月 8 日	(19,514)
カナダドル	72,327	日本円	5,764,165	2020年12月21日	(19,698)
ユーロ	173,939	日本円	21,540,508	2020年12月 8 日	(76,156)
ユーロ	173,916	日本円	21,540,508	2020年12月21日	(76,675)
米ドル	1,984,007	日本円	206,865,646	2020年12月 8 日	(901,678)
豪ドル	2,698,586	日本円	205,624,238	2020年12月 8 日	(1,338,629)
豪ドル	2,698,745	日本円	205,624,238	2020年12月21日	(1,339,256)
米ドル	3,344,839	日本円	349,703,133	2020年12月 8 日	(2,468,342)
米ドル	3,345,328	日本円	349,703,133	2020年12月21日	(2,477,597)
N Z ドル	57,906,923	日本円	4,005,538,635	2020年12月 8 日	158,639,732

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	未実現（損）益 （日本円）
豪ドル	62,252,375	日本円	4,567,708,095	2020年12月 8 日	144,857,721
ユーロ	3,954,079	日本円	482,559,455	2020年12月 8 日	5,377,976
英ポンド	930,248	日本円	125,595,394	2020年12月 8 日	2,579,756
N Z ドル	59,048,745	日本円	4,244,163,241	2020年12月21日	1,436,285
カナダドル	1,587,213	日本円	124,820,923	2020年12月 8 日	1,257,936
英ポンド	1,121,729	日本円	154,837,678	2020年12月21日	(294,803)
カナダドル	1,676,510	日本円	133,696,002	2020年12月21日	(542,002)
ユーロ	4,090,990	日本円	507,181,782	2020年12月21日	(2,292,699)
豪ドル	63,108,506	日本円	4,810,011,818	2020年12月21日	(32,932,868)
米ドル	78,350,077	日本円	8,179,288,837	2020年12月21日	(47,009,610)
米ドル	75,763,031	日本円	7,945,662,066	2020年12月 8 日	(80,542,304)
日本円	371,054,806	米ドル	3,533,236	2020年12月 8 日	4,262,120
日本円	61,905,107	豪ドル	804,087	2020年12月 8 日	1,034,918
日本円	59,514,556	米ドル	566,706	2020年12月 8 日	683,613
日本円	39,312,601	N Z ドル	541,147	2020年12月 8 日	397,847
日本円	29,740,445	米ドル	284,982	2020年12月21日	160,930
日本円	9,350,184	豪ドル	121,449	2020年12月 8 日	156,314
日本円	24,926,069	ユーロ	200,801	2020年12月 8 日	146,957
日本円	32,319,370	米ドル	310,130	2020年12月21日	129,682
日本円	7,313,826	豪ドル	94,999	2020年12月 8 日	122,271
日本円	16,840,400	豪ドル	221,077	2020年12月 8 日	104,590
日本円	18,435,430	豪ドル	242,373	2020年12月 8 日	87,547
日本円	8,689,173	豪ドル	113,681	2020年12月 8 日	83,402
日本円	6,820,984	豪ドル	89,187	2020年12月 8 日	69,383
日本円	8,772,482	米ドル	83,895	2020年12月 8 日	63,165
日本円	11,413,801	豪ドル	150,058	2020年12月 8 日	54,203
日本円	6,350,216	豪ドル	83,182	2020年12月 8 日	53,228
日本円	8,091,324	豪ドル	106,221	2020年12月 8 日	50,252
日本円	4,350,101	豪ドル	56,879	2020年12月 8 日	44,250
日本円	6,537,614	豪ドル	85,824	2020年12月 8 日	40,603
日本円	3,474,150	N Z ドル	47,822	2020年12月 8 日	35,158
日本円	22,079,874	N Z ドル	306,583	2020年12月 8 日	33,006
日本円	7,441,469	N Z ドル	103,051	2020年12月 8 日	30,853
日本円	7,491,134	豪ドル	98,556	2020年12月 8 日	30,328
日本円	7,368,342	豪ドル	96,940	2020年12月 8 日	29,831
日本円	22,928,328	米ドル	220,620	2020年12月21日	29,222
日本円	5,093,197	豪ドル	66,960	2020年12月 8 日	24,187
日本円	2,263,547	豪ドル	29,597	2020年12月 8 日	23,025
日本円	4,108,764	米ドル	39,371	2020年12月21日	22,233
日本円	15,318,002	米ドル	147,392	2020年12月21日	19,524
日本円	1,793,555	ユーロ	14,388	2020年12月 8 日	18,024
日本円	3,243,730	カナダドル	40,608	2020年12月 8 日	18,010
日本円	4,377,917	米ドル	42,009	2020年12月21日	17,567
日本円	3,653,738	豪ドル	48,070	2020年12月 8 日	14,792
日本円	2,789,684	米ドル	26,769	2020年12月21日	11,194
日本円	5,994,486	米ドル	57,680	2020年12月21日	7,640
日本円	14,644,994	米ドル	141,025	2020年12月21日	7,373
日本円	2,188,480	ユーロ	17,674	2020年12月21日	7,146
日本円	40,319,803	豪ドル	532,569	2020年12月21日	6,268
日本円	34,932,543	豪ドル	461,411	2020年12月21日	5,430
日本円	316,133	豪ドル	4,141	2020年12月 8 日	2,650
日本円	547,194	米ドル	5,246	2020年12月 8 日	2,544

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	未実現（損）益 （日本円）
日本円	418,857	米ドル	4,016	2020年12月 8 日	1,948
日本円	163,591	カナダドル	2,036	2020年12月 8 日	1,852
日本円	252,877	カナダドル	3,165	2020年12月 8 日	1,404
日本円	716,159	N Z ドル	9,944	2020年12月 8 日	1,070
日本円	3,804,886	豪ドル	50,257	2020年12月21日	592
日本円	125,657	米ドル	1,204	2020年12月 8 日	584
日本円	2,224,751	米ドル	21,428	2020年12月21日	572
日本円	169,244	ユーロ	1,367	2020年12月21日	536
日本円	845,829	米ドル	8,145	2020年12月21日	426
日本円	118,483	ユーロ	957	2020年12月21日	375
日本円	1,178,782	米ドル	11,354	2020年12月21日	303
日本円	169,608	ユーロ	1,373	2020年12月21日	159
日本円	204,593	英ポンド	1,484	2020年12月21日	139
日本円	465,079	N Z ドル	6,466	2020年12月21日	131
日本円	100,140	英ポンド	726	2020年12月21日	49
日本円	10,148	カナダドル	127	2020年12月21日	(12)
日本円	254,790	N Z ドル	3,544	2020年12月 8 日	(65)
日本円	62,190	N Z ドル	867	2020年12月 8 日	(193)
日本円	4,121,751	N Z ドル	57,331	2020年12月 8 日	(1,048)
日本円	131,593	豪ドル	1,753	2020年12月 8 日	(1,141)
日本円	607,117	英ポンド	4,419	2020年12月21日	(1,697)
日本円	5,648,537	N Z ドル	78,577	2020年12月 8 日	(2,117)
日本円	608,487	ユーロ	4,950	2020年12月 8 日	(2,348)
日本円	5,981,372	豪ドル	79,044	2020年12月 8 日	(2,374)
日本円	1,884,962	英ポンド	13,720	2020年12月21日	(5,270)
日本円	741,432	豪ドル	9,879	2020年12月 8 日	(6,429)
日本円	2,155,956	豪ドル	28,700	2020年12月 8 日	(16,662)
日本円	5,242,706	米ドル	50,706	2020年12月 8 日	(21,217)
日本円	16,027,383	N Z ドル	223,390	2020年12月 8 日	(36,945)
日本円	26,147,314	N Z ドル	364,441	2020年12月 8 日	(60,272)
日本円	25,172,728	米ドル	243,131	2020年12月 8 日	(67,265)
日本円	23,844,940	N Z ドル	332,618	2020年12月 8 日	(74,186)
日本円	21,376,904	米ドル	206,752	2020年12月 8 日	(86,508)
日本円	33,444,819	N Z ドル	466,700	2020年12月 8 日	(116,316)
日本円	15,707,141	豪ドル	209,092	2020年12月 8 日	(121,388)
日本円	35,264,326	N Z ドル	492,090	2020年12月 8 日	(122,644)
日本円	81,040,859	米ドル	782,735	2020年12月 8 日	(216,550)
N Z ドル	1,795	日本円	128,634	2020年12月 8 日	447
ユーロ	1,351	日本円	166,635	2020年12月 8 日	80
豪ドル	3,442	日本円	260,523	2020年12月21日	24
米ドル	1,622	日本円	168,397	2020年12月21日	(43)
豪ドル	5,184	日本円	392,471	2020年12月21日	(62)
米ドル	1,629	日本円	169,166	2020年12月21日	(85)
					<u>157,323,082</u>

注13 - 先物契約

2020年11月20日現在、ファンドは、以下の未決済先物契約を有していた。

通貨	契約数	銘柄	満期日	時価 (日本円)	未実現利益 (日本円)
ロング・ポジション					
日本円	196	先物 日経225大阪取引所	2020年12月	5,005,840,000	367,660,000
				5,005,840,000	367,660,000
					367,660,000

注14 - 証券貸付

管理会社は、2006年6月19日付の契約によってノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.を証券貸付代行会社として任命した。証券貸付収入は、当該契約に従って確定され、後払いで日次ペースにより計上される。2020年11月20日現在、ファンドは、時価3,294,133,877円の証券を貸付けていた。現金担保は、証券貸付の時価の105%に相当する額で、証券貸付代行会社が受領し保有している。

注15 - 税引後のファンドの当期実績

2020年11月20日に終了した期間のファンドの税引後の当期実績は、8,381,053,842円の利益であった。注10で開示されているように、ファンドは受益者に対して241,964,799円の分配を行った。

注16 - 重要事象

2020年初頭以降、新型コロナウイルス感染症（COVID - 19）の流行が世界経済や金融市場に悪影響を与え、大きな変動を引き起こしている。

COVID - 19の流行がファンドの投資先の財務実績に与える影響は、流行の続く期間や拡大、ならびに関連する勧告や制限を含む今後の展開次第である。これらの展開とCOVID - 19が金融市場および経済全体に及ぼす影響は、不確実性が高く、予測することはできない。金融市場および/または経済全体への影響が長期に及ぶ場合、ファンドの将来の投資成果は重大な悪影響を受ける可能性がある。

このような状況の中、管理会社は、ウイルス拡大の抑制に向けた各国政府の取り組みを継続的に注視しており、ファンドのパフォーマンスに与える潜在的な経済的影響をモニターしている。

ファンドは、投資方針および目論見書に従った通常の運用を継続することができる十分な能力がある。ファンドの未監査の純資産価額は日次で入手可能である。

[次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・ファンド

投資有価証券明細表

2020年11月20日現在

(日本円で表示)

数量 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券				
日本				
普通株式				
44,000	ファーストリテイリング	811,060,222	3,569,720,000	9.87
264,000	ソフトバンクグループ	527,935,180	1,781,736,000	4.93
44,000	東京エレクトロン	397,111,951	1,414,160,000	3.92
44,000	ファナック	533,869,280	1,078,880,000	2.98
44,000	ダイキン工業 *	246,855,570	1,021,460,000	2.82
105,600	エムスリー	274,937,641	870,355,200	2.40
264,000	K D D I	388,076,359	803,088,000	2.22
176,000	テルモ	243,678,591	715,264,000	1.98
44,000	信越化学工業	308,680,762	667,040,000	1.84
88,000	アドバンテス *	374,594,431	616,000,000	1.70
44,000	T D K	370,912,338	598,400,000	1.65
132,000	リクルートホールディングス	339,987,708	594,660,000	1.64
132,000	中外製薬	135,134,659	584,892,000	1.62
88,000	京セラ	422,773,308	524,832,000	1.45
132,000	第一三共	133,463,588	466,752,000	1.29
44,000	セコム	277,895,825	447,260,000	1.24
44,000	ソニー	208,289,775	406,340,000	1.12
44,000	バンダイナムコホールディングス *	262,124,109	400,136,000	1.11
44,000	オムロン *	229,574,015	371,360,000	1.03
44,000	日東電工	323,171,453	365,640,000	1.01
176,000	オリンパス	154,539,939	363,704,000	1.00
220,000	アステラス製薬	229,837,572	348,810,000	0.96
44,000	花王	170,278,961	344,520,000	0.95
44,000	エーザイ	222,062,269	340,648,000	0.94
44,000	トヨタ自動車	262,179,866	323,488,000	0.89
44,000	資生堂	134,785,784	315,524,000	0.87
220,000	エヌ・ティ・ティ・データ	219,831,337	303,600,000	0.84
44,000	キッコーマン	83,990,396	289,080,000	0.80
44,000	日産化学 *	89,081,772	277,200,000	0.77
88,000	本田技研工業 *	292,084,331	261,976,000	0.72
44,000	富士フイルムホールディングス	177,145,902	249,876,000	0.69
44,000	ヤマハ *	108,484,207	248,600,000	0.69
44,000	塩野義製薬	112,139,973	244,508,000	0.68
44,000	トレンドマイクロ	183,510,999	241,120,000	0.67
88,000	ネクソン	258,634,490	240,064,000	0.66
44,000	スズキ	130,555,953	239,580,000	0.66
44,000	コナミホールディングス	135,271,378	228,360,000	0.63

数量 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券（続き）				
日本（続き）				
普通株式（続き）				
44,000	デンソー	176,184,493	226,204,000	0.62
44,000	安川電機	64,811,385	207,900,000	0.57
44,000	大塚ホールディングス	223,209,780	190,300,000	0.53
44,000	太陽誘電	69,450,595	189,640,000	0.52
44,000	アサヒグループホールディングス	99,175,109	176,528,000	0.49
44,000	ブリヂストン	117,889,364	164,780,000	0.46
44,000	武田薬品工業	263,133,651	160,556,000	0.44
44,000	豊田通商 *	124,752,558	150,260,000	0.41
44,000	住友不動産 *	118,603,624	148,632,000	0.41
44,000	電通グループ	148,076,831	147,180,000	0.41
44,000	大和ハウス工業	84,588,428	146,960,000	0.41
44,000	セブン&アイ・ホールディングス	170,192,612	145,464,000	0.40
44,000	コムシスホールディングス	68,732,596	138,820,000	0.38
44,000	イオン	95,044,367	133,980,000	0.37
88,000	セイコーエプソン *	239,109,683	128,832,000	0.36
44,000	日立建機 *	108,524,212	127,424,000	0.35
22,000	ＴＯＴＯ	53,122,852	127,380,000	0.35
66,000	キヤノン	293,694,194	125,994,000	0.35
44,000	伊藤忠商事	50,762,899	121,638,000	0.34
44,000	協和キリン	48,758,340	120,912,000	0.33
22,000	東京海上ホールディングス *	93,996,948	119,966,000	0.33
44,000	ヤマトホールディングス *	83,837,527	116,996,000	0.32
44,000	小松製作所 *	99,095,029	110,814,000	0.31
44,000	三菱商事	113,730,222	110,418,000	0.30
44,000	日本取引所グループ	121,080,080	106,062,000	0.29
44,000	味の素	59,406,870	100,562,000	0.28
44,000	キリンホールディングス	71,799,908	98,208,000	0.27
22,000	日本ハム	64,235,875	97,680,000	0.27
44,000	三井不動産	101,421,119	95,854,000	0.26
44,000	クボタ	47,496,845	95,348,000	0.26
44,000	ＳＵＢＡＲＵ *	50,025,909	94,886,000	0.26
44,000	日本たばこ産業	98,434,508	94,754,000	0.26
44,000	ミネベアミツミ *	38,247,157	90,508,000	0.25
44,000	カシオ計算機 *	74,784,638	88,220,000	0.24
44,000	ヤマハ発動機	82,726,258	86,460,000	0.24
44,000	丸井グループ	77,140,842	85,272,000	0.24
44,000	積水ハウス	65,853,535	83,732,000	0.23
44,000	三井物産 *	75,281,073	81,070,000	0.22
22,000	京成電鉄 *	40,647,865	80,740,000	0.22
44,000	横河電機 *	71,405,666	80,652,000	0.22
22,000	住友金属鉱山	68,899,603	80,498,000	0.22
44,000	三菱地所 *	96,611,628	79,024,000	0.22
44,000	日清製粉グループ本社	51,314,615	76,120,000	0.21
44,000	日本碍子 *	84,489,241	71,324,000	0.20

数量 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券（続き）				
日本（続き）				
普通株式（続き）				
22,000	小田急電鉄 *	35,282,220	69,300,000	0.19
8,800	京王電鉄 *	33,987,234	68,024,000	0.19
22,000	三菱倉庫 *	66,438,954	66,990,000	0.18
8,800	明治ホールディングス	26,163,602	66,968,000	0.18
22,000	ニチレイ	28,524,661	65,912,000	0.18
44,000	三菱電機	44,541,226	65,296,000	0.18
4,400	東海旅客鉄道	42,326,622	63,162,000	0.17
44,000	アルプスアルパイン	73,571,619	60,280,000	0.17
44,000	大日本住友製薬 *	54,102,303	59,752,000	0.17
4,400	富士通 *	35,474,901	59,422,000	0.16
44,000	住友商事	65,554,049	58,300,000	0.16
8,800	サイバーエージェント	51,417,992	56,496,000	0.16
44,000	ソフトバンク	51,833,310	56,276,000	0.16
44,000	住友電気工業 *	68,904,654	55,660,000	0.15
8,800	S C R E E Nホールディングス *	40,761,968	55,176,000	0.15
44,000	宝ホールディングス *	33,193,428	52,844,000	0.15
44,000	東海カーボン *	33,431,805	52,140,000	0.14
8,800	オークマ *	49,871,085	51,744,000	0.14
44,000	クレディセゾン	169,530,344	51,172,000	0.14
44,000	楽天	55,400,991	49,632,000	0.14
44,000	クラレ	55,940,264	48,972,000	0.14
44,000	パナソニック	88,963,269	47,674,000	0.13
44,000	東洋製罐グループホールディングス	82,695,402	46,244,000	0.13
44,000	アマダ	27,907,474	44,748,000	0.12
22,000	大日本印刷	74,180,367	44,462,000	0.12
11,000	S O M P Oホールディングス *	33,821,384	44,077,000	0.12
17,600	日本電信電話	27,149,903	43,850,400	0.12
44,000	旭化成 *	34,459,780	43,546,800	0.12
44,000	大林組 *	35,183,622	42,064,000	0.12
13,200	M S & A Dインシュアランスグループホールディングス	46,716,066	41,830,800	0.12
44,000	日揮ホールディングス	85,374,778	41,580,000	0.11
44,000	日野自動車 *	33,779,474	40,832,000	0.11
44,000	日本精工 *	39,252,434	39,028,000	0.11
17,600	出光興産 *	67,615,266	38,878,400	0.11
44,000	ジェイテクト	81,128,630	38,060,000	0.11
44,000	松井証券 *	34,605,072	38,016,000	0.10
22,000	東ソー	24,586,772	37,312,000	0.10
44,000	日本郵政	57,095,301	36,256,000	0.10
22,000	横浜ゴム	31,160,330	35,552,000	0.10
44,000	清水建設	32,891,109	35,112,000	0.10
8,800	日立製作所 *	32,822,678	34,865,600	0.10
44,000	静岡銀行	48,782,318	34,452,000	0.10
44,000	日清紡ホールディングス	51,256,346	33,264,000	0.09

数量 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券（続き）				
日本（続き）				
普通株式（続き）				
22,000	凸版印刷 *	51,167,093	33,000,000	0.09
4,400	日本通運 *	26,429,660	31,328,000	0.09
8,800	大成建設	22,504,897	31,240,000	0.09
8,800	A G C *	53,865,697	30,888,000	0.09
8,800	D O W Aホールディングス *	39,229,561	30,712,000	0.08
44,000	ニコン *	91,201,979	30,448,000	0.08
8,800	東武鉄道 *	24,774,959	30,316,000	0.08
22,000	東急	31,842,597	30,162,000	0.08
8,800	富士電機 *	22,915,048	30,052,000	0.08
22,000	鹿島建設 *	24,900,144	29,722,000	0.08
44,000	リコー *	79,051,825	29,480,000	0.08
22,000	東京建物	17,849,106	29,326,000	0.08
13,200	日本電気硝子 *	70,706,999	29,092,800	0.08
4,400	東日本旅客鉄道 *	36,683,513	28,622,000	0.08
8,800	荏原製作所 *	22,077,123	28,380,000	0.08
8,800	デンカ *	21,280,695	28,292,000	0.08
44,000	千葉銀行 *	37,896,473	27,060,000	0.07
44,000	丸紅	28,921,233	26,774,000	0.07
44,000	三越伊勢丹ホールディングス	49,926,755	25,960,000	0.07
8,800	三井化学	29,556,267	25,907,200	0.07
44,000	東レ	35,351,445	24,609,200	0.07
13,200	ディー・エヌ・エー	29,082,247	24,169,200	0.07
4,400	日本電気	24,439,063	24,112,000	0.07
8,800	東京瓦斯	22,210,545	22,594,000	0.06
44,000	野村ホールディングス	70,892,686	22,396,000	0.06
8,800	日本製鋼所 *	37,646,309	22,334,400	0.06
4,400	西日本旅客鉄道 *	23,544,982	22,308,000	0.06
22,000	いすゞ自動車 *	21,213,639	22,066,000	0.06
44,000	王子ホールディングス *	25,879,022	21,824,000	0.06
44,000	東急不動産ホールディングス *	42,886,112	21,648,000	0.06
44,000	日産自動車 *	47,086,430	21,375,200	0.06
8,800	ジーエス・ユアサ コーポレーション *	15,288,141	21,181,600	0.06
44,000	大和証券グループ本社	44,521,531	20,785,600	0.06
8,800	住友重機械工業 *	37,859,745	20,592,000	0.06
44,000	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	52,431,447	20,420,400	0.06
4,400	東宝	11,493,981	20,086,000	0.06
8,800	トクヤマ *	11,049,049	19,597,600	0.05
8,800	大阪瓦斯 *	17,836,984	19,351,200	0.05
22,000	高島屋	58,937,013	19,052,000	0.05
22,000	Ｊ．フロント リテイリング	40,617,335	18,854,000	0.05
44,000	日本水産 *	21,743,446	18,832,000	0.05
44,000	フジクラ	34,538,478	17,996,000	0.05
8,800	サッポロホールディングス *	27,339,404	17,828,800	0.05
44,000	コンコルディア・フィナンシャルグループ *	23,319,615	17,072,000	0.05

数量 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券（続き）				
日本（続き）				
普通株式（続き）				
4,400	N T T ドコモ	8,514,359	17,054,400	0.05
44,000	住友化学 *	31,758,501	16,940,000	0.05
8,800	ふくおかフィナンシャルグループ *	25,615,469	16,852,000	0.05
44,000	E N E O S ホールディングス	21,185,520	16,482,400	0.05
8,800	帝人	24,378,542	16,253,600	0.04
4,400	住友大阪セメント *	14,913,676	14,410,000	0.04
4,400	三井住友トラスト・ホールディングス	45,159,488	14,102,000	0.04
4,400	三井住友フィナンシャルグループ	39,384,037	13,873,200	0.04
44,000	コニカミノルタ *	54,810,832	13,464,000	0.04
4,400	太平洋セメント *	16,574,481	12,878,800	0.04
22,000	三菱ケミカルホールディングス	16,084,827	12,861,200	0.04
4,400	三井金属鉱業	23,018,589	12,716,000	0.04
44,000	シチズン時計	38,728,327	12,496,000	0.03
4,400	商船三井 *	37,981,383	11,462,000	0.03
4,400	三菱重工業 *	21,346,833	11,453,200	0.03
4,400	D I C *	14,198,292	11,286,000	0.03
4,400	A N A ホールディングス	17,861,175	11,140,800	0.03
8,800	T & D ホールディングス *	26,716,474	10,762,400	0.03
17,600	Z ホールディングス *	9,891,389	10,753,600	0.03
4,400	古河電気工業	25,411,595	10,617,200	0.03
8,800	長谷工コーポレーション *	11,893,629	10,304,800	0.03
17,600	国際石油開発帝石	40,866,684	10,137,600	0.03
4,400	マルハニチロ *	8,866,385	10,106,800	0.03
44,000	N T N	31,725,045	9,944,000	0.03
4,400	日本郵船 *	29,334,525	9,328,000	0.03
4,400	三菱マテリアル	20,067,165	8,698,800	0.02
4,400	東邦亜鉛	27,022,928	8,522,800	0.02
4,400	昭和電工	16,604,885	8,483,200	0.02
4,400	あおぞら銀行 *	9,501,326	8,140,000	0.02
4,400	宇部興産	13,323,827	8,016,800	0.02
4,400	日本軽金属ホールディングス	4,791,531	7,867,200	0.02
4,400	大平洋金属 *	27,614,939	7,862,800	0.02
4,400	S U M C O *	15,155,991	7,840,800	0.02
4,400	第一生命ホールディングス *	5,939,705	7,231,400	0.02
4,400	川崎重工業 *	14,539,426	6,987,200	0.02
4,400	川崎汽船	30,047,142	6,894,800	0.02
4,400	I H I *	12,727,649	6,705,600	0.02
4,400	みずほフィナンシャルグループ	27,229,428	6,223,800	0.02
4,400	東洋紡 *	11,410,407	6,014,800	0.02
4,400	新生銀行 *	21,464,465	5,755,200	0.02
4,400	中部電力	11,235,024	5,744,200	0.02
8,800	マツダ *	20,754,415	5,596,800	0.02
4,400	日本製鉄	18,248,415	5,354,800	0.01
4,400	日本製紙 *	6,799,661	5,315,200	0.01

数量 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券（続き）				
日本（続き）				
普通株式（続き）				
4,400	関西電力 *	10,197,193	4,379,760	0.01
4,400	ジェイ エフ イー ホールディングス	16,875,199	4,026,000	0.01
4,400	沖電気工業 *	11,931,095	4,012,800	0.01
8,800	日立造船 *	6,656,573	3,740,000	0.01
4,400	スカパーＪＳＡＴホールディングス *	2,449,467	2,156,000	0.01
4,400	神戸製鋼所	12,861,167	2,125,200	0.01
4,400	日本板硝子 *	18,417,579	1,790,800	0.00
4,400	ユニチカ *	6,578,605	1,720,400	0.00
4,400	りそなホールディングス	11,632,717	1,686,080	0.00
4,400	三井Ｅ＆Ｓホールディングス *	13,163,051	1,606,000	0.00
4,400	東京電力ホールディングス *	10,548,005	1,271,600	0.00
4,400	双日	2,079,759	1,025,200	0.00
4,400	三菱自動車工業 *	8,177,038	849,200	0.00
		<u>19,054,259,542</u>	<u>31,147,580,640</u>	<u>86.02</u>
	日本合計	<u>19,054,259,542</u>	<u>31,147,580,640</u>	<u>86.02</u>
	公認の証券取引所への上場を認可された 譲渡性のある証券合計	<u>19,054,259,542</u>	<u>31,147,580,640</u>	<u>86.02</u>
	投資有価証券合計	<u>19,054,259,542</u>	<u>31,147,580,640</u>	<u>86.02</u>

* 一部が貸し出されている有価証券

(1) 数量は受益証券の口数／株式数を表す。

添付の注記は当財務書類の一部である。

投資有価証券の業種別および地域別分布表

2020年11月20日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合（％）
日本	
情報技術	26.16
一般消費財・サービス	16.29
資本財・サービス	15.72
ヘルスケア	10.43
素材	5.75
金融	4.45
生活必需品	4.35
電気通信サービス	2.55
エネルギー	0.18
公益事業	0.14
	86.02
投資合計	86.02

[次へ](#)

4 管理会社の概況

（１）資本金の額（2020年12月末日現在）

資本金の額	375,000ユーロ（約4,761万円）
発行済株式総数	15株

（２）事業の内容及び営業の状況

管理会社（その単独株主はノムラ・バンク・ルクセンブルク S.A.）は1991年7月8日付公正証書（1991年8月16日にルクセンブルグの官報であるメモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンに公告）によりルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立されました。管理会社の定款は、ルクセンブルグ商業および法人登記所（同所にて、閲覧および写しの入手が可能）に預託されています。管理会社は期間を無期限として設立されました。その登記上の事務所および本店は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟です。管理会社は、商業登記簿を登録第B37 359号としてルクセンブルグ地方裁判所に登録しています。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- ・2010年12月17日の投資信託に関するルクセンブルグ法（改正済）（以下「2010年法」といいます。）第101条第2項および同法別紙 に基づき、EU通達2009/65/ECに従い認可されルクセンブルグ国内外において設立された譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」といいます。）の管理、およびEU通達2009/65/ECに従い認可されていないルクセンブルグ国内外において設立された投資信託（以下「UCI」といいます。）の付加的な管理を行うこと
- ・ルクセンブルグ国内外において設立された、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関するEU通達2011/61/EU（以下「AIFMD」といいます。）に定義されるオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」といいます。）に関し、2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関するルクセンブルグ法（改正済）（以下「2013年法」といいます。）第5条第2項および同法別紙 に基づくAIFの資産に関する運用、管理、販売およびその他の業務を行うこと

なお、管理会社は、(a) 顧客ごとのポートフォリオの一任運用、(b) 投資助言、(c) 投資信託の受益証券の保管および管理または(d) 2013年法第5条第4項に企図される金融商品に関する注文の受理および送信のサービスを提供しません。

管理会社はまた、自らが業務（所在地および管理支援サービスを含みます。）を行うUCITS、UCIおよびAIFの子会社に対して上記の運用、管理および販売業務を行うこともできます。

管理会社は、業務の無償提供および／または支店開設を通じ、ルクセンブルグ国外において許可を受けた活動を行うこともできます。

管理会社は、2010年法および2013年法の定める範囲内であれば、これらにより認められる最大限の範囲まで、その目的の達成に直接もしくは間接的に関連し、ならびに／またはこれに有益および／もしくは必要とみなされるあらゆることを実行することができます。

管理会社は、2010年法15章に定義される管理会社および2013年法に定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社として認可されています。

管理会社は、ファンドの管理業務および運用業務（受益証券の発行および買戻しを含みます。）に従事します。管理会社は、ファンドの投資運用業務を投資運用会社である野村アセットマネジメント株式会社に委託しており、また、ファンド資産の保管業務、受益証券の純資産価額の計算およびその他の管理業務を、ノムラ・バンク・ルクセンブルク S.A.に委託しています。

管理会社は、2020年11月末日現在、以下の表に記載の契約型オープン・エンド型投資信託の管理・運用を行っており、管理投資信託財産額は約1.1兆円です。

（2020年11月末日現在）

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	MMF	2	4,819,126,453.62米ドル
		2	2,668,145,475.11豪ドル
		1	98,715,464.25カナダドル
		1	493,660,080.93NZドル
		1	48,965,502.44英ポンド
ルクセンブルグ	その他	15	920,339,452.66米ドル
		6	146,857,332.64ユーロ
		15	119,194,401,531円
		8	418,805,213.20豪ドル
		3	4,678,396.56カナダドル
		4	142,834,957.48NZドル
		2	2,200,533.25英ポンド
		1	40,720,367.65メキシコ・ペソ
		1	237,623,380.21トルコ・リラ
ケイマン	その他	7	430,083,215.20米ドル
		2	114,609,406.32ユーロ
		3	372,978,209.77豪ドル
		3	108,796,332.98NZドル
合計		77	

（注）外貨の円貨換算は、2020年11月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝103.89円、1豪ドル＝76.91円、1ユーロ＝124.38円、1英ポンド＝138.55円、1NZドル＝73.11円、1カナダドル＝79.95円、1メキシコ・ペソ＝5.19円、1トルコ・リラ＝13.19円）によります。

（３）その他

本書提出前６か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

- a. 管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていません。
- c. 管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されています。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2020年12月30日現在における株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１ユーロ＝126.95円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2020年9月30日現在

(ユーロで表示)

	注記	2020年9月30日		2019年9月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
流動資産					
債権					
売掛金					
a) 1年以内期限到来		339,239	43,066	360,549	45,772
銀行預金および手許現金	9	9,924,925	1,259,969	9,740,043	1,236,498
		10,264,164	1,303,036	10,100,592	1,282,270
前払金		24,640	3,128	23,463	2,979
資産合計		10,288,804	1,306,164	10,124,055	1,285,249
資本金、準備金および負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	3	375,000	47,606	375,000	47,606
準備金		1,372,500	174,239	1,267,500	160,909
1. 法定準備金	4	37,500	4,761	37,500	4,761
4. 公正価値準備金を含むその他の準備金	4				
b) その他の配当不能準備金		1,335,000	169,478	1,230,000	156,149
繰越(損)益	4	7,632,773	968,981	7,392,229	938,443
当期(損)益		97,148	12,333	185,310	23,525
		9,477,421	1,203,159	9,220,039	1,170,484
引当金					
納税引当金	5	559,960	71,087	580,742	73,725
		559,960	71,087	580,742	73,725
債務					
買掛金					
a) 1年以内期限到来	6	214,868	27,277	246,264	31,263
その他の債務					
a) 税金債務		28,700	3,643	70,219	8,914
b) 社会保障債務		7,855	997	6,791	862
		251,423	31,918	323,274	41,040
資本金、準備金および負債合計		10,288,804	1,306,164	10,124,055	1,285,249

添付の注記は当財務書類の一部である。

(2) 損益の状況

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2020年9月30日に終了した期間

(ユーロで表示)

	注記	2020年9月30日		2019年9月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
1 から5. 総利益 (損失)	7、9	662,963	84,163	741,221	94,098
6. 人件費		(502,655)	(63,812)	(463,632)	(58,858)
a) 賃金および給与	8	(450,774)	(57,226)	(422,480)	(53,634)
b) 社会保障費	8	(51,881)	(6,586)	(41,152)	(5,224)
) 年金に関するもの		(35,222)	(4,471)	(26,212)	(3,328)
) その他の社会保障費		(16,659)	(2,115)	(14,940)	(1,897)
8. その他の営業費用		(17,500)	(2,222)	(17,500)	(2,222)
10. 固定資産の一部を構成する投資 および貸付からの収益					
b) その他の収益		-	-	-	-
11. その他の未収利息および類似の収益					
a) 関連会社に関連するもの		-	-	-	-
b) その他の利息および類似の収益		-	-	-	-
14. 未払利息および類似の費用					
a) 関連会社に関連するもの	9	(12,622)	(1,602)	(7,676)	(974)
b) その他の利息および類似の費用		(1,421)	(180)	(56)	(7)
15. 損益に係る税金	5	(34,827)	(4,421)	(67,047)	(8,512)
a) 当期		(33,860)	(4,299)	(67,047)	(8,512)
b) 過年度		(967)	(123)	-	-
16. 税引後利益 (損失)		93,938	11,925	185,310	23,525
17. 1 から16 の科目に含まれない その他の税金		3,210	408	-	-
18. 当期利益		97,148	12,333	185,310	23,525

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

中間財務書類に対する注記

2020年9月30日に終了した期間

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（「Société Anonyme」）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登記上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「総利益（損失）」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社としての認可を2014年2月14日付で得ている。さらに当社は、2010年12月17日法（修正済）第15章に基づく認可を2017年11月16日付でC S S F から得ている。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結決算の対象になっている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103 - 8645 日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記の段落で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結決算の対象にもなっており、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC 4 R 3 A B ロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2 - 重要な会計方針の要約

当社の中間財務書類は、ルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、またルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に従って作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針は、以下のように要約される。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、中間財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨建のすべての取引は、取引日の実勢為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在で有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、本期間の損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算した評価額、または貸借対照表日現在の実勢為替レートにより算定された評価額のうち資産については低価な方、負債については高価な方を用いて、それぞれ個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

金融資産

固定資産として保有する有価証券およびその他の金融商品は、取引日における取得原価で計上される。期末時点で、固定資産として保有する有価証券は、原価または時価のいずれか低い方で個別に評価される。これらの評価調整は、評価調整が行われた事由が適用されなくなった場合には継続されない。評価調整は、関連する資産から直接差し引かれる。固定資産として保有する投資の売却実現損益は、平均原価法により決定される。

債権

未収債権は、額面価額で計上される。回収の可能性が低くなった場合には、評価調整が課される。評価調整は、行われた事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実もしくはその可能性が高いが、その金額もしくは発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

債務

債務には、当事業期間に関連するが、翌事業期間に支払われる費用が含まれている。

総利益（損失）

総利益（損失）には、その他外部費用を差し引いた、管理運用するファンドから受領する管理報酬が含まれている。売上高は、発生主義に基づいて計上される。

受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、発生主義に基づいて計上される。

注3 - 払込済資本金

2020年9月30日および2019年9月30日現在、当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自社株を購入していない。

注4 - 準備金および繰越利益または損失

当期中の増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他の配当不能 準備金 (ユーロ)	繰越（損）益 (ユーロ)
2020年3月31日現在残高	37,500	1,230,000	7,392,229
前期の（損）益	-	-	345,544
富裕税準備金の取毀し純額	-	(145,000)	145,000
富裕税準備金	-	250,000	(250,000)
2020年9月30日現在残高	37,500	1,335,000	7,632,773

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他の配当不能準備金

2016年から富裕税を減額するための基準を定めた2016年6月16日付第47-3号通達に基づき、ルクセンブルグ税務当局は、企業が適用されるべき（前年度の法人税を控除した）最低富裕税額を決定し、当該金額と統合ベースに基づく富裕税額とを比較することにより、当該年度における富裕税額を減額することができることを示した第51号通達を2016年7月25日に発行した。富裕税の目的のため、企業は前述の金額（控除後の最低富裕税額または統合ベースに基づく富裕税額）のいずれか高い方の金額を支払わなければならない。

上記の適用を受けるために、当社は、その年の富裕税額の5倍に相当する制限的準備金を設定しなければならない。

この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限的準備金を配当の対象とする場合には、配当が行われた年度に税額控除は廃止される。当社は、この制限的準備金を「その他の配当不能準備金」として計上することを決定した。

2020年3月31日現在、制限的準備金は1,230,000ユーロであり、これは2014年から2020年までの年度の富裕税の5倍に相当する。（2019年3月31日現在：1,095,000ユーロ）

2020年6月9日に開催された年次総会により、2014年の富裕税準備金（145,000ユーロ）が全額取り毀され、2021年の富裕税準備金として250,000ユーロが設定された。

注5 - 税金

法人税率は18.19%（雇用基金への拠出金の7%を含む）に、エスペランジュの地方事業税率は6.75%に据え置かれた。

注6 - 債務

2020年9月30日および2019年9月30日現在、残高は、未払いの監査報酬、コンサルタント料、給与関連拠出金および所在地事務報酬で構成されていた。

注 7 - 総利益（損失）

2020年9月30日および2019年9月30日現在、以下のとおり分析される。

	2020年9月30日 (ユーロ)	2019年9月30日 (ユーロ)
管理報酬	617,935	627,594
リスク管理報酬	14,375	27,500
その他の報酬	158,178	244,706
その他の外部費用	(127,525)	(158,579)
	<u>662,963</u>	<u>741,221</u>

2020年9月30日現在、その他の外部費用は、所在地事務報酬48,588ユーロ（2019年9月30日現在：48,588ユーロ）、海外規制費用9,000ユーロ（2019年9月30日現在：8,658ユーロ）、監査報酬18,418ユーロ（2019年9月30日現在：16,536ユーロ）、およびその他の費用51,519ユーロ（2019年9月30日現在：84,797ユーロ）で構成されている。

注 8 - スタッフ

2020年9月30日現在、当社は8名（2019年9月30日現在：7名）の従業員を雇用していた。

注 9 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有するノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（「銀行」）によって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

通常の事業の一環として、関連会社との間で多くの銀行取引が行われている。これらには、当座預金口座、短期定期預金および為替取引が含まれる。

2020年9月30日および2019年9月30日に終了した期間の当座預金口座の利息は、マイナスであった。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

2014年2月14日に銀行と当社は、経営モデルに沿って事業活動を行うために一定のサービスを提供することを銀行に委任するサービス水準合意書（随時改正済）に署名した。銀行により比例按分で請求された半期分の48,588ユーロ（付加価値税込み）（2019年9月30日現在：48,588ユーロ）は、損益計算書の「総利益（損失）」において控除されている。

注10 - 運用資産

当社が投資運用の責任を有するが受益者として所有していない運用資産は、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2020年9月30日現在、約9,552百万ユーロ（2019年9月30日現在：9,429百万ユーロ）である。

[次へ](#)

(2) その他の訂正

訂正箇所を下線で示します。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

(5) 開示制度の概要

ルクセンブルグにおける開示

(b) 受益者に対する開示

< 訂正前 >

ファンドの監査済年次報告書および未監査半期報告書は、管理会社、保管受託銀行および支払事務代行会社の事務所において、受益者はこれを無料で入手することができます。

ファンドの運用履歴、日々の純資産価格、受益証券の販売および買戻価格ならびに評価の停止といったファンドまたは管理会社に関して公表されなければならない財務情報は、管理会社、保管受託銀行および支払事務代行会社の登記上の事務所において公表されています。

(中略)

・ファンドが用いるレバレッジの総額

< 訂正後 >

ファンドの監査済年次報告書および未監査半期報告書は、管理会社、保管受託銀行および支払事務代行会社の事務所において、受益者はこれを無料で入手することができます。ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき監査されたファンドの年次財務書類は、ファンドの会計年度末から180日以内に受益者宛に送付されます。

ファンドの運用履歴、日々の純資産価格、受益証券の販売および買戻価格ならびに評価の停止といったファンドまたは管理会社に関して公表されなければならない財務情報は、管理会社、保管受託銀行および支払事務代行会社の登記上の事務所において公表されています。

(中略)

・ファンドが用いるレバレッジの総額

金融セクターにおけるサステナビリティ関連の開示に関する2019年11月27日付欧州議会および理事会のレギュレーション（EU）2019/2088ならびに施行規則により要求されるとおり、ファンドの英文目論見書において開示されていない場合には、すべての関連する情報は、ファンドの年次報告書および半期報告書または管理会社のウェブサイトにおいて受益者に対して定期的に提供されるものとします。この提供は2021年3月10日までに実施されます。

2 投資方針

(5) 投資制限

・投資の技法と手段

< 訂正前 >

4. ルクセンブルグの適用法令（2010年法、2013年法および現行もしくは今後の関係ルクセンブルグ法、または施行令、告示、C S S Fの見解といった、具体的にはU C I が利用する譲渡性証券や短期金融商品に関係する手法および商品に適用されるC S S F告示08/356の規定）（これらの法令が随時改正または代替される新法令）により許容される最大限の範囲およびそれらに定められる限度内で、管理会社は、ファンドのために、追加の収益を生み出す目的またはコストもしくはリスクを軽減する目的で、証券貸付取引および買戻し権付の売買取引、レボ契約・逆レボ契約の取引を行うことができます。

これらの取引に関連してファンドのために管理会社が受領する現金担保を、場合に応じ、上記のC S S F告示のセクション . c) a) に記載される規定に従い、(a) 日々純資産価額を計算し、かつA A Aまたはそれと同等に格付けされるマネー・マーケット・ファンドにより発行される株式または受益証券、(b) 短期性銀行預金、(c) 2008年2月8日付のルクセンブルグ規制で定義される短期金融商品、(d) E U加盟国、スイス、カナダ、日本、もしくは米国、またはそれらの地方自治体、または地域的もしくは世界規模のE Uに関わる国際機関が発行または保証する短期債券、(e) 十分な流動性を提供する一流の発行体が発行または保証する債券、および(f) 逆レボ契約取引に対し、ファンドの投資目的と相容れる方法で再投資することができます。

（後略）

< 訂正後 >

4. ルクセンブルグの適用法令（2010年法、2013年法および現行もしくは今後の関係ルクセンブルグ法、または施行令、告示、C S S Fの見解といった、具体的にはU C I が利用する譲渡性証券や短期金融商品に関する手法および商品に適用されるC S S F 告示08 / 356の規定）（これらの法令が随時改正または代替される新法令）により許容される最大限の範囲およびそれらに定められる限度内で、管理会社は、ファンドのために、追加の収益を生み出す目的またはコストもしくはリスクを軽減する目的で、証券貸付取引および買戻し権付の売買取引、レポ契約・逆レポ契約の取引を行うことができます。

これらの取引に関連してファンドのために管理会社が受領する現金担保を、場合に応じ、上記のC S S F 告示のセクション . c) a) に記載される規定に従い、(a) 日々純資産価額を計算し、かつA A Aまたはそれと同等に格付けされるマネー・マーケット・ファンドにより発行される株式または受益証券、(b) 短期性銀行預金、(c) 2008年2月8日付の大公国規則で定義される短期金融商品、(d) E U加盟国、スイス、カナダ、日本、もしくは米国、またはそれらの地方自治体、または地域的もしくは世界規模のE Uに関わる国際機関が発行または保証する短期債券、(e) 十分な流動性を提供する一流の発行体が発行または保証する債券、および(f) 逆レポ契約取引に対し、ファンドの投資目的と相容れる方法で再投資することができます。

（後略）

3 投資リスク

(1) リスク要因

< 訂正前 >

（前略）

市場変動および集中リスク

ファンドは主に日本株式や株価指数先物取引に投資しますので、ファンドの受益証券の純資産価格は日本の証券市場の価格変動に大きく影響されます。

為替変動リスク

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

市場変動および集中リスク

ファンドは主に日本株式や株価指数先物取引に投資しますので、ファンドの受益証券の純資産価格は日本の証券市場の価格変動に大きく影響されます。

流動性リスク

流動性リスクは、ファンドの投資対象の流動性（以下「市場流動性」といいます。）とファンドが受益証券の買戻しのために提示する条件（以下「資産流動性」といいます。）の不一致から生じます。

市場流動性は、ファンドの投資対象が取引される市場における取引高の影響を受けます。取引高は、市場の動向、投資家の否定的な見方、または規制当局の介入を受けて大きく変動することがあり、そのために当該市場の流動性が低下する場合があります。これにより、買い手を見つけることができない、または低い価格でしか売却することができないおそれがあり、その結果、ファンドの価値に悪影響を及ぼす、またはファンドが他の投資機会を獲得できない可能性があります。

資産流動性リスクとは、市場の緊張状態、極めて多額の買戻し請求、または管理会社が制御できないその他の要因により、ファンドが以下の状況に陥るリスクです。

(i) 市場が緊張状態にある、または管理会社が制御できないその他の状況（「第2 管理及び運営、2 買戻し手続等、純資産価格の決定の停止」の項で定義されます。）により、一時的に受益証券の買戻しを停止せざるをえない状況

(ii) 不利な時期および / または条件で投資対象を売却せざるをえない状況

為替変動リスク

（後略）

< 参考情報 > を以下のとおり更新します。

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

Aコース



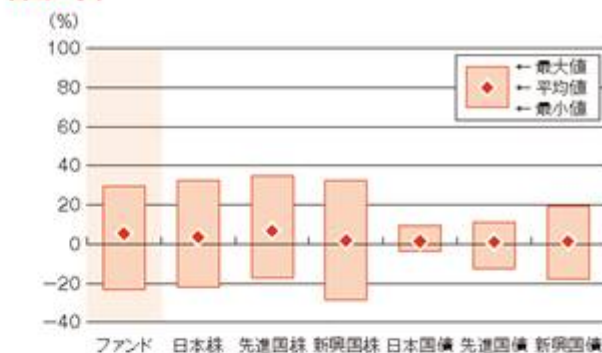
Bコース



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。
- 年間騰落率は、2016年1月～2020年12月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨である米ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

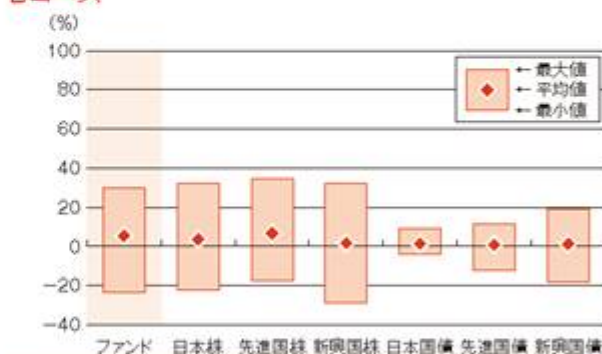
Aコース



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	29.6	32.2	34.8	32.3	9.1	11.4	19.2
最小値(%)	-23.5	-22.0	-17.5	-28.6	-3.9	-12.3	-18.1
平均値(%)	5.4	3.6	6.8	1.7	1.4	1.0	1.4

出所: Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

Bコース



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	29.6	32.2	34.8	32.3	9.1	11.4	19.2
最小値(%)	-23.4	-22.0	-17.5	-28.6	-3.9	-12.3	-18.1
平均値(%)	5.4	3.6	6.8	1.7	1.4	1.0	1.4

出所: Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- 2016年1月～2020年12月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した、年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- なお、ファンドは分配金再投資純資産価格の騰落率です。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

Cコース



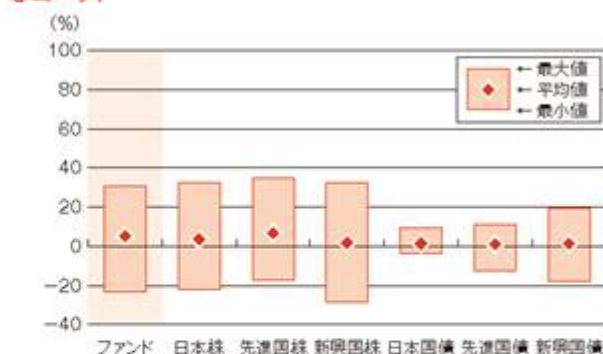
Dコース



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。
- 年間騰落率は、2016年1月～2020年12月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨である豪ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

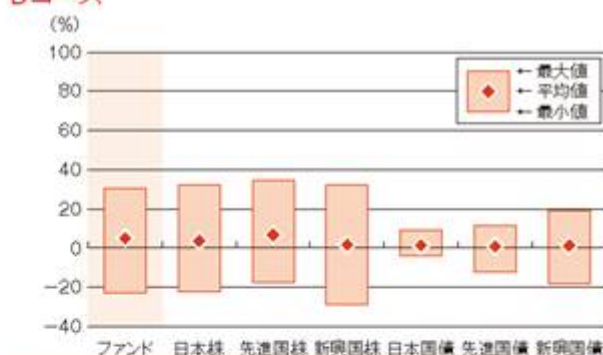
Cコース



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	30.8	32.2	34.8	32.3	9.1	11.4	19.2
最小値(%)	-23.0	-22.0	-17.5	-28.6	-3.9	-12.3	-18.1
平均値(%)	5.1	3.6	6.8	1.7	1.4	1.0	1.4

出所: Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

Dコース



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	30.8	32.2	34.8	32.3	9.1	11.4	19.2
最小値(%)	-23.0	-22.0	-17.5	-28.6	-3.9	-12.3	-18.1
平均値(%)	5.1	3.6	6.8	1.7	1.4	1.0	1.4

出所: Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- 2016年1月～2020年12月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した、年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
なお、ファンドは分配金再投資純資産価格の騰落率です。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

Eコース



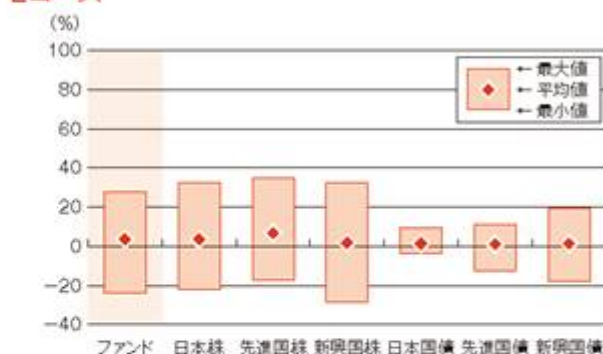
Fコース



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。
- 年間騰落率は、2016年1月～2020年12月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨であるユーロ建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

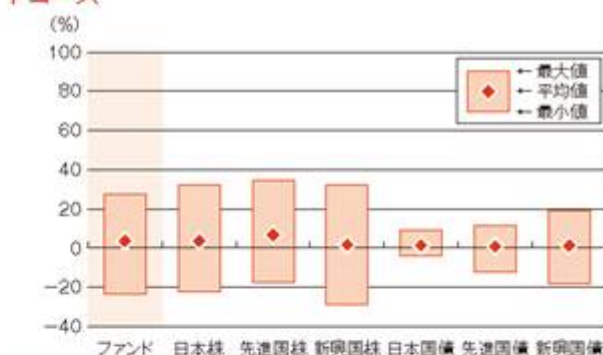
Eコース



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	28.0	32.2	34.8	32.3	9.1	11.4	19.2
最小値(%)	-23.7	-22.0	-17.5	-28.6	-3.9	-12.3	-18.1
平均値(%)	3.7	3.6	6.8	1.7	1.4	1.0	1.4

出所: Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

Fコース



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	27.8	32.2	34.8	32.3	9.1	11.4	19.2
最小値(%)	-23.6	-22.0	-17.5	-28.6	-3.9	-12.3	-18.1
平均値(%)	3.7	3.6	6.8	1.7	1.4	1.0	1.4

出所: Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- 2016年1月～2020年12月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した、年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

Gコース



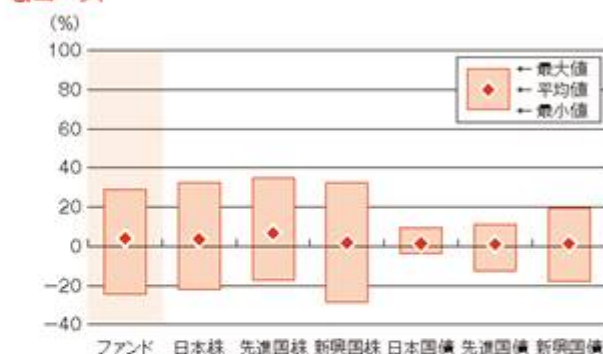
Hコース



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。
- 年間騰落率は、2016年1月～2020年12月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨である英ポンド建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

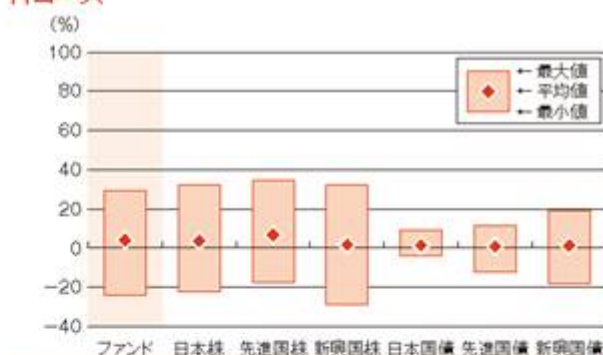
Gコース



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	29.1	32.2	34.8	32.3	9.1	11.4	19.2
最小値(%)	-24.3	-22.0	-17.5	-28.6	-3.9	-12.3	-18.1
平均値(%)	4.1	3.6	6.8	1.7	1.4	1.0	1.4

出所: Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

Hコース



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	29.1	32.2	34.8	32.3	9.1	11.4	19.2
最小値(%)	-24.3	-22.0	-17.5	-28.6	-3.9	-12.3	-18.1
平均値(%)	4.0	3.6	6.8	1.7	1.4	1.0	1.4

出所: Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- 2016年1月～2020年12月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した、年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- なお、ファンドは分配金再投資純資産価格の騰落率です。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

Iコース



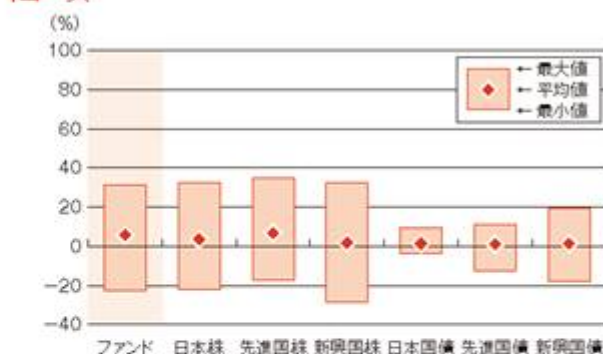
Jコース



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。
- 年間騰落率は、2016年1月～2020年12月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨であるNZドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

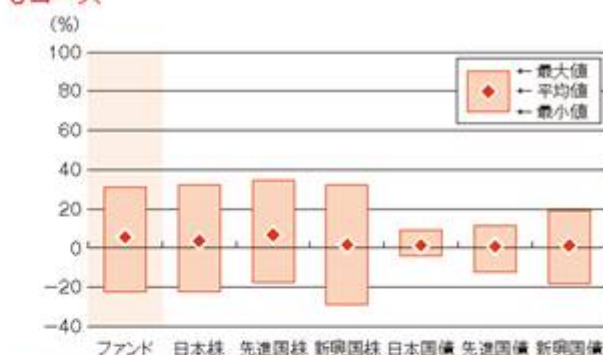
Iコース



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	31.2	32.2	34.8	32.3	9.1	11.4	19.2
最小値(%)	-22.4	-22.0	-17.5	-28.6	-3.9	-12.3	-18.1
平均値(%)	5.7	3.6	6.8	1.7	1.4	1.0	1.4

出所: Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

Jコース



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	31.1	32.2	34.8	32.3	9.1	11.4	19.2
最小値(%)	-22.4	-22.0	-17.5	-28.6	-3.9	-12.3	-18.1
平均値(%)	5.7	3.6	6.8	1.7	1.4	1.0	1.4

出所: Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- 2016年1月～2020年12月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した、年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
なお、ファンドは分配金再投資純資産価格の騰落率です。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

Kコース



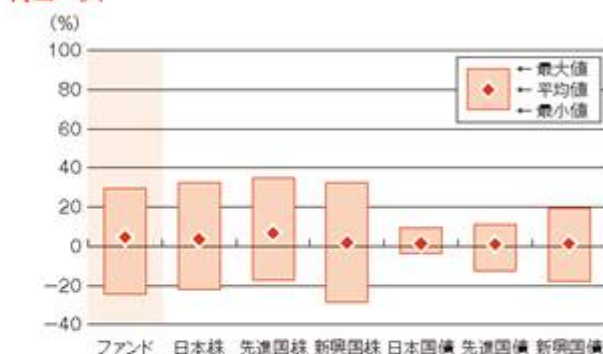
Lコース



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。
- 年間騰落率は、2016年1月～2020年12月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨であるカナダドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

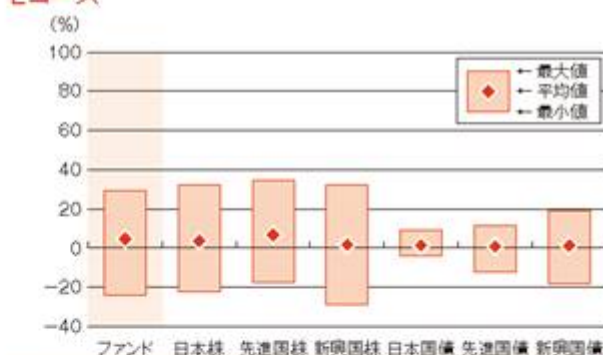
Kコース



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	29.5	32.2	34.8	32.3	9.1	11.4	19.2
最小値(%)	-24.3	-22.0	-17.5	-28.6	-3.9	-12.3	-18.1
平均値(%)	4.7	3.6	6.8	1.7	1.4	1.0	1.4

出所: Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

Lコース



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	29.3	32.2	34.8	32.3	9.1	11.4	19.2
最小値(%)	-24.2	-22.0	-17.5	-28.6	-3.9	-12.3	-18.1
平均値(%)	4.6	3.6	6.8	1.7	1.4	1.0	1.4

出所: Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- 2016年1月～2020年12月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した、年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- なお、ファンドは分配金再投資純資産価格の騰落率です。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

（ご注意）

- ファンドの分配金再投資純資産価格および年間騰落率は、実際の純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 代表的な資産クラスを表す指数
日本株・・・TOPIX(配当込み)
先進国株・・・FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)
新興国株・・・S&P新興国総合指数
日本国債・・・BBGバークレイズE1年超日本国債指数
先進国債・・・FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)
新興国債・・・FTSE新興国市場国債指数(円ベース)

(注)S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「㈩東京証券取引所」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、㈩東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、㈩東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、㈩東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤認から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

第2 管理及び運営

2 買戻し手続等

< 訂正前 >

（前略）

マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達の防止

マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達の防止に関してルクセンブルグの法律および規則（2004年11月12日マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達防止法（改正済））を含みますが、これに限られません。）およびC S S Fの規制および告示に基づき、金融セクターのあらゆる専門家に対して、U C Iをマネー・ロンダリングおよびテロ資金調達を目的として使用することを防止する義務が課されています。かかる規定の制定により、ルクセンブルグ籍のU C Iの登録事務代行会社は、ルクセンブルグの法律および規則に従い、購入者の身元確認を含む適切なデュー・デリジェンスを行わなければなりません。登録事務代行会社は、購入者に対し、かかる身元確認を実施するために必要な文書の提出を要求することができます。

申請者が、要求された文書の提出を遅延した場合またはかかる文書を提出しなかった場合、購入（または、適宜、買戻し）の申請は受諾されません。管理会社および管理事務代行会社は、いずれも、申請者が文書を提出しなかったことまたは不完全な文書しか提出しなかったことにより、取引の処理が遅延した場合またはかかる取引が処理されなかった場合、一切の責任を負いません。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達の防止

マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達の防止に関して、適用あるルクセンブルグの法律および規則（マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達の防止に関する2004年11月12日付改正法、マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達の防止に関する2010年2月1日付大公国規則、2012年12月14日付C S S F規則12 - 02および適用あるC S S F告示ならびに各々の改正、置換または補足を含みますが、これらに限られません。）に基づき、金融セクターのあらゆる専門家に対して、U C Iをマネー・ロンダリングおよびテロ資金調達を目的として使用することを防止する義務が課されています。かかる規定の制定により、ルクセンブルグ籍のU C Iの登録事務代行会社は、ルクセンブルグの法律および規則に従い、購入者の身元確認を含む適切な顧客デュー・デリジェンスを行わなければなりません。登録事務代行会社は、購入者に対し、かかる身元確認を実施するために必要な文書の提出を要求することができます。

顧客を代理する仲介機関を通じてファンド証券の申込みが行われる場合、マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達の防止に関する2012年12月14日付C S S F規則12 - 02第3条に従って、強化されたデュー・デリジェンスが実施されます。

申請者が、要求された文書の提出を遅延した場合またはかかる文書を提出しなかった場合、購入の申請は受諾されず、買戻しの場合は買戻し金額の支払い手続が遅延します。管理会社および管理事務代行会社は、いずれも、申請者が文書を提出しなかったことまたは不完全な文書しか提出しなかったことにより、取引の処理が遅延した場合またはかかる取引が処理されなかった場合、一切の責任を負いません。

（後略）

第3 ファンドの経理状況

2 ファンドの現況

純資産額計算書

< 訂正前 >

(2020年9月末日現在)

	資産総額	35,199,003,029円	
	負債総額	199,532,263円	
	純資産総額（ - ）	34,999,470,766円	
	発行済口数	Aコース証券：10,050,087口 Bコース証券： 3,601,622口 Cコース証券： 9,175,934口 Dコース証券： 2,325,484口 Eコース証券： 473,318口 Fコース証券： 318,429口 Gコース証券： 67,759口 Hコース証券： 104,187口 Iコース証券：10,669,960口 Jコース証券： 946,212口 Kコース証券： 210,714口 Lコース証券： 104,450口	
	1口当りの純資産価格	Aコース証券： 9.84米ドル Bコース証券： 14.69米ドル Cコース証券： 9.64豪ドル Dコース証券： 15.61豪ドル Eコース証券： 8.60ユーロ Fコース証券： 12.26ユーロ Gコース証券： 8.87英ポンド Hコース証券： 13.30英ポンド Iコース証券： 9.48NZドル Jコース証券： 16.22NZドル Kコース証券： 8.90カナダドル Lコース証券： 13.10カナダドル	1,041円 1,554円 728円 1,178円 1,068円 1,522円 1,207円 1,810円 662円 1,132円 703円 1,035円

<訂正後>

(2020年9月末日現在)

	資産総額	35,199,003,029円	
	負債総額	199,532,263円	
	純資産総額（ - ）	34,999,470,766円	
	発行済口数	Aコース証券：10,050,087口 Bコース証券：3,601,622口 Cコース証券：9,175,934口 Dコース証券：2,325,484口 Eコース証券：473,318口 Fコース証券：318,429口 Gコース証券：67,759口 Hコース証券：104,187口 Iコース証券：10,669,960口 Jコース証券：946,212口 Kコース証券：210,714口 Lコース証券：104,450口	
	1口当りの純資産価格	Aコース証券：9.84米ドル 1,041円 Bコース証券：14.69米ドル 1,554円 Cコース証券：9.64豪ドル 728円 Dコース証券：15.61豪ドル 1,178円 Eコース証券：8.60ユーロ 1,068円 Fコース証券：12.26ユーロ 1,522円 Gコース証券：8.87英ポンド 1,207円 Hコース証券：13.30英ポンド 1,810円 Iコース証券：9.48NZドル 662円 Jコース証券：16.22NZドル 1,132円 Kコース証券：8.90カナダドル 703円 Lコース証券：13.10カナダドル 1,035円	

(注) 外貨の円貨換算は、便宜上、2020年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝105.80円、1豪ドル＝75.49円、1ユーロ＝124.17円、1英ポンド＝136.09円、1NZドル＝69.79円、1カナダドル＝79.03円）によります。

[次へ](#)

第三部 特別情報

第3 投資信託制度の概要

「第3 投信制度の概要」は、以下の通り更新します。

（2020年11月付）

I. 定義

1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）
1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）
2002年法	2012年7月1日発効の投資信託に関する2002年12月20日法（改正済）（2010年法が継承）
2004年法	リスク資本に投資する投資法人（以下「SICAR」という。）に関する2004年6月15日法（改正済）
2007年法	専門投資信託に関する2007年2月13日法（改正済）
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法（改正済）
2016年法	リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法（改正済）
AIF	2013年法第1条第39項に定めるオルタナティブ投資ファンド
AIFM	2013年法第1条第46項に定めるオルタナティブ投資ファンド運用会社
AIFMD	指令2003/41/ECおよび指令2009/65/ECならびに規則（EC）No. 1060/2009および規則（EU）No. 1095/2010を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および欧州理事会指令2011/61/EU
AIFMR	適用除外、一般的な運用条件、保管受託銀行、レバレッジ、透明性および監督に関する欧州議会および欧州理事会指令2011/61/EUを補足する2012年12月19日付委員会委任規則（EU）No. 231/2013
BMRまたは ベンチマーク規則	指令2008/48/ECおよび指令2014/17/EUならびに規則（EU）No. 596/2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資ファンドのパフォーマンスを測定するために用いられる指数に関する2016年6月8日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2016/1011
CESR	欧州証券市場監督局によって代替された欧州証券規制委員会（ESMA）
第16章管理会社	2010年法第16章に基づき認可を受けた管理会社
CSRF	ルクセンブルグの金融セクター監督当局である金融監督委員会
EC	欧州共同体
EEC	欧州経済共同体
ESMA	欧州証券市場監督局
EU	欧州連合（EECの継承機関であるECを吸収）
FCP	契約型投資信託
KIDまたは PRIIPs KID	規則1286/2014において言及される主要情報文書
KIIDまたは UCITS KIID	指令2009/65/EC第78条および2010年法第159条において言及される主要投資家情報文書
加盟国	欧州連合加盟国ならびに欧州経済地域を形成する契約の当事者である欧州連合加盟国以外の国で、当該契約および関連の法律に定める制限内で欧州連合加盟国に相当するとみなされる国
メモリアルB	メモリアル・ベ・ルクイ・アドミニストラティブ・エ・エコノミックという政府の公示が行われる官報の一版
メモリアルC	メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという要求される会社の公告および通知が行われる官報の一版で、2016年6月1日からRESAに切り替えられた

MMF	MMF規則に基づくマネー・マーケット・ファンドとしての資格を有するファンド
MMF規則	随時改正および補足されるマネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2017 / 1131
非個人向け パート ファンド パート ファンド	その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資者に対して受益証券 / 投資証券を販売することが認められていないパート ファンド （特にUCITS 指令をルクセンブルグ法において導入する）2010年法パート に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に「UCITS」と称する。
パート ファンド PRIIP PRIIPs規則または 規則1286 / 2014 RAIF 登録AIFM	2010年法パート に基づく投資信託 PRIIPs規則の意味における、パッケージ型個人向け投資金融商品 パッケージ型個人向け投資金融商品（PRIIPs）の主要情報文書に関する2014年11月26日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）1286 / 2014 2016年法第1条に定めるリザーブ・オルタナティブ投資ファンド 運用資産が2013年法第3条およびAIFMDに規定される最低限度額を下回り、かつ、同条に規定される免除の恩恵を受け、利用する運用会社
個人向けパート ファンド	その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資者に対して受益証券 / 投資証券を販売することが認められているパート ファンド
RESA	ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという2016年6月1日付でメモリアルCに代わって公式な発表とみなされる、中央電子プラットフォーム
SICAF	固定資本を有する投資法人
SICAV	変動資本を有する投資法人
SICAR	2004年法に基づくリスク資本に投資する投資法人
SFT規則	規則（EU）No . 648 / 2012を改正する、証券金融取引および再使用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2015 / 2365
SIF	2007年法に基づく専門投資信託
UCI	投資信託
UCITS	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
UCITS 指令または 指令2009 / 65 / EC	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付欧州議会および欧州理事会指令2009 / 65 / EC
UCITS 指令または 指令2014 / 91 / EU	預託業務、報酬方針および制裁に関して譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）に関する法律、規則および行政規定の調整に関する指令2009 / 65 / ECを改正する2014年7月23日付欧州議会および欧州理事会指令2014 / 91 / EU
UCITS 法	ルクセンブルグ法へUCITS 指令を法制化し、2010年法および2013年法を改正する2016年5月10日法
UCITS 規則または EU規則2016 / 438	預託機関の義務に関して欧州議会および欧州理事会指令2009 / 65 / ECを補足する2015年12月17日付委員会委任規則（EU）2016 / 438（改正済）
UCITS所在加盟国	UCITS 指令第5条に基づきUCITSが認可を受けた加盟国
UCITS受入加盟国	UCITSの受益証券が販売される、UCITS所在加盟国以外の加盟国
UCITS管理会社または 第15章管理会社	2010年法第15章に基づき認可を受けた管理会社

ルクセンブルグにおける投資信託制度の概要

ルクセンブルグ法に基づき、以下の種類の投資ビークルを創設することができる。

1) 規制を受けるルクセンブルグの投資ビークル

a) 投資信託（UCI）

- UCITS、すなわち、指令2009/65/ECに基づき認可され、2010年法パートIに基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
- パートIIファンド、すなわち、2010年法パートIIに基づき投資信託
- SIF、すなわち、2007年法に基づき専門投資信託

b) UCI以外の投資ビークル

- SICAR、すなわち、2004年法に基づくリスク資本に投資する投資法人
- 変動資本を有する年金貯蓄会社および年金貯蓄組合の形態をとる退職金支給機関に関する2005年7月13日法に基づく年金基金
- 証券化に関する2004年3月22日法に基づく証券化ビークル（その証券が継続的に一般大衆に対して発行されている場合）

2) 規制を受けないルクセンブルグの投資ビークル

- 証券化に関する2004年3月22日法に基づく証券化ビークル（その証券が継続的に一般大衆に対して発行されていない場合）
- RAIF、すなわち、2016年法に基づくリザーブド・オルタナティブ投資ファンド

さらに、AIFとしての資格を有するが、ルクセンブルグの商品法の対象とならない、他の規制を受けないルクセンブルグの投資ビークルの創設も可能である。

本概要は、2010年法に基づくUCITSおよびパートIIファンドに適用されるルクセンブルグ法の概要であり、ルクセンブルグにおける集団投資スキームに直接または間接的に適用される多数の複雑な法律および規則の網羅的な分析ではない。

UCITSおよびパートIIファンドに適用される法律は、CSSFが発行するさまざまな規則および告示により補完される。

ルクセンブルグの規則および規制のほか、すべての加盟国において直接適用されるさまざまな欧州規制およびESMAが発行する指針がUCIに適用される。

重要情報

本概要は、ルクセンブルグで利用可能な投資信託のあらゆる法的形態および構成上の選択肢ならびに当該投資信託の運用に適用される付随的法律を完全かつ網羅的に説明するものとみなされるべきでない。

．ルクセンブルグ投資信託の法制度および法的形態の一般的構成

１．一般規定

1.1 2010年法

2010年法はパート のUCITSおよびパート のUCIを個別に取り扱い、全体で以下の5つのパートを含む。

パート UCITS（以下「パート 」という。）

パート その他のUCI（以下「パート 」という。）

パート 外国のUCI

パート 管理会社

パート UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定

1.2 2013年法

2013年法は、主にAIFMの運営および認可制度を扱う。一部の規定は、直接AIFにも適用される。最後に、詳細な規定が販売および第三国規則を扱う。

２．法的形態

2010年法パート およびパート に従う投資信託の主な法的形態は以下のとおりである。

１）契約型投資信託（fonds commun de placement）（以下「FCP」という。）

２）投資法人（investment companies）

－ 変動資本を有する投資法人（以下「SICAV」という。）

－ 固定資本を有する投資法人（以下「SICAF」という。）

契約型UCITSおよび会社型UCITSならびにパート ファンドは、2010年法、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する一部の民法の規定に従って設定されている。

３．契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

3.1. 契約型投資信託（FCP）

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、その管理会社（以下「管理会社」という。）およびその保管受託銀行（以下「保管受託銀行」という。）の三要素を中心に成り立っている。

3.1.1 FCPの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の集団投資を表章する、譲渡性のある証券およびその他の資産の不可分の集合体である。かかる投資家はその投資によって平等に利益および損失の分配に参加する。共同所有者は、出資金額を上限として責任を有する。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家の権利は、投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法および2010年法に従っている。

投資家は、FCPに投資することにより、FCPに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、FCPの約款（以下を参照のこと。）に基づく。FCPへの投資後、投資家は、かかる投資を行ったことにより、FCPの受益証券（以下「受益証券」という。）を保有する。

3.1.2 FCPの受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格（約款にその詳細が規定されることが求められる。）に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、記名式、無記名式証券もしくは証書発行を伴わない証券を発行する。管理会社は、証券の分割に関する制限を受けることなく、端数の受益証券の受益証券登録簿への記帳に関する書面による証明書を約款に規定された条件に従い発行することができる。

受益者の要請に基づき、パート ファンド（すなわちUCITS）の受益証券は、FCPによりいつでも買い戻されるが、約款に買い戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年法第12条に基づく場合には買い戻しが停止される。この買い戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づくものである。買い戻しは、原則として月に二度以上許可されなければならない。

パート ファンドについて、CSSF規則は、2010年法第91条に従い、FCPの受益証券の発行価格および買い戻価格の決定の最低頻度を決定することができる。1991年1月21日付IML告示91/75（改訂済）は、パート ファンドがその受益証券の発行価格および買い戻価格を十分に短い固定された間隔で（原則として月に一度以上）決定しなければならない旨を定める。ただし、これには例外もあり、クローズド・エンド型ファンドを設立することができる。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

FCPの分配方針は約款の定めに従う。

UCITSに関する2010年法第9条、第11条および第23条ならびにパート ファンドに関する2010年法第91条は、CSSF規則によって特定の追加要件を設定しう旨規定している。

(注)本概要の冒頭記載の日付において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- FCPの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額は、UCITSまたはパート ファンドとして資格を有するFCPとしての認可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。
ただし、この最低額は、CSSF規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、FCPの運用管理業務を約款に従って執行する。
- 発行価格および買戻価格は、UCITSの場合、少なくとも1か月に2度は計算され、その他のすべてのパート ファンドについては少なくとも1か月に1度(例外がある)は計算されなければならない。
- 約款には以下の事項が記載される。
 - (a) FCPの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
 - (b) 具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
 - (c) 分配方針
 - (d) 管理会社がFCPから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
 - (e) 公告に関する規定
 - (f) FCPの会計の決算日
 - (g) 法令に基づく場合以外のFCPの解散事由
 - (h) 約款変更手続
 - (i) 受益証券発行手続
 - (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

(注)緊急を要する場合、すなわち、純資産価格の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が受益者の全体の利益となる場合、CSSFはこれらの停止を命ずることができる。

3.1.3. 2010年法に基づくFCPの保管受託銀行

- A. 管理会社は、運用しているFCPそれぞれに、2010年法第17条ないし第22条の規定に従って保管受託銀行が任命されるようにする。約款に定められ、CSSFにより承認された保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、FCPの資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、または、その登録事務所が他の加盟国に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならない。また、1993年法に定められた金融機関でなければならない。

2010年法は、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するFCPに関する経験を有していなければならない旨規定する。このため、取締役およびその後任者に関する情報はCSSFに直ちに報告されなければならない。

「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

保管受託銀行の任命は、書面契約をもって証明しなければならない。当該契約には、特に、2010年法およびその他の適用法令または行政規定に定められたとおり、保管受託銀行が保管受託銀行として任命されたFCPのための職務を遂行するのに必要とみなされる情報量が規定される。

- B. UCITS FCPおよび個人向けパート FCPについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- FCPの受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- FCPの受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- FCPの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- FCPの収益が法律または約款に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、FCPのキャッシュ・フローを適切に監視し、特にFCPの受益証券の申込みにおいてFCPの受益者によりまたはFCPの受益者のために行われるすべての支払が受領されるようにし、FCPのすべての現金が

a) FCP名義、FCPを代理する管理会社名義またはFCPを代理する保管受託銀行名義で開設され、b) 指令2006/73/EC第18条第1項a)、b)またはc)に言及された組織において開設され、c) 指令2006/73/EC第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

FCPを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記b)に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

- C. FCPの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

- a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、
-) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、
 -) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、F C Pを代理する管理会社名義で開設された指令2006 / 73 / E C第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分離口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってF C Pに属するものであることが明確に確認できるようにする。

- b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、
-) F C Pを代理する管理会社から提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてF C Pの所有権を確かめることによってかかる資産のF C Pによる所有を確認し、
 -) F C Pが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。

D. 保管受託銀行は、定期的に、F C Pのすべての資産をまとめた一覧を管理会社に提出する。

保管受託銀行が保管するF C Pの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるF C Pの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

- a) F C Pの勘定のために資産の再利用が行われる場合、
 - b) 保管受託銀行がF C Pを代理する管理会社の指示を実行する場合、
 - c) F C Pの利益のため、かつ、受益者の利益のための再利用である場合、および
 - d) 権原譲渡契約に基づいてF C Pが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合
- 担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および / またはF C Pの資産の保管を委託されたルクセンブルクの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および / または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

E. 保管受託銀行は、上記Bに言及された職務は第三者に委託しない。

保管受託銀行は、以下の場合にのみ、上記Cに言及された職務を第三者に委託する可能性がある。

- a) 2010年法に定められた要件を回避する意図で業務を委託するのではなく、
- b) 保管受託銀行が、委託について客観的な理由を示すことができ、
- c) 保管受託銀行が、自らの業務の一部を委託する第三者の選定および任命においてあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くし、かかる第三者およびかかる第三者に委託した事項に関するかかる第三者の手配についての定期的な検討および継続的な監視において引き続きあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くす場合

上記Cに言及された職務が保管受託銀行から第三者へ委託されるのは、当該第三者が委託業務の遂行中常に以下のすべてを行っている場合のみである。

¹ 「指令2006 / 73 / E C」とは、投資会社の組織要件および運営条件ならびに指令の定義語に関する欧州議会および欧州理事会指令2004 / 39 / E Cを実施する2006年8月10日付委員会指令2006 / 73 / E Cをいう。

- a) 委託されたF C Pの資産の性質および内容に対して適切および均衡した構造と専門性を有する。
- b) 上記Cのa)に記載する保管業務が以下の対象となる。
 -) 最低資本要件および該当法域における監督を含む有効な健全性規制
 -) 金融商品を所有していることを確保するための定期的な外部監査
- c) 常に特定の保管受託銀行の顧客に属するものであることが明確に確認できる方法で、保管受託銀行の顧客の資産を自らの資産から、および保管受託銀行の資産から分別している。
- d) 第三者が支払不能に陥った場合に、第三者により保管されるF C Pの資産が、第三者の債権者への分配または第三者の債権者の利益のための換金の対象とならないように必要なすべての措置を講じている。
- e) 上記A、C、上記Dの第2段落ないし第4段落および下記Gに定められた義務および禁止事項を全般的に遵守している。

第3段落のb)の)にかかわらず、第三国の法律により一定の金融商品を現地の組織が保管することが義務付けられているが、第3段落のb)の)に定められた委託要件を満たす現地組織が存在しない場合、保管受託銀行は、委託要件を満たす現地組織が存在しない場合かつ以下の場合に限って、第三国の法律により義務付けられた範囲で、その職務を現地組織に委託することができる。

- a) 関連するF C Pに投資する受益者が、投資を行う前に、第三国の法律における法制的制約のためにかかる委託が必要であること、委託を正当化する状況および委託に関するリスクを適切に通知され、
- b) F C Pを代理する管理会社が、かかる現地組織にかかる金融商品の保管を委託するよう保管受託銀行に指示した場合。

当該第三者は、その後、同様の要件に従って、これらの職務を再委託する可能性がある。その場合、下記Fの第4段落が関連当事者に準用される。

- F. 保管受託銀行は、F C PおよびF C Pの受益者に対し、保管受託銀行または上記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき責任を負う。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、過度の遅滞なく、F C Pを代理する管理会社に返却しなければならない。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わない。

保管受託銀行は、F C Pおよび受益者に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりF C Pおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の保管受託銀行の責任は、上記Eに記載する委託に影響されることはない。

上記第1段落ないし第3段落に言及された保管受託銀行の責任は、合意によって免除または限定されることはない。これと矛盾する合意は無効となる。

F C Pの受益者は、救済が重複したり受益者間に不公平な扱いが生じたりしないならば、直接または間接的に管理会社を通じて保管受託銀行の責任を追及することができる。

- G. 2010年法第20条に基づき、いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、管理会社および保管受託銀行は、F C Pおよび受益者の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、F C PまたはF C Pを代理する管理会社に関して、F C P、受益者、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびF C Pの受益者に開示される場合を除く。

- H. 以下の場合、F C Pに関する保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行が自発的に退任するかまたは管理会社に解任される場合（2か月以内に行われる保管受託銀行の交代までの間、保管受託銀行は、受益者の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じなければならない。）
- b) 管理会社または保管受託銀行が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手續の対象となり、または清算に入った場合
- c) 管轄当局により保管受託銀行の権限が取り消された場合
- d) 約款に定められたその他の場合

3.1.4 管理会社

F C Pは、管理会社によって運用される。

F C Pに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

- a) 管理会社が認可を撤回された場合。ただし、当該管理会社が指令2009/65/ECに従って認められる別の管理会社に交代されることを条件とする。
- b) 管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めに締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手續に服し、または清算した場合。
- c) 管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。
- d) 約款に規定されるその他すべての場合。

ルクセンブルグの管理会社には、指令2009/65/ECが適用されるUCITSを運用する管理会社に関する2010年法第15章、または、「その他の管理会社」に関する2010年法第16章が適用される。また、UCITSの管理会社は、AIFを運用するAIFMとしても認可を受けることができる。

また、UCITS管理会社およびAIFMは、2018年8月23日に発行されたCSSF告示18/698に従う。

（さらなる詳細については、以下 3.3を参照のこと。）

3.1.5 関係法人

（ ）投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、FCPの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、かかる契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

UCITSについて、管理会社による投資運用会社の中核的権限の委託はUCITS規則に定められた追加条件に従う。

パート ファンドについて、管理会社による委託は、別の条件に従う。

（ ）販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる。

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

3.2. 会社型投資信託

ルクセンブルグのUCITSおよびパート ファンドは、2010年法に規定される会社形態で設立される場合がある。

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、公開有限責任会社（sociétés anonymes）として設立されていることが多い。

規約に規定される場合、投資法人において保有される投資証券は、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の投資証券の割合に関連して規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主に対し投資主総会において1口につき1個の議決権を付与する。

3.2.1. 変動資本を有する投資法人（SICAV）

3.2.1.1 2010年法に基づくSICAV

2010年法に従い、UCITSおよびUCIは、SICAVの形態の会社型投資信託として設立することができる。

2010年法に従い、SICAVは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資証券を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社（société anonyme）として定義されている。

SICAVは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない範囲で適用される。

3.2.1.2 2010年法に従うSICAVの要件

SICAVに適用される最も重要な要件および仕組みは以下のとおりである。

- 管理会社を指定しない2010年法パート の対象であり、UCITSとしての資格を有するSICAVの最低資本金は、認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したSICAVを含め、2010年法パート に従うすべてのSICAVの資本金は、認可後6か月以内に125万ユーロに達しなければならない。CSSF規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。
- パート SICAVは、株式資本を維持しなければならず、当該株式資本は、125万ユーロを下回ってはならない。当該最低資本金は、SICAVの認可後6か月以内に達しなければならない。CSSF規則によりかかる最低資本は、250万ユーロに引き上げることができる。
（注）現在はいかかる規則は存在しない。
- 取締役の任命および取締役の変更はCSSFに届け出ることを要し、CSSFの異議のないことを条件とする。
- 規約中にこれに反する規定がない場合、SICAVはいつでも投資証券を発行することができる。

- 規約に定める範囲で、S I C A Vは、投資主の求めに応じて投資証券を買い戻す。
- U C I T Sおよびパート ファンドに関して、通常の期間内にS I C A Vの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、S I C A Vの投資証券を発行しない。
- U C I T Sおよびパート ファンドの規約は、発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、S I C A Vの資産評価の原則および方法を特定する。
- 規約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えない範囲で、発行および買戻しが停止される場合の条件を特定する。
- 規約は、発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定する（U C I T Sについては最低1か月に2回、またはC S S Fが許可する場合は1か月に1回とし、パート ファンドについては最低1か月に1回とする。）。
- 規約は、S I C A Vが負担する費用の性質を規定する。
- S I C A Vの投資証券は無額面とする。

3.2.2 2010年法に基づくS I C A Vの保管受託銀行

- A . S I C A Vは、2010年法第33条ないし第37条の規定に従って保管受託銀行が任命されるようにする。C S S Fにより承認された保管受託銀行は、保管受託契約に従い、S I C A Vの資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。
F C Pの保管受託銀行に関して上記 3.1.3 Aに記載される条件は、S I C A Vの保管受託銀行に対しても適用される。

- B . U C I T S S I C A Vおよび個人向けパート S I C A Vについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。
- S I C A Vの投資証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律およびS I C A Vの規約に従って執行されるようにすること。
 - S I C A Vの投資証券の価格が法律およびS I C A Vの規約に従い計算されるようにすること。
 - 法律またはS I C A Vの規約に抵触しない限り、S I C A VまたはS I C A Vを代理する管理会社の指示を執行すること。
 - S I C A Vの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
 - S I C A Vの収益が法律または規約に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、S I C A Vのキャッシュ・フローを適切に監視し、特にS I C A Vの投資証券の申込みにおいて投資主によりまたは投資主のために行われるすべての支払が受領されるようにし、S I C A Vのすべての現金がa) S I C A V名義またはS I C A Vを代理する保管受託銀行名義で開設され、b) 指令2006 / 73 / E C第18条第1項a)、b) またはc) に言及された組織において開設され、c) 指令2006 / 73 / E C第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

S I C A Vを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記b) に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

- C . S I C A Vの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

- a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、
- ）保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、
 - ）保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、S I C A Vを代理する管理会社名義で開設された指令2006 / 73 / E C第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分別口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってS I C A Vに属するものであることが明確に確認できるようにする。
- b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、
- ）S I C A Vから提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてS I C A Vの所有権を確かめることによってかかる資産のS I C A Vによる所有を確認し、
 - ）S I C A Vが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。

- D . 保管受託銀行は、定期的に、S I C A Vのすべての資産をまとめた一覧をS I C A Vに提出する。

保管受託銀行が保管するS I C A Vの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるS I C A Vの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

- a) S I C A Vの勘定のために資産の再利用が行われる場合、
- b) 保管受託銀行がS I C A VまたはS I C A Vを代理する管理会社の指示を実行する場合、
- c) S I C A Vの利益のため、かつ、投資主の利益のための再利用である場合、および

d) 権原譲渡契約に基づいてS I C A Vが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および/またはS I C A Vの資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および/または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

E. 保管受託銀行は、前記Bに記載された職務は第三者に委託しない。

保管受託銀行は、F C Pに関して上記 3.1.3 Eに記載されているのと同じ条件で、上記Cに言及された職務を第三者に委託する可能性がある。

F. 保管受託銀行は、S I C A Vおよび投資主に対し、保管受託銀行または前記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき、F C Pの保管受託銀行がF C PおよびF C Pの受益者に対して負う責任に関して上記 3.1.3 Fに記載されているのと同じ範囲において責任を負う。

G. 2010年法第37条に基づき、いかなる会社も、S I C A Vと保管受託銀行を兼ねることはできない。いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、S I C A V、S I C A Vを代理する管理会社および保管受託銀行は、S I C A Vおよび投資主の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、S I C A VまたはS I C A Vを代理する管理会社に関して、S I C A V、投資主、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびS I C A Vの投資主に開示される場合を除く。

H. 以下の場合、S I C A Vに関して保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行が自発的に退任するかまたはS I C A Vに解任される場合（2か月以内に行われる保管受託銀行の交代までの間、保管受託銀行は、投資主の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じなければならない。）
- b) S I C A V、保管受託銀行または指定された管理会社が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手續の対象となり、または清算に入った場合
- c) 管轄当局によりS I C A V、保管受託銀行または指定された管理会社の権限が取り消された場合
- d) 規約に定められたその他の場合

3.2.3 管理会社

会社型の投資信託は、その資格に応じて、2010年法15章（UCITS）または第16章（パート ファンド）に従い管理会社によって運営される。

UCITS S I C A Vが管理会社を指定した場合のS I C A Vに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

- a) 指定管理会社が任意に退任し、またはS I C A Vにより解任された場合。ただし、当該管理会社が指令2009 / 65 / E Cに従って認められる別の管理会社に交代されることを条件とする。
- b) 指定管理会社がS I C A Vにより退任され、S I C A Vが自己運用S I C A Vたる適格性の採用を決定した場合。
- c) S I C A V、保管受託銀行または指定管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めを締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手續に服し、または清算した場合。
- d) S I C A V、保管受託銀行または指定管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。
- e) 規約に規定されるその他すべての場合。

また、UCITS管理会社および第16章管理会社は、下記 3.4に詳述されるC S S F 告示18 / 698に従う。

3.2.4 関係法人

前記 3.1.5「関係法人」中の記載事項は、原則として、S I C A Vの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

3.2.5 管理会社を指定していない会社型UCITSの追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にS I C A Vに関し定められているが、UCITSとしての資格を有し、かつ、管理会社を指定していない他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) S I C A Vが、指令2009 / 65 / E Cに従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、少なくともS I C A Vの組織構造を記載した運営計画を添付しなければならない。
- S I C A Vの業務執行役員は、十分に良好な評価を得ており、当該S I C A Vが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名がC S S Fに直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2

名により決定されなければならない。「業務執行役員」とは、法律もしくは設立文書に基づきS I C A Vを代表するか、またはS I C A Vの方針を実質的に決定する者をいう。

- さらに、S I C A Vと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S Fは、また、S I C A Vが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

S I C A Vは、C S S Fに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

S I C A Vは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、S I C A Vの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

C S S Fは、U C I T S S I C A Vが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該U C I T S S I C A Vに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合
- (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
- (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ／または組織的に違反した場合
- (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合

- (2) 以下の .3.2の(4)から(8)に定める規定は、指令2009 / 65 / E Cに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vに適用される。ただし、「管理会社」は「S I C A V」と読み替えられる。

S I C A Vは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

- (3) 指令2009 / 65 / E Cに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vは、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、C S S Fは、S I C A Vの性格にも配慮し、当該S I C A Vが健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、その従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、当該S I C A Vに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従って再構築することが可能であること、ならびに管理会社が運用するS I C A Vの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

4. ルクセンブルグのU C I T Sおよびパート ファンドに関する追加的な法律上および規制上の規定

4.1 2010年法

4.1.1 複数コンパートメントおよびクラスの仕組み

2010年法は、特に、複数のコンパートメントを有するU C I（いわゆる「アンブレラ・ファンド」）を設立することができる旨を規定している。

かかるU C Iの目論見書には、各コンパートメントの特定の投資方針を記載しなければならない。

この構造により、一つの法主体において、異なる投資運用者によりポートフォリオが運用されるコンパートメントまたは異なる種類の投資家に対して募集されるかもしくは異なる報酬構造を有するコンパートメントなど、それぞれが異なる投資方針またはその他の異なる特徴を有するコンパートメントを設立することが可能となる。

これらのすべての状況において、各コンパートメントは、その設立書類に別段の記載がない限り、他のコンパートメントの投資対象のポートフォリオから分離された投資対象の特定のポートフォリオに連動する。この原則に基づき、設立書類に別段の記載がない限り、アンブレラ・ファンドは一つの法主体を構成するが、コンパートメントの資産は、当該コンパートメントの投資家および債権者に対してのみ提供される。

C S S Fは、2010年法（および2007年法）に従う投資信託（以下「U C I」という。）の運用開始前のコンパートメント、休止中のコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する告示12 / 540を発行した。当該告示に従い、C S S Fによる運用されていないコンパートメント（即ち運用開始前のコンパートメントおよび休止中のコンパートメント）に対する認可は、最長18か月間有効である。

さらに、U C I内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたU C Iのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類またはヘッジもしくは

分配方針について異なる特徴を持つことがある。かかる構造において、原投資対象は、すべての投資証券クラス／受益証券クラスについて同一であるが、各クラスの投資証券1口当たり純資産価格は、例えば、一つのクラスのみについての配当の分配の結果として、または、ヘッジの場合には、一つの投資証券クラス／受益証券クラスのみのためのヘッジ取引の締結の結果として、異なることがある。コンパートメントとは違って、異なる投資証券クラス／受益証券クラスの資産および負債の分離は行われないことに留意すべきである。2017年1月30日付UCITSの投資証券クラスに関するESMA意見には、UCITSが投資証券クラスのレベルでデリバティブ商品を用いる可能性がある一方で、この慣行を（ ）共通の投資目的、（ ）連鎖がないこと、（ ）事前決定および（ ）透明性からなる4つの原則の遵守の対象とする旨規定している。かかるさまざまなオプションを用いる主な利益は、単一の事業における異なる商品の効率的な構築である。

4.1.2 2010年法に基づく受益証券の発行および買戻し

規約に反対の規定がない限り、SICAVはいつでも投資証券を発行することができる。2010年法に基づき発行されたSICAVの投資証券は全額払い込まなければならない、無額面でなければならない。投資証券は、SICAVの純資産総額を発行済投資証券口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料を加えることによって、投資証券発行の場合増額し、投資証券買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はCSSF規則により決定することができる。資本は投資証券の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

4.2 1915年法

商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）は、（2010年法により明示的に適用除外されていない限り）FCPの管理会社および投資法人に対して適用される。

4.2.1 設立に関する要件（1915年法第420条の1）

最低1名の投資主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000ユーロ相当額である。

4.2.2 規約の必要的記載事項（1915年法第420条の15）

規約には、以下の事項の記載が必要とされる。

- （ ）設立企画人の身元
 - （ ）法人の形態および名称
 - （ ）登録事務所
 - （ ）法人の目的
 - （ ）発行済資本および授權資本（もしあれば）の額
 - （ ）発行時に払込済の額
 - （ ）発行済資本および授權資本を構成する投資証券の種類の記載
 - （ ）投資証券の様式（記名式、無記名式または証券発行を伴わない形式）
 - （ ）現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名
- （注）1915年法は、規制市場で取引されている適格な譲渡性のある有価証券および短期金融商品による出資の場合は、承認された法定監査人の報告書の必要なく現物出資による増資を認めている。しかし、実務上、CSSFは、投資信託については、かかる報告書を依然として要求している。
- （ ）設立企画人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
 - (x) 資本の一部を構成しない投資証券（もしあれば）に関する記載
 - (x) 取締役および承認された法定監査人の選任に関する規則が法を逸脱する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
 - (x) 法人の存続期間
 - (x) 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬（その種類を問わない。）の見積り

4.2.3 公募により設立される会社に対する追加要件（1915年法第420条の17）

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- （ ）設立規約案を公正証書の形式で作成し、これをRESAに公告すること
- （ ）応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

4.2.4 設立企画人および取締役の責任（1915年法第420条の19および第420条の23）

設立企画人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の法人資本の払込み、および会社が当該法律1915年法の該当条項に記載されたいずれかの理由によって有効に設立されなかった結果として応募者が被る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

．2010年法に基づくルクセンブルグのU C I T S

1．ルクセンブルグのU C I T Sに関する序論

2010年法パート に基づきU C I T Sとしての適格性を有しているすべてのファンドは、他のE U加盟国において、その投資証券または受益証券を自由に販売することができる（簡単な通知手続に服する。）。

2010年法第2条第2項は、第3条に従い、U C I T Sを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資スキーム。
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資スキームの資産から直接または間接に買い戻される投資スキーム（受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのU C I T Sの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。）。

2．ルクセンブルグのU C I T Sの投資制限

U C I T Sに適用される投資規則および制限は、2010年法第5章（第40条ないし第52条）に規定されており、同一の範囲においてF C Pおよび会社型投資信託にも適用される。

U C I T Sが複数の投資コンパートメントを構成する場合、各コンパートメントは、2010年法第5章の目的において、個別のU C I T Sとしてみなされる。

投資規則および制限は、U C I T Sの目論見書に詳細に記載される。

2010年法第5章に定める投資規則および制限は、以下の規則および規制によって明確にされ、補足されている。

- (1) C S S Fは、とりわけ財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2011年5月30日付告示11 / 512を制定している。同告示は、これに関連し、C S S Fに提供すべき最低限の情報についても概説している。
 - (2) 2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する指令およびU C I T Sの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付C E S Rガイドラインを実施する、2007年3月19日付E U指令2007 / 16 / E Cを、ルクセンブルグにおいて施行している。
 - (3) 2008年2月19日に、C S S Fは、大公規則を参照してかかる2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の条文を明確化する告示08 / 339（以下「告示08 / 339」という。）を出した。
告示08 / 339は、2002年法の関連規定（2010年法の対応する規定により代替される。）の意味において、かつ2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産に該当するか否かを評価するに当たり、U C I T Sがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。告示08 / 339は、2008年11月26日にC S S Fにより出された告示08 / 380により改正された。
 - (4) 2008年6月4日に、C S S Fは、特定の証券貸借取引においてU C I T Sが利用することのできる技法と商品の詳細について示したC S S F告示08 / 356（以下「告示08 / 356」という。）を出した。
告示08 / 356は、現金担保を再投資する許容担保や許容資産を取り扱っている。当該告示08 / 356は、U C I T Sのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該告示は、証券貸借取引によってU C I T Sのポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨を再言している。さらに、当該告示は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。
 - (5) C S S F告示14 / 592は、E T FおよびE T Fを扱う他のU C I T Sの問題に関するE S M A指針のルクセンブルグにおける実施、金融デリバティブ商品の使用、U C I T Sおよび適格金融指数に関する付随的規則を取り扱う。
 - (6) 2018年7月21日に発効し、加盟国で直接適用できるようになったM M F規則により、M M F規則の範囲内に該当するすべてのU C Iは、M M F規則に基づきM M Fとして認可を受けることを要求される。M M F規則の範囲内に該当しないU C Iは、マネー・マーケット・ファンドとしての資格を有しない。
M M F規則は、3種類のM M Fについて規定しており、（ ）公的債務固定純資産価額のパンド、（ ）低ボラティリティ純資産価額のパンド、および（ ）変動純資産価額のパンド（V N A V）（短期V N A Vおよび標準V N A Vの形を取り得る。）である。M M Fの種類に応じて、M M F規則に基づきM M Fとしての資格を有するU C I T Sに追加的な投資制限が適用される。
 - (7) 指令2009 / 65 / E Cを実施する2010年法は、マスター／フィーダー構造(B)の設定可能性だけでなくU C I T S (A)の合併に関するルクセンブルグ法の特定の規定も導入している。
- A．2010年法は、それぞれの法的形態にかかわらず、U C I T S（またはそのコンパートメント）の国境を越える合併または国内の合併に関連して規則を定めている。これらの規定は、U C I T Sのみに適用され、その他の種類のU C I

には適用されない。2010年法に従い、C S S Fは、2010年法の特定の規定を明確化したC S S F規則10 - 05を採用している。

B. U C I T Sフィーダー・ファンドとは、その資産の少なくとも85%を別のU C I T S(以下「マスター」という。)に投資するU C I T Sであると定義される。残りの15%は、以下のように保有することができる。

- 補助的な流動資産(2010年法第41条第2項に定義される。)
- 金融デリバティブ商品(ヘッジ目的でのみ利用できる。)
- 事業を行う上で必須の動産または不動産

3. U C I T Sの管理会社/第15章の管理会社

U C I T Sを運用するルクセンブルグの管理会社には、2010年法第15章が適用される。

3.1 ルクセンブルグに登録事務所を有するU C I T S管理会社が業務を行うための条件

(1) 2010年法第15章の意味においてルクセンブルグに登録事務所を有するU C I T S管理会社の業務の開始は、C S S Fの事前の認可に服する。2010年法に基づきU C I T S管理会社に付与された認可は、すべての加盟国に対し有効であり、E S M Aに対して通知される。

管理会社は、公開有限責任会社(société anonyme)、非公開有限会社(société à responsabilité limitée)、共同会社(société coopérative)、公開有限責任会社として設立された共同会社(société coopérative organisée comme une société anonyme)、または株式有限責任事業組合(société en commandite par actions)として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

2010年法が1915年法の規定から逸脱しない限り、1915年法の規定はU C I T S管理会社に適用される。

認可を受けた管理会社は、C S S Fによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、C S S Fは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にC S S Fに対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S Fによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、メモリアルにおいて公告される。

(2) 管理会社は、指令2009/65/E Cに従い認可されるU C I T Sの運用以外の活動に従事してはならない。ただし、かかる指令に定められていないその他のU C Iの運用であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、指令2009/65/E Cの下でその他の加盟国において販売することはできない。

U C I T Sの運用のための活動は、2010年法別表 に列挙されている業務を含む。

(注) 当該列挙には、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。

(3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

(a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任方式で行う投資ポートフォリオの運用(年金基金が保有するものも含む。)

(b) 付随的業務としての、投資顧問業務およびU C Iの受益証券に関する保管および管理事務業務

(4) 1993年法第1 - 1条、第37 - 1条および第37 - 3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。

(5) 運用するU C Iの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

(6) 上記(2)とは別に、2010年法第15章に従い授權され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、A I F M Dが規定するA I FのA I F Mとして任命される。ただし、同管理会社は、2013年法第2章に基づくA I FのA I F MとしてC S S Fによる事前の授權も得るものとする。

A I F Mとして行為する管理会社は、2013年法別表 に記載される行為および2010年法第101条による授權を条件としU C I T Sの管理に関する追加行為のみを行うことができる。

(注) 別表は、ポートフォリオ管理およびリスク管理からなる投資運用業務ならびにA I F MがA I Fの集会的管理において追加的に遂行する「その他の業務」(管理、販売およびA I Fの資産に関連する行為等)から構成される。

A I F運用の管理行為に関連して、管理会社は、金融証書に関連する注文の受理および送信など2013年法第5条4項に規定される非中核的サービスも提供する。

(7) 管理会社は、いわゆる「管理会社パスポート」を使用して多国間で業務を遂行することができる。

(8) C S S Fは、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しないものとする。

(a) 管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。

- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しないものとする。
- 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。

- () 管理会社が運用する F C P（管理会社が運用権限を委託したかかる F C P のポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）
- () 管理会社が指定管理会社とされた投資法人
- () 管理会社が運用する U C I（管理会社が運用権限を委託したかかる U C I のポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）
- これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、指令2006 / 49 / E C 第21条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%まで追加することができない。信用機関または保険機関は、加盟国または C S S F が E U 法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

- (b) (8) (a) に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。
 - (c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好な外部評価を有し、管理会社が運用する U C I T S に関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の身元情報は、C S S F に直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。
 - (d) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。
 - (e) 本店と登録事務所は双方ともルクセンブルグに所在しなければならない。
 - (f) 取締役は、当該ファンドの種類に関して、2010年法第129条第5項の規定する意味において、十分な評価を得ており、かつ、十分な経験を有する者でなければならない。
- (9) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S F は、当該関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。
- C S S F は、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。
- C S S F は、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。
- (10) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (11) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
- 当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S F が認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にて C S S F に通知を行う義務を負うこととなる。
- (12) C S S F は、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2010年法第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。
- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。
 - (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - (d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、指令2006 / 49 / E C の変更の結果、1993年法に適合しなくなった場合。
 - (e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
 - (f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。
- 管理会社が、(2010年法第116条に従い) 集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、C S S F は、管理会社の認可を撤回する前に、U C I T S 所在加盟国の監督当局と協議する。
- (13) C S S F は、一定の適格保有または保有額を有する、管理会社の株主または社員（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定の保有は、1993年法第18条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に服する。
- C S S F は、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の株主または社員の適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。
- (14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な経験を有することが証明できる一または複数の承認された法定監査人（réviseurs d'entreprises agréés）に委ねることが条件とされる。
- 承認された法定監査人の変更は、事前に C S S F の承認を得なければならない。

3.2 ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

- (1) 管理会社は、常に上記3.1(1)ないし(5)および(8)ないし(9)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は上記3.1(8)(a)に特定される水準を下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、C S S Fは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。
- (2) 管理会社が運用するU C I T Sの性格に関し、またU C I T Sの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、指令2009/65/E Cに従い、管理会社は、以下を義務づけられる。
- (a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、U C I T Sに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用するU C I T Sの資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。
- (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とU C I T SまたはU C I T S間の利益の相反により害されるU C I T Sまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。
- (3) 上記3.1(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている管理会社は、
- 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するU C I T Sの受益証券に投資してはならない。
 - 上記3.1(3)の業務に関し、金融機関および一定の投資会社の破綻に関する2015年12月18日付改正法パート タイトルの規定ならびに1993年法第22 - 1条の規定に服する。
- （注）上記規定により、当該管理会社はルクセンブルグに本拠を置く投資家補償制度の構成員であることを要する。
- (4) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の条件のすべてが充足されなければならない。
- a) 管理会社は、C S S Fに適切に報告しなければならず、C S S Fは、U C I T S所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
- b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、U C I T Sが運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資配分基準に適合しなければならない。
- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、C S S Fおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
- f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
- g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限が委託された者に常に追加的指示を付与し、または投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- h) 委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
- i) U C I T Sの目論見書に、管理会社が委託した権限を列挙しなければならない。
- 管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委託をすることはしないものとする。
- (5) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範により、以下を行う。
- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用するU C I T Sの最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
- (b) 管理会社が運用するU C I T Sの最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。
- (c) 事業活動の適切な遂行に必要な資源と手続を保持し、効率的に使用しなければならない。
- (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用するU C I T Sが確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。
- (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資家の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。

- (6) 2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、自社が管理するUCITSの健全かつ効果的なリスク管理に合致し、これを推進する報酬に関する方針および実務を策定して、適用するものとする。この報酬に関する方針および実務は、管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイル、ファンド規則または設立文書に合致しないリスクを取ることを奨励したり、管理会社のUCITSの最善の利益のために行為する義務の遵守を損なったりするものではないものとする。

報酬に関する方針および実務には、固定と変動の要素がある給与と任意支払方式による年金給付が含まれる。

報酬に関する方針および実務は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスクを取る者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスクを取る者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役職員に適用される。

- (7) 管理会社は、上記(6)に定める報酬方針を策定し、適用するにあたり、自社の規模、組織および事業の性質、範囲、複雑さに応じて、以下の各原則を適用ある範囲において遵守するものとする。

- (a) 報酬方針は、健全かつ効果的なリスク管理と合致し、これを推進するものであるものとし、管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイル、規則または設立文書と矛盾するリスクを取ることを奨励しない。
- (b) 報酬方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの、および当該UCITSの投資家の、事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとし、また、利益相反を回避する措置が含まれているものとする。
- (c) 報酬方針は、管理会社の経営陣がその監査機能の一環として採用し、経営陣は報酬方針の一般原則を少なくとも年1回の割合で見直し、報酬方針の実施につき責任を負い、これを監視するものとする。本項に関連する業務は、該当する管理会社において業務執行機能を担わずかつリスク管理および報酬についての専門的知識を有する経営陣の中の構成員のみによって執り行われるものとする。
- (d) 報酬方針の実施状況は、経営陣によりその監査機能の一環として採用された報酬の方針および手続の遵守について、少なくとも年1回の割合で、中央的かつ独立した形での社内見直しの対象とされる。
- (e) 内部統制機能を担っているスタッフは、同スタッフが負う責任に関連する目的の達成度に応じて報酬を受けるものとし、同スタッフが統制する事業分野の業績は問わない。
- (f) リスクの管理およびコンプライアンスの機能を担う上級役員の報酬は、報酬委員会が設置される場合は報酬委員会の直接の監視下に置かれる。
- (g) 報酬が業績に連動する場合、報酬総額は、個別の業績を評価する際、個人および関連する事業部門またはUCITSの各業績評価と、UCITSのリスクおよび管理会社の業績結果全般の評価の組み合わせに基づくものとし、財務および非財務それぞれの基準を考慮に入れるものとする。
- (h) 業績評価は、評価プロセスがUCITSのより長い期間の業績およびUCITSへの投資リスクに基づいて行われかつ業績ベースの報酬要素の実際の支払が管理会社が管理するUCITSの投資家に対して推奨する保有期間を通じて分散するよう、同期間に適切な複数年の枠組みの中で行われる。
- (i) 保証変動報酬は例外的に行われ、新規スタッフの雇用時のみに、最初の1年に限定してなされる。
- (j) 報酬総額の固定および変動の要素は、適切にバランスが取られ、固定報酬の要素は、報酬総額の相当部分とされ、変動報酬の要素を一切支給しない可能性も含めて変動要素を十分に柔軟な方針で運用することができるようにする。
- (k) 満期前の契約解約の場合の支払は、契約終了までの期間において達成された業績を反映するものとし、失策については不問とする形で設計する。
- (l) 変動報酬の要素またはプールされる変動報酬の要素を算定するために使用される業績を測定するため、関連する現在および将来のすべてのリスクの種類を統合することのできる包括的な調整メカニズムが含まれる。
- (m) UCITSの法制およびUCITSのファンド規則またはその設立文書に従うことを条件として、変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその50%は、関連するUCITSの受益証券口数、同等の所有権または株式連動の証券もしくは本項において言及される証券と同等の効果的なインセンティブを提供する同等の非現金証券で構成される。ただし、UCITSの管理が管理会社が管理している全ポートフォリオの50%に満たない場合は、かかる最低限50%の制限は適用しない。
本項で言及される証券は、管理会社、その管理するUCITSおよび当該UCITSの投資家の各利益と報酬を受ける者のインセンティブとを連携させる目的で設計される適切な保有方針に従う。本項は、以下(n)に従って繰り延べられる変動報酬の要素の部分および繰り延べられない変動報酬の要素の部分のいずれにも適用される。
- (n) 変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその40%は、UCITSの投資家に対して推奨される保有期間として適切と考えられる期間について、また、当該UCITSのリスク性質と正確に合致する期間について、繰り延べる。

本項で言及される期間は、少なくとも3年とする。繰延べの取決めに基いて支払われる報酬を受ける権利は、当該期間に比例して発生する。特に高額の変動報酬の要素の場合には、少なくとも60%は繰り延べられるものとする。

- (o) 変動報酬は、繰り延べられる部分も含めて、管理会社全体の財務状態に照らして管理会社が持続可能かつ事業部門、UCITSおよび該当する個人の各業績に照らして正当と認められる場合に限り、支払われまたは権利が発生する。

変動報酬の総額は、原則として、管理会社または該当するUCITSが芳しくないか好ましくない財務実績であった場合は、現在の報酬およびその時点で発生済みとされる金額を、ボーナス・マルス・システムやクローバック（回収）を含めて減額することを考えつつ大幅に縮小されるものとする。

- (p) 年金方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとする。

従業員が定年退職より前の時点で管理会社を辞める場合、任意支払方式による年金給付は、退職後5年間は、上記(m)項に定める証券の形式で管理会社により保有されるものとする。従業員が定年退職する場合は、任意支払方式による年金給付は、同じく5年間の留保期間後に上記(m)項に定める証券の形式で支払われるものとする。

- (q) 役職員は、個人のヘッジ戦略または報酬に関する保険や役員賠償に関する保険を、その報酬の取決めに含まれるリスク調整効果を弱めるために利用しない旨約束する。

- (r) 変動報酬は、2010年法の法的要件を回避することを容易にするピークルや方式を通じては支払われない。

上記の各原則は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスクを取る者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスクを取る者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役職員の利益のために行われる、管理会社が支払うその種類を問わない給付、成功報酬を含めてUCITS自体が直接支払う金額、およびUCITSの受益証券もしくは投資証券の何らかの譲渡に適用される。

自社の規模またはその管理するUCITSの規模、その組織および活動の性質、範囲、複雑さにおいて重要な管理会社は、報酬委員会を設置するものとする。報酬委員会は、報酬に関する方針および実務、ならびにリスク管理に資するインセンティブについてその要求に適切かつ独自の判断を行うことができる形で構成されるものとする。

指令2009/65/EC第14a(4)で言及されるESMA指針に従って設置される報酬委員会（該当する場合は）、管理会社または関連するUCITSのリスクやリスク管理への配慮および経営陣がその監査機能の一環として行う場合を含む、報酬に関する決定の作成に責任を負うものとする。報酬委員会の議長は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員が務めるものとする。報酬委員会の委員は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員とする。

従業員が経営陣に占める割合が労働法上定められている管理会社に関しては、報酬委員会には、一もしくは複数の従業員代表者を含めるものとする。報酬委員会は、その決定を作成するにあたり、投資家その他ステークホルダーの長期的な利益および公共の利益を考慮に入れるものとする。

- (8) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを運用する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めに設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めに設定するものとする。

- (9) 管理会社は、1993年法第1条(1)に規定する関連代理人を任命することができる。

管理会社が関連代理人の任命を決定する際、当該管理会社は、2010年法に基づき許可される行為の範囲内で、1993年法第37-8条に従う投資会社に適用される規則を遵守しなければならない。

3.3 設立の権利および業務提供の自由

- (1) 2010年法第15章に従い認可された管理会社が、その他の活動または業務を行うことを提案することなく、2010年法別表に定めるとおり自らが運用するUCITSの受益証券を支店を設置せずにUCITS所在加盟国以外の加盟国において販売することのみを提案する場合、当該販売は、2010年法第6章の要件のみに従うものとする。

- (2) 指令2009/65/ECに従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。

- (3) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

3.4 U C I T S 管理会社に適用される規則

C S S F 規則No.10 - 4 は、管理会社の基本的な設立要件ならびにその利益相反、業務遂行およびリスク管理に関する要件を定めている。

2018年8月23日、C S S F は、以前適用されていたC S S F 告示12 / 546に代替する告示18 / 698を発行した。

ルクセンブルグのU C I T S 管理会社および自己運用型投資法人のみを対象としたC S S F 告示12 / 546とは異なり、C S S F 告示18 / 698は、あらゆる投資ファンド運用会社（すなわち、U C I T S 管理会社および自己運用型投資法人だけでなく、第16章管理会社、A I F Mおよび2013年法第4条第1項b）の意味における内部運用されるA I F ）および登録事務代行会社の機能行使する事業体を対象としている。

当該告示により、C S S F は、投資ファンド運用会社の認可に関するその最新の規制上の慣行を確認するとともに、投資ファンド運用会社の活動の量および性質を考慮して投資ファンド運用会社が適切な人材を利用できるようにする必要性を特に重視しつつ、C S S F が投資ファンド運用会社の内部組織、実体、方針および手続に特に注意を払っていることを示している。この点において、C S S F 告示18 / 698は、（ ）投資ファンド運用会社により要求される業務執行役員および従業員の人数、ならびに（ ）取締役および業務執行役員が有することが認められる権限の数を定めている。

後者は、当該告示が投資ファンド運用会社に影響を及ぼすだけでなく、投資ファンド運用会社、U C I T S、A I F およびこれらに関連する特別目的ビークルの取締役会の構成員に影響を及ぼすことを意味する。

さらに、C S S F 告示18 / 698は、投資信託、その投資家、販売に関与する仲介業者および投資信託のために行われる投資に関連するマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関してC S S F が期待することを明確にしている。

C S S F は、投資ファンド運用会社に対し、運用委員会会議および取締役会の開催に関して形式に従うよう要求しており、統治組織およびC S S F のために異なる報告書を作成することについても言及している。

当該告示は、デュー・ディリジェンスおよび委託先の継続的な監視の要件について追加的な説明を提供している。

また、C S S F は、投資ファンド運用会社に適用される内部統制、管理機能、運用機能および技術基盤の要件を、M i F I D ファームに適用される要件により厳密に一致させている。

2019年12月20日、C S S F は、オープン・エンド型U C I の流動性リスク管理に関するI O S C O の勧告を実施する告示19 / 733を公表した。当該告示は、運用される各U C I のレベルにおける強固かつ効果的な流動性リスク管理プロセスの実施のために、管理会社がI O S C O の勧告（当該告示に添付される。）を適用することおよび関連するI O S C O の良好な慣行（I O S C O のウェブサイトで入手可能である。）を利用することをC S S F が期待していることを明確にするものである。

I O S C O の勧告において扱われる流動性リスク管理プロセスの主要な要素は、当該告示において要約されている。すなわち、U C I の設計プロセス、U C I の日々の流動性管理および危機管理計画である。

4 . ルクセンブルグのU C I T S に関する追加的な法律上および規制上の要件

4.1 ルクセンブルグのU C I T S の認可、登録および監督

4.1.1 U C I T S の認可および登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

（ ）次の投資信託はルクセンブルグのC S S F から正式な認可を受けることを要する。

- ルクセンブルグの投資信託は、設立または設定の日から1か月以内に認可を受けること。
- E U加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託および他のE U加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（U C I T S）でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。

（ ）認可を受けたU C I は、C S S F によってリストに登録される。かかる登録は認可を意味する。

（ ）ルクセンブルグ法、規則およびC S S F の告示の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。C S S F のかかる決定およびC S S F の制裁その他の行政措置に関する決定に対し不服がある場合には、行政裁判所（tribunal administratif）に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない、これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはC S S F の要請に基づき、該当するルクセンブルグのU C I の解散および清算を決定する。

C S S F の権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

4.1.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は投資信託による目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年法の第159条は、UCITSが、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された主要投資家情報文書（以下「UCITS KIID」という。）を公表する義務も規定している。

2010年法は、さらに以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自己が運用している各FCPのために、その目論見書および主要投資家情報文書ならびにそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。
- 主要投資家情報文書は、投資家がUCITSの受益証券／投資証券の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。

主要投資家情報文書は、加盟国以外の国の投資家に必ずしも提供される必要はない。ただし、かかる国の監督当局が、当該情報を投資家に提供するように要求する場合を除く。

さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。

- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書および主要投資家情報に記載された方法により入手できる。
- 年次報告書および半期報告書は、請求により投資家に無償で提供される。
- 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、4か月および2か月以内に公表されなければならない。

PRIIP規則に従い、いわゆる「PRIIP」についてEUの個人投資家に対して助言、募集または販売する者および団体は、規則1286/2014に記載されるとおり、かかる個人投資家がPRIIPに投資する前にかかる個人投資家に対して主要情報文書（以下「PRIIP KIID」という。）を交付する必要がある。「PRIIP」との用語は、パッケージ型個人向け投資金融商品をいう。

PRIIP規則は、2018年1月1日から適用される。UCITS管理会社、自己運用UCITS投資法人およびUCITSについて助言または販売を行う者に関して、2019年12月31日までの経過期間が規定されている。この経過期間は、集団投資事業のクロス・ボーダーの販売の促進ならびに規則（EU）No 345/2013、（EU）No 346/2013および（EU）No 1286/2014の改正に関する2019年6月20日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2019/1156により、2021年12月31日まで延長された。

PRIIP規則の目的は、（ ）PRIIP KIID（最大A4 3頁）を通じて統一化および標準化された情報の提供を確保することにより、個人投資家保護を向上させることならびに（ ）PRIIP市場の参加者全員（PRIIPの設定者、助言者および販売者）に対しEU全体で統一化された規則および透明性を課すことである。

PRIIPのコンセプトには、（クローズド・エンドかオープン・エンドかを問わず、UCITSを含む）あらゆる種類の投資ファンド、（その基礎形態が何であるかを問わず、かつ仕組預金を含む）仕組商品および（変額年金商品および配当付商品を含む）保険の方式による投資が含まれる。除外される投資商品はごく少数で、生命保険以外の商品、仕組預金以外の預金、雇用者による資金拠出が要求される個人年金商品である。

UCITSの受益証券／投資証券の販売に関する一切の広告においては、目論見書（および該当ある場合はUCITS KIID / PRIIP KIID）が入手可能である旨について記載し、および入手場所を示さなければならない。

4.1.3 ルクセンブルグのUCITSに適用される規制

- 2011年7月1日時点での欧州のマネー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付CESRガイドライン10-049（改正済）およびMMF規則（マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2017/1131）
- 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理ならびに保管受託銀行および管理会社との契約の内容についての指令2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会指令2010/43/EUを法制化する2010年12月22日付CSSF規則No. 10-4
- ファンドの併合、マスター・フィーダー構造および通知手続きに係る特定の規定についての指令2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会指令2010/44/EUを法制化する2010年12月22日付CSSF規則No. 10-5（改正済）
- 他のEU加盟国においてその受益証券の販売を希望しているルクセンブルグ法に従うUCITSおよびルクセンブルグにおいてその受益証券の販売を希望している他のEU加盟国のUCITSが踏むべき新たな通知手続きに関連する2011年4月15日付CSSF告示11/509
- 運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する2012年7月9日付CSSF告示12/540

- 2010年法パート に服するU C I T Sの預託機関を務める信用機関およびその管理会社により代表されるすべてのU C I T S(場合に応じて)に適用される規定に関するC S S F告示16/644(C S S F告示18/697により改正済)
- S F T規則(規則(E U) No. 648/2012を改正する、証券金融取引および再使用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および欧州理事会規則(E U) 2015/2365)
- ベンチマーク規則(指令2008/48/E Cおよび指令2014/17/E Uならびに規則(E U) No. 596/2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資ファンドのパフォーマンスを測定するために用いられる指数に関する2016年6月8日付欧州議会および欧州理事会規則(E U) 2016/1011)

4.2 ルクセンブルグのU C I T Sに適用される追加的な規制

() 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためにはC S S Fの認可を受けなければならない旨規定している。

() 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、C S S Fが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

() 2010年法パート に従うU C I T Sは、上記()に定める条件のほか、以下の条件を満たさない限り、C S S Fにより認可されないものとする。

- a) F C Pは、当該F C Pを運用するための管理会社の申請書をC S S Fが承認した場合に限り認可されるものとする。管理会社を指定した投資法人は、当該投資法人を運用するために指定された管理会社の申請書をC S S Fが承認した場合に限り認可されるものとする。
- b) 上記a)を損なうことなく、ルクセンブルグにおいて設立されたU C I T Sが指令2009/65/E Cに従う管理会社により運用され、指令2009/65/E Cに基づき他の加盟国の管轄当局により認可されている場合、C S S Fは、2010年法第123条に従い、当該U C I T Sを運用するための管理会社の申請書について決定するものとする。

2010年法第129条第4項に基づき、C S S Fは、以下の場合、2010年法第2条の範囲内においてU C I T Sの認可を拒否することがある。

- a) 投資法人が2010年法第3章に定める前提条件を遵守していないことを立証した場合
- b) 管理会社が2010年法第15章に基づきU C I T Sを運用することを認可されていない場合
- c) 管理会社がその所在加盟国においてU C I T Sを運用することを認可されていない場合

2010年法第27条第1項を損なうことなく、管理会社または投資法人(該当する場合)は、完全な申請書が提出されてから2か月以内に、U C I T Sの認可が付与されたか否かにつき通知を受けるものとする。

() 販売資料

2005年4月6日付C S S F告示05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るためにC S S Fに提出する必要はないものとされている。ただし、C S S Fの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を生じさせる勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

() 目論見書の記載情報

目論見書は、提案された投資について投資家が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資する商品のいかにかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。

保管受託銀行に関しては、U C I T Sの規則により、パート ファンドの目論見書において以下の情報を開示することを求められる。

- ・ 保管受託銀行の特定とその職務の詳細
- ・ U C I T S、投資家、管理会社および保管受託銀行の間の潜在的な利益相反の開示
- ・ 保管受託銀行が委託する保管機能の詳細、委託先および再委託先のリストならびにかかる委託により生じる可能性のある利益相反
- ・ 上記に関する最新の情報が要請に応じて投資家に公開される旨の記載
- ・ すべての資産の保管を集中させるために単一のまたは限定的な第三者を利用することの開示

2010年法のパート の範囲内に該当するU C I T Sに関しては、目論見書に以下の情報のいずれかを記載するものとする。

- a) 最新の報酬方針の詳細（報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定（存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。）を含むが、これらに限られない。）
- b) 報酬方針の要約、ならびに最新の報酬方針の詳細（報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定（存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。）を含むが、これらに限られない。）をウェブサイトで公開する旨（当該ウェブサイトへの言及を含む。）および要請に応じて紙による写しを無料で公開する旨の記載

目論見書は、少なくとも2010年法の別紙 のスケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する約款または設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

() 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、完全な目論見書の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

() 財務報告および監査

1915年法第73条第2項の一部修正により、S I C A Vは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めに記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をR E S Aに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、U C Iの報告書またはその他の書類における投資家またはC S S F向けに提供された情報が当該U C Iの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにC S S Fに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、C S S Fに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてC S S Fが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なC S S F告示02/81に基づき、C S S Fは、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各U C Iについて毎年、前会計年度中のU C Iの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。C S S F告示02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、U C Iの運用（その中央管理事務および保管者を含む。）および（マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）監督手が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、U C Iの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。告示では、かかる報告書の目的はU C Iの状況を全体的にみることでありと述べている。長文式報告書は、公衆の閲覧に供することを意図しておらず、U C IまたはU C Iの管理会社の取締役会およびC S S Fによる使用のためだけに発行される。

() 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をC S S Fに提出しなければならない旨を規定する。2010年法第147条は、C S S Fが、U C Iに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、U C Iの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

I M L告示97/136（C S S F告示08/348により改正）およびC S S F告示15/627に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をC S S Fに提出しなければならない。

() 罰則規定およびその他の行政措置

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託（fonds d'investissement）の事務管理または運用に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または、一定の場合には5,000,000ユーロ（または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%）以下の罰金刑に処される。

(1) 2010年法の下、2010年法第148条第1項ないし第3項に言及される場合において、C S S Fは、下記(2)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。

- 2010年法パート およびパート に従うU C I、その管理会社、保管受託銀行およびC S S Fの監督に服する、U C I業務に貢献する事業
- 直前の項目に言及される事業体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該事業体の業務を有効に行う者

- （U C I が任意清算される場合）清算人
- (2) かかる場合において、C S S F は、以下の処罰およびその他の行政措置を課することができる。
- a) 責任を負うべき者および法律違反の性質を特定する声明
 - b) 責任を負うべき者に対し違法行為の停止および再犯の排除を求める命令
 - c) (U C I または管理会社の場合) U C I または管理会社の認可の停止または取消し
 - d) 管理会社もしくはU C I の経営陣の構成員、または管理会社もしくはU C I により雇用された、責任を負う他の自然人に対する、これらの団体もしくはその他類似の団体の経営機能の行使の一時禁止令または（度重なる重大な法令違反の場合）永久禁止令
 - e) (法人の場合) 5,000,000ユーロ以下の罰金または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%以下の金額（法人が親会社である場合または指令2013/34/EUに従って連結財務諸表を作成しなければならない親会社の子会社である場合は、会計領域の関連するEU法に従い、最終親会社の経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく関連する年間総売上高が、年間総売上高または対応する種類の収益となるものとする。）
 - f) (自然人の場合) 5,000,000ユーロ以下の罰金
 - g) 上記e) およびf) の代わりとして、法律の違反から生じた利益が決定される場合、（上記e) およびf) の上限金額を上回る場合であっても）当該利益の少なくとも2倍の金額以下の罰金
- (3) 2010年法の規定の違反に対する行政制裁または行政措置を課する決定（不服申立てが存在しないものに限られる。）について当該制裁または措置を課せられた者が知らされた後、C S S F は、不当な遅滞なく、C S S F のウェブサイト上で当該決定を公表するものとする。かかる公表は、少なくとも、当該違反の種類および性質ならびに責任を負うべき者の身元に関する情報を含むものとする。当該義務は、調査の性質を有する措置を課する決定には適用されない。
- ただし、法人の身元もしくは自然人の個人データの公表の均衡性を個別に評価した後において、当該公表は均衡性に欠くとC S S F が判断した場合、または、公表することで金融市場の安定性もしくは継続中の調査が危険にさらされる場合、C S S F は、以下のいずれかを行うものとする。
- a) 非公表とする理由がなくなるまで、当該制裁または措置を課する決定の公表を延期すること。
 - b) 適用法を遵守する方法により、匿名で当該制裁または措置を課する決定を公表すること（当該匿名による公表により、関係する個人データの効果的な保護が確保される場合に限られる。）。
 - c) (上記a) およびb) に定める選択肢について、以下を確保するには不十分であると判断された場合) 制裁または措置を課する決定を公表しないこと。
 - ）金融市場の安定性が危険にさらされないこと。
 - ）重要ではない性質を有するとみなされる措置に関する当該決定の公表の均衡が取れていること。
- C S S F が匿名で制裁または措置を公表することを決定した場合、関連するデータの公表は、合理的な期間、延期される場合がある。ただし、当該期間内に、匿名の公表とする理由がなくなるとみなされる場合に限られる。
- (4) また、C S S F は、制裁または措置を課する決定が不服申立てに服する場合、その旨の情報および当該不服申立ての結果に関するその後の情報を、C S S F の公式ウェブサイト上で直ちに公表するものとする。制裁または措置を課する従前の決定を無効とする決定についても、公表するものとする。
- (5) 本条に従った制裁または措置の公表は、公表後5年から10年の間、C S S F のウェブサイト上に掲載され続けるものとする。
- (6) 指令2009/65/ECの第99e条第(2)項に従い、C S S F がU C I T S、管理会社またはU C I T Sの保管受託銀行に関する行政処罰または行政措置を公開した場合、C S S F は、それと同時に、当該行政処罰または行政措置をE S M Aに報告するものとする。
- さらに、C S S F は、上記(1)c)に従い、課せられたが公表されていない行政処罰（当該行政処罰に関する不服申立ておよびかかる不服申立ての結果を含む。）をE S M Aに報告するものとする。
- (7) C S S F が行政処罰または行政措置の種類および罰金の水準を決定した場合、C S S F は、それらが効果的で、均衡が取れており、制止的であることを確保するとともに、以下（該当する方）を含む、一切の関連する状況を考慮するものとする。
- a) 違反の重大性および期間
 - b) 違反につき責任を負うべき者の責任の程度
 - c) 例えば、法人の場合は総売上高または自然人の場合は年間所得により記載される、違反につき責任を負うべき者の財務力
 - d) 違反につき責任を負うべき者が得た利益または回避した損失の重要性、他者に対する損害および（該当する場合）市場または広範な経済の機能性に対する損害（それらが決定される範囲に限られる。）

- e) 違反につき責任を負うべき者によるC S S Fに対する協力の程度
 - f) 違反につき責任を負うべき者の従前の違反
 - g) 違反の後において当該違反につき責任を負うべき者により講じられた再犯防止措置
- (8) C S S Fは、2010年法の規定の潜在的または実際の違反の報告を勧奨する効果的かつ信頼できるメカニズム（かかる違反の報告について連絡を取れる経路の確保を含む。）を確立する。
- (9) 上記(8)に言及されたメカニズムには、少なくとも、以下が含まれる。
- a) 違反報告の受領およびその後の対応に関する具体的な手続
 - b) U C I、管理会社、保管受託銀行およびC S S Fの監督に服する、U C I業務に貢献する事業の従業員で、これらの内部で犯された違反を報告した従業員を、少なくとも報復、差別その他の類の不公平な扱いから適切に保護すること
 - c) 個人データの処理に係る個人の保護に関する改正2002年8月2日法に従い、違反報告者および違反に責任を負うべきと主張される自然人の双方の個人データを保護すること
 - d) 追加の調査またはその後の司法手続において開示が必要となる場合を除き、違反報告者に関していかなる場合においても秘密が保証されるようにする明確な規則
- (10) 第1項に言及されたU C I、管理会社、保管受託銀行およびC S S Fの監督に服する、U C I業務に貢献する事業の従業員による違反の報告は、契約または法令もしくは行政規定により強制される情報開示制限の違反を構成せず、かかる報告に関するいかなる責任も報告者に負わせることはない。
- (11) U C I、管理会社、保管受託銀行およびC S S Fの監督に服する、U C I業務に貢献する事業は、特定の独立した自律的な経路を通じて内部から違反を報告できるように自らの従業員のために適切な手続を設ける。

4.3 清算

4.3.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。F C PまたはS I C A Vの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきF C Pが終了した場合または投資主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書もしくは規約または適用される法令の規定に基づいて清算が行われる。

4.3.1.1 F C Pの強制的・自動的解散

- a. 管理会社または保管受託銀行がその権限を停止し、その後2か月以内に後任が見付からない場合
 - b. 管理会社が破産宣告を受けた場合
 - c. 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合
- （注）純資産価額が法律で要求される最低額の3分の2を下回った場合、自動的には清算されないが、C S S Fは清算を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。

4.3.1.2 S I C A Vについては以下の場合には投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a. 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。
- b. 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該投資信託の解散の決定は、かかる投資主総会において4分の1の投資証券を保有する投資主によって決定される。

4.3.1.3 ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、C S S Fによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

4.3.2 清算の方法

4.3.2.1 通常の清算

清算は、通常、次の者により行われる。

a) F C P

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定（もしあれば）に基づき受益者によって選任された清算人

b) 会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、C S S Fがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする（2010年法第145条第1項）。

清算人がその就任を拒否し、またはC S S Fが提案された清算人の選任を承認しない場合は、地方裁判所の商事部門が利害関係人またはC S S Fの請求により清算人を申請するものとする。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関であるCaisse de Consignationに預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

4.3.2.2 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、C S S Fの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いC S S Fの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記4.3.2.1に記載された方法で預託される。

V . 2013年法に従うオルタナティブ投資ファンド

2013年7月15日に、A I F Mをルクセンブルグ法に法制化するオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付が公表された。

- () 2013年法に従い、その通常業務が一または複数のA I Fを運用することである法人は、（当該A I F Mが2013年法の適用外である場合を除き）2013年法を遵守しなければならない。A I Fとは、以下の投資信託（そのコンパートメントを含む。）をいうと定義される。
 - a) 多数の投資家から資金を調達し、かかる投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、
 - b) 指令2009 / 65 / E C 第5条に基づき認可を必要としない投資信託。
- () 2013年法は、以下のA I F Mには適用されない。
 - a) A I F M、A I F Mの親会社もしくは子会社またはその他A I F Mの親会社の子会社のみが投資家であるA I Fを運用する、ルクセンブルグで設立されたA I F M（ただし、かかる投資家のいずれも、それ自体がA I Fではないことを条件とする。）
 - b) ルクセンブルグで設立されたA I F Mであり、共同運用もしくは共同管理により、または、直接的もしくは間接的な実質的保有により、当該A I F Mと関連する会社を通じて、以下のいずれかのA I Fのポートフォリオを直接的または間接的に運用するA I F M
 - () その運用資産（レバレッジの利用を通じて取得される資産を含む。）の総額が100百万ユーロの限度額を超えないA I F、もしくは
 - () レバレッジされておらず、各A I Fへの当初投資日から5年間行使可能な買戻請求権を有していないA I Fによりポートフォリオが構成される場合は、その運用資産の総額が500百万ユーロの限度額を超えないA I F（それぞれを「最低限度額」という。）

A I F Mは、上記b) ()に基づき2013年法の適用が除外される場合であっても、C S S Fへの登録を行わなければならない（以下「登録A I F M」という。）。登録A I F Mは、C S S Fへの登録時に、当該A I F Mが運用するA I Fを特定し、かかるA I Fの投資戦略に関する情報をC S S Fに提供する。登録A I F Mは、その登録の完了後、C S S Fに対し、C S S Fが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該A I F Mの主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該A I F Mが運用するA I Fの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に（少なくとも年に一度）提供しなければならない。登録A I F Mが最低限度額を上回る場合、当該A I F Mは、C S S Fにかかる変更を通知し、完全な認可の申請を行わなければならない。

当該A I F Mは、A I F M Dパスポート（下記 1.6を参照のこと。）の恩恵を受けることはなく、このためパートファンドの販売は、国内私募規則に今後も準拠する。

1 . 2013年法に従うA I F Mおよび保管受託体制

1.1 A I F M

1.1.1 A I F Mの概要

A I Fの資格を有するルクセンブルグのファンドは、次に掲げるいずれかの例外が適用される場合を除き、認可済みA I F Mにより運用されるものとする。

- a) A I F Mが、A I FによりまたはA I Fのために選任される法人であり、かかる選任を通じてA I Fを運用することにつき責任を負う「外部A I F M」である場合。
- b) A I F Mが、A I Fの法的形態により内部運用が可能な場合で、A I Fの統治組織が「外部A I F M」を選任しないことを選択した場合におけるA I Fそれ自体（かかる場合、「内部A I F M」、すなわちA I Fそれ自体がA I F Mとして認可される必要がある。）である場合。

内部で運用されるA I Fは、2013年法別表 に記載されるA I Fの内部運用行為以外の行為に従事しないものとする。

前段落とは別に、外部A I F Mは、さらに以下の業務を提供することができる。

- a) 指令2003 / 41 / E Uの第19条第1項に従い、投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う年金基金および退職金運用機関により所有される投資ポートフォリオを含むこれらの運用
- b) 付随的業務としての

- ）投資顧問業務
- ）投資信託の投資証券または受益証券に関する保管および管理事務業務
- ）金融証書に関する注文の受理および送達

A I F Mは、2013年法第2章に基づき以下の業務の提供を認可されない。

- a) 上記段落に記載される業務のみ
- b) 上記段落のa)に記載される業務について認可を得ることなく、上記段落のb)に記載される付随的業務
- c) 管理事務、販売行為のみおよび/またはA I Fの資産に関する行為
- d) リスク管理業務の提供を伴わないポートフォリオ運用業務またはポートフォリオ運用業務を伴わないリスク管理業務

1.1.2 A I F Mの認可

ルクセンブルグで設立されたA I F Mの行為を開始するには、C S S Fの認可を条件とする。

認可申請は、以下の情報を含むものとする。

- a) A I F Mの事業を実質的に行う者に関する情報
- b) 適格持分を有するA I F Mの株主または社員（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元およびこれらの保有額に関する情報
- c) A I F Mが2013年法第2章（A I F Mの認可）、第3章（A I F Mの運営条件）および第4章（透明性要件）および、適用ある場合、第5章（特定タイプのA I Fを運用するA I F M）、第6章（E U A I F MのE UにおけるE U A I Fの販売および運用権限）、第7章（第三国に関する具体的規則）および第8章（個人投資家に対する販売）を遵守する方法に関する情報を含む、A I F Mの組織構成を記載する活動プログラム
- d) 報酬方針に関する情報
- e) 第三者に対する業務の委託または再委託について締結された取り決めにに関する情報

さらに、認可申請はA I F Mが2013年法第6条に記載されるとおり運用を意図するA I Fに関する情報を含むものとする。

認可の付与に伴い、A I F Mは履行前に、とりわけC S S Fが認可付与の根拠とした情報の重要な変更についてC S S Fに通知する義務が生じる。

また、ルクセンブルグ法に準拠する投資ファンド運用会社の認可および組織に関するC S S F告示18 / 698ならびに投資ファンド運用会社および登録事務代行会社の機能行使する事業体に適用されるマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する特定の規定（ .3.4に詳述される。）は、A I F Mの認可の取得および維持のための条件を定めている。

さらに、ルクセンブルグのA I F Mは、C S S F告示19 / 733（上記 .3.4に詳述される。）にも服する。

1.2 A I F Mとしても認可された管理会社

以下の団体はA I F Mとしての資格を有する可能性がある。

- (a) U C I T S / 2010年法第15章記載の管理会社
- (b) 2010年法（第125 - 1条および第125 - 2条）第16章記載の管理会社
- (c) 2010年法パート に従い内部運用されるU C I
- (d) 2007年法に従い内部運用されるS I F
- (e) 2004年法に従い内部運用されるS I C A R
- (f) 2013年法に従い規制されるA I F Mたる適格性を採用する予定のその他のルクセンブルグの団体
 - 1 . 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないA I Fに対して運用業務を提供するルクセンブルグの団体
 - 2 . 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないA I Fの資格を有する、内部運用されるルクセンブルグの団体

1.2.1 第15章記載の管理会社

U C I T S / 2010年法第101条に従う第15章記載の管理会社の主な活動は、U C I T S 指令に従い認可されたU C I T Sの運用である。しかしながら、2010年法第15章に従いC S S Fにより認可され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、2013年第2章に基づくA I F Mとして行為するため追加許可をC S S Fから得ることを条件とし、A I F M Dが規定するA I FのA I F Mとして任命される場合もある。

A I F Mとして行為する第15章記載の管理会社に関する認可情報については、 .3を参照のこと。

1.2.2 その他の管理会社 - 第16章記載の管理会社

第16章記載の管理会社は、A I Fの管理会社およびA I F Mとして行為することができる。2010年法第125 - 1条、第125 - 2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社は、充足しなければならない要件および遂行できる行為について規定している。

(1) 管理会社の業務の開始にはC S S Fの事前の認可が必要となる。

管理会社は、公開有限責任会社(société anonyme)、非公開有限責任会社(société à responsabilité limitée)、共同会社(société coopérative)、公開有限責任会社として設立された共同会社(société coopérative organisée comme une société anonyme)または株式有限責任事業組合(société en commandite par actions)として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、C S S Fによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、C S S Fは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にC S S Fに対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S Fによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、C S S Fによりメモリアルにおいて公告される。

A) 以下B)に記載される2010年法第125 - 2条の適用を害することなく、2010年法第125 - 1条に基づき認可された管理会社は以下の活動にのみ従事することができる。

- () A I F M Dに規定される範囲内のA I F以外の投資ピークルの運用を行うこと。
- () A I F M Dに規定される範囲内のA I Fとしての適格性を有している一または複数の契約型投資信託、またはA I F M Dに規定される範囲内のA I Fとしての適格性を有している一または複数の変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人のために、2010年法第89条第2項に規定する範囲の管理会社の業務を行うこと。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および/または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人に代わり、2010年法第88 - 2条第2項a)に従い外部A I F Mを選任しなければならない。
- () その運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれかを超えない一または複数のA I Fの運用を行うこと。かかる場合、当該管理会社は、以下の事項を行わなければならない。
 - C S S Fに対して当該管理会社が運用するA I Fを特定すること。
 - 当該管理会社が運用するA I Fの投資戦略に関する情報をC S S Fに提供すること。
 - C S S Fに対し、C S S Fが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該管理会社の主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該管理会社が運用するA I Fの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に提供すること。

上記に定められる限度額の条件を満たさなくなった場合で、当該管理会社が2010年法第88 - 2条第2項a)に規定する範囲の外部A I F Mを選任していない場合、または当該管理会社が2013年法に服することを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第2章に規定される手続に従い、30暦日以内にC S S Fに対し認可の申請を行わなければならない。

A I F M Dに規定する範囲のA I F以外の投資ピークルがそれに関係する特定分野の法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる場合も、b)またはc)に記載される業務をあわせて行うことなくa)に記載される業務のみを行うものとして、2010年法第125 - 1条に基づく認可を受けることはできない。

管理会社自らの資産の事務管理は、付随的なものである限り、これを行うことができる。

当該管理会社の本店および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

2010年法第125 - 1条第4項a)またはc)に記載される活動を行う2010年法第125 - 1条の範囲内に該当する管理会社は、活動のより効率的な実施のため、自らの業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) C S S Fは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、U C Iが運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。
当該権限付与が慎重な監督に服する国外の事業体に付与される場合、C S S Fと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- d) c)の条件が充足されない場合、かかる委託は、C S S Fの事前の承認を得た後でなければ、その効力を生じない。
- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。

上記()の活動を行う2010年法第125 - 1条の範囲内に該当する管理会社は、当該管理会社が選任した外部A I F Mが当該管理会社の運用業務および販売業務を引き受けていない場合、活動のより効率的な実施のため、かかる業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) C S S Fは、適切な方法で通知を受けなければならない。

- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為すること、および契約型投資信託、変動資本を有する投資法人または固定資本を有する投資法人が運営されることを妨げてはならない。

B) 2010年法第88 - 2条第2項a)に規定される範囲内の外部A I F Mを任命せずに、選任を受けた管理会社としてA I F M Dに規定する範囲の一または複数のA I Fを運用する2010年法第125 - 2条に基づき認可された管理会社は、運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれか一つを上回る場合、2013年法第2章に基づき、A I FのA I F Mとしての認可をC S S Fから事前に取得しなければならない。

2010年法第125 - 2条に記載される管理会社は、2013年法別表 に記載される活動および同法第5条第4項に記載される非中核的活動にのみ従事することができる。

管理会社は、2010年法第125 - 2条に基づき運用するA I Fに関し、選任を受けた管理会社として、当該管理会社に適用される範囲において、2013年法に規定されるすべての規則に服する。

(2) C S S Fは以下の条件で管理会社に認可を付与する。

- a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、C S S F規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。
(注) 現在はかかる規則は存在しない。

b) 上記a)に記載される資本金は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。

c) 2010年法第129条第5項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に得ており、その義務の遂行に必要な専門家としての経験を有していなければならない。

d) 管理会社の参照投資主またはメンバーの身元情報がC S S Fに提供されなければならない。

e) 認可申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。

(3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

(4) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

(5) C S S Fは、以下の場合、2010年法第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することがある。

- a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて2010年法第16章に定められる活動を中止する場合。
b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ/または組織的に違反した場合。
e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。

(6) 管理会社は、自らのために、運用するU C Iの資産を使用してはならない。

(7) 運用するU C Iの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

(8) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な専門経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人 (réviseurs d'entreprises agréés) に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前にC S S Fの承認を得なければならない。

(9) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、C S S Fから承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。

また、第16章管理会社は、3.4に詳述されるC S S F告示18 / 698に従う。

1.3 委託

2013年法に従い、A I F Mは、業務を遂行する職務を自己の代わりに第三者に対して委託することが許可されているが、委託取り決めが発効する前にC S S Fに対してその意思を通知するものとする。2013年法第18条に従い、以下の条件が充足される必要がある。

- a) A I F Mは、その委託のストラクチャー全体を客観的理由に基づき正当化できなくてはならない。
b) 委託先は各業務を遂行するために十分な人員を配置しなければならない。実際に委託業務を行う者は十分に良好な評価および十分な経験を備えていなければならない。

- c) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与する場合、C S S Fの監督に服するか、その条件が充足できない場合は、C S S Fの事前の承認を得て、資産運用のために認可または登録された組織に対してのみ委託されなければならない。
- d) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与し、第三国の組織に委託される場合、c)の要件に加えて、C S S Fおよび同組織の監督官庁間の協力が確保されなければならない。
- e) 委託はA I F Mの監督の有効性を阻害してはならず、特にA I F Mが投資家の最善の利益のために行為し、または運用されることを妨げてはならない。
- f) A I F Mは、委託先がかかる業務を引き受ける資格と能力を有し、あらゆる適切な配慮の上に選択され、A I F Mは委託された行為を常に実質的に監督し、委託先にいつでも追加指示を付与し、投資家の利益にかなう場合は、即時に当該権限付与を撤回する立場にあることを示さなければならない。

A I F Mは各委託先が提供する業務を継続的に精査しなければならない。

（注）A I F Mは第三者が委託業務の適切な遂行のために必要とされる、十分な人員を有し、技能、知識および専門知識を持つ十分な人員を雇用することを確保するため、委託先について適切な配慮を当初から徹底し、委託業務の遂行を支援する適切な組織的構造を有するものとする。また、この適切な配慮は、A I F Mによって、継続的に遂行されるものとする。

A I F Mは、保管受託銀行もしくは保管受託銀行の代理人またはA I F MもしくはA I Fの投資家と利益が相反するその他の団体にポートフォリオ管理またはリスク管理を委託しないものとする。

上記の制限は、委託先が業務上および階層構造上、ポートフォリオ管理またはリスク管理の遂行を他の潜在的相反リスクから分離している場合には、適用されない。

A I Fに対するA I F Mの責務は、A I F Mが第三者または再委託により業務の一部を委託した事実により影響を受けないものとする。

A I F Mは、A I F Mの運用者として見なされなくなる程度まで、つまり、名義のみの団体としてみなされる程度まで、すべての業務を委託することはできない。

委託先がA I F Mから委託された業務の一部を再委託する範囲において、以下の条件を充足するものとする。

- 再委託に対するA I F Mの事前承認
 - A I F Mは再委託契約の条項を当該契約遂行の前にC S S Fに通知すること。
 - A I F Mからの委託先（第三者）に対する業務委託に関する上記の他の条件すべてを充足しなければならない。
- （注）ポートフォリオ管理は、ルクセンブルグのA I F Mによって非E U運用者に対して委託することができる。認可済みルクセンブルグのA I F Mからの委託により、非E U運用者によって最終的に運用されるルクセンブルグのA I Fは、E Uパスポートに基づき、E Uでプロの投資家に対して販売することができる。

また、委託に関するC S S F告示18 / 698の規定を遵守しなければならない。

1.4 透明性要件

1.4.1 投資家に対する開示

A I F Mは、A I F Mが運用する各E U A I FおよびA I F MがE U内で販売する各A I Fについて、A I Fの規約（またはF C Pの場合は約款）に基づき投資家がA I Fに投資する前に投資家に下記の情報およびそれらの重要な変更を提供しなければならない。

- A I Fの投資戦略および投資目的の記載ならびにA I Fが投資戦略または投資目的もしくはその両方を変更する際の手続に関する記載
- 投資のために締結した契約関係の主な法的意味についての記載
- A I F M、A I Fの保管受託銀行、監査役およびその他の業務提供者の身元ならびにそれらの職務および投資家の権利に関する記載
- A I F Mの専門職業賠償責任要件の遵守状況に関する記載
- 保管受託銀行により委託された委託管理業務および保管業務、委託先の身元、かかる委託により生じる可能性がある利益相反に関する記載
- A I Fの評価手続および資産評価のための価格決定方法に関する記載
- A I Fの流動性リスク管理、買戻権利および買戻取り決めにに関する記載
- 投資家が直接または間接に負担するすべての報酬、手数料および費用ならびにそれらの限度額に関する記載
- A I F Mが投資家に対する公正な対応を確保する方法、および投資家が優遇措置を受けるか、優遇措置を受ける権利を取得する場合はいつでも、当該優遇措置、当該優遇措置を取得する投資家の種別、および関連ある場合は、A I FまたはA I F Mとの法的または経済的関連についての記載
- 2013年法第20条に記載される直近年次報告書
- 受益証券または投資証券の発行および販売の手続および条件

- 2013年法第17条に基づき決定されるAIFの直近純資産価額またはAIFの受益証券もしくは投資証券の直近市場価格
- 入手可能な場合、AIFの過去の実績
- プライム・ブローカーの身元ならびに、AIFおよびAIFのプライム・ブローカー間の重要な取り決めに関する記載、および関連する利益相反の管理方法、保管受託銀行との契約における、AIF資産の譲渡および再利用の可能性に関する規定、ならびにプライム・ブローカーに対する責務の譲渡に関する情報
- レバレッジ利用、リスク特性およびAIFのポートフォリオの流動性管理に関する情報の定期的開示の方法および時期に関する記載

AIFがその目論見書に公表する必要がある情報に付加される情報のみ、別途または目論見書の追加情報として開示する必要がある。

上記のとおり、AIFMは管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、資産の非流動性に関する情報、ファンドの流動性管理の取り決めおよび直近のリスク特性を定期的に投資家に開示するものとする。

AIFMは、さらにAIFのレバレッジ利用に関する情報を開示するものとし、AIFが許容し得るレバレッジの上限の変更ならびに担保再利用の権限またはレバレッジ契約に基づき認められる保証および当該AIFが用いるレバレッジの総額について、定期的の開示するものとする。

また、AIFMは、目論見書または個別の文書を通じて、SFT規則に基づき提供されるべき情報を開示する。

1.4.2 年次報告書

ルクセンブルグで設立されたAIFMは、管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、各会計年度の年次報告書をその関係会計年度末から6か月以内に入手可能にしなければならない。

年次報告書は、請求に基づき投資家に提供され、CSSFおよび適用ある場合、AIFの所在加盟国に提供されなければならない。

規制ある市場での取引が認可されたAIFは、指令2004/109/ECに基づき、年次財務報告書をその関係会計年度末から4か月以内に公表することを要求されている。

年次報告書は、監査を受けなければならない、少なくとも貸借対照表または資産および負債計算書、収益および費用計算書、会計年度中の活動報告、投資家に提出すべき情報の重要な変更（前記1.4.1参照のこと。）ならびにAIFMが役職員に支払った会計年度中の報酬総額およびAIFが支払った繰り越し利息に関する情報を記載するものとする。

1.4.3 CSSFへの報告義務

2013年法第22条に従い、AIFはCSSFに定期的に報告しなければならない。

当該報告は、AIFMが管理するAIFのためにAIFMが取引する主な商品、AIFMが取引する主要な市場、AIFMが取引する主な商品、AIFMが加入する市場または積極的に取引を行う市場ならびにAIFMが管理する各AIFの主なエクスポージャーおよび最も重要な集中投資に関する情報を含むものとする。

AIFMは、管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、CSSFに以下の情報を提供しなくてはならない。

- 非流動性により生じる特定の取り決めに従うAIFの資産の割合
- AIFの流動性を管理するための新たな取り決め
- AIFの直近リスク特性ならびに市場リスク、流動性リスク、カウンターパーティー・リスクおよびオペレーション・リスクを含むその他のリスクを管理するためAIFMが用いるリスク管理システム
- AIFが投資した資産の主な種類に関する情報
- 2013年法のリスク管理および流動性管理の規定に従い実施されたストレス・テストの結果

AIFMの報告期間の頻度は、AIFの構造、運用資産の額および使用されたレバレッジの水準に基づく。

- 運用資産の総額がAIFMDの第3(2)条(a)項および(b)項の条項に基づく1億ユーロまたは5億ユーロいずれかの上限を超えるが、10億ユーロ未満のAIFのポートフォリオを運用するAIFMの場合、運用する各EU AIFおよびEU内で販売する各AIFについて半年毎
- 上記の要件に従うAIFMの場合、レバレッジの利用により取得した資産を含む運用資産総額が、各AIFについて5億ユーロを超える場合、当該AIFについて四半期毎
- 運用資産の総額が10億ユーロを超えるAIFのポートフォリオを運用するAIFMの場合、運用する各EU AIFおよびEU内で販売する各AIFについて四半期毎
- 主要投資方針に従い、支配権取得のため非上場の企業および発行体に投資し、AIFMの運用下にあるレバレッジされていない各AIFについては、1年毎

前記1.4.2に記載される年次報告書に加えて、AIFMは、請求に応じてCSSFに、運用するすべてのAIFに関する詳細なリストを各四半期末に提供しなければならない。

1.4.4 レバレッジの報告

大規模にレバレッジを用いるAIFを運用するAIFMは、運用する各AIFが用いるレバレッジの全体的な水準、現金または証券の借入れにより生じるレバレッジおよび金融デリバティブ商品に組み込まれたレバレッジ間の内訳、ならびにAIFの資産がレバレッジ契約に基づき再利用された範囲についての情報をCSSFに提供するものとする。

かかる情報は、AIFMが運用する各AIFのために借入れた現金または証券の上位5出所の身元および各AIFのために、これらの各出所から受領したレバレッジの金額を含むものとする。

CSSFが当該通信がシステミック・リスクの有効な監視のために必要と見なす場合、AIFMに対し、定期的かつ逐次ベースで、1.4記載の情報に加えて情報の伝達を要求する場合がある。

1.5 保管受託銀行

2013年法は、非個人向けパート・ファンドを含む完全にAIFMDの範囲内に該当するAIFに関する新保管受託制度を導入した。

1.5.1 適格保管受託銀行

2013年法は、金融商品以外の資産の専門保管受託銀行の導入により適格性を有する保管受託銀行のリストを拡張する。

この新たな金融セクターの特殊専門機関の活動は、（ ）当初の投資から5年間ににおいて行使することができる買戻権がなく、かつ、（ ）主な投資方針に基づき、2013年法第19条第8項(a)に基づき保管される資産に通常投資しないか、または通常発行者もしくは非上場会社（例えば、主にプライベート・エクイティ・ファンドおよび不動産ファンド）に対する支配権取得を目指す2007年法に規定するSIF、2004年法に規定するSICARおよびAIFMDに規定するAIFに対する保管受託機能の提供として1993年法によって定義されている。

かかる活動は、通信事務代行者、登録事務代行者、管理事務代行者および／または所在地事務代行者に適合するその他の者の業務と両立し、500,000ユーロの最低資本要件を条件とする。

前段落に記載され、上記の条件でのみ使用することができる新たな金融セクターの特殊専門機関に加えて、適格性を有する保管受託銀行は、（従前の保管受託制度と同じく）通常ルクセンブルグで設立された信用機関である。さらにルクセンブルグの投資会社は、以下の条件を充足する場合、保管受託銀行としても行為することができる。

- 投資会社の認可は、1993年法別表の第C項1において言及される、顧客のための金融商品の保護預かりおよび管理に関する付随的なサービスを含むこと。
- 投資会社は、法人であること。
- 投資会社は、730,000ユーロの全額払込最低資本を有しなければならないこと。
- 投資会社は、保管受託銀行として活動するために適切な組織構造および管理構造ならびに内部管理上の手続を含む内部統制上の手続を有しなければならないこと。
- 投資会社は、CSSFによって明確にされるとおり、AIFMD第21条第3項(b)に規定される、自らの資金に関する要件を充足すること。

AIFの保管受託銀行は、CSSFによる要求に応じて、CSSFがAIFによる2013年法の遵守を監視できるように特定の開示義務を遵守しなければならない。

さらに、すべての非UCITSの保管受託銀行（すなわち、UCITSとしての資格を有しないUCIの保管受託銀行）は、CSSFによる保管受託銀行の任命および承認に関するCSSF告示18/697の規定に従う。

CSSF告示18/697は、良好な統治原則を定め、以下のために保管業務を行うルクセンブルグの事業体の内部組織および良好な慣行に関するCSSFの要件を詳述することにより、2013年法および／またはAIFMRの一定の事項（また一定の範囲では2007年法および／または2004年法）について明確にし、またはその追加的な説明を提供している。

- AIFMにより運用されるAIF
- 非個人向けパート・ファンド
- 該当する場合、AIFとしての資格を有しないSIFおよびSICAR、ならびにAIFとしての資格を有し、登録AIFMにより運用されるSIFおよびSICAR

1.5.2 職務および責任

2013年法に規定される範囲内に完全に該当するAIFの保管受託銀行は、その義務および責任に関して、2013年法およびAIFMRに規定される保管受託制度に従わなければならない。

かかる保管受託制度により、以下を含む特定の義務が保管受託銀行に課される。

- AIFの資産の保護預かり義務
- AIFのキャッシュ・フローを監視する義務
- 特定の監視業務

保管受託銀行自体が行使しなくてはならない監督およびキャッシュ・フロー監視とは異なり、保管受託銀行は、一定の条件下で、その保管業務の全部または一部を委託する権限を有する。

2013年法に基づき、保管受託銀行の責任制度もまた、見直され、強化されている。保管受託銀行は、保護預かりの対象とされている金融商品に損失が生じた場合に厳密に責任を負い、同一の種類の金融商品またはその対当額を、AIFまたはAIFを代理して行為するAIFMに対し、不当な遅滞なく返還しなければならない。かかる厳重な責任制度を回避する可能性は、非常に限られている。さらに、AIFMDの第21条第13項に従い、数例の例外を条件とし、保管受託銀行の責任は、その業務の第三者に対する委託によって影響されないものとする。

さらに、保管受託銀行はまた、2013年法に基づく義務を適切に履行する際の保管受託銀行による過失または意図的な不履行によって、AIFまたはその投資家が被った一切のその他の損失に関し、AIFまたはその投資家に対して責任を負う。

1.6 AIFの国境を越えた販売および運用

2013年法第6章（EU AIFMのEUにおけるEU AIFの販売および運用権限）および第7章（第3国に関する具体的規則）に規定される通り、AIFはAIFMに規定されるパスポート制度に基づき、認可済みAIFMによってルクセンブルグおよびその他の加盟国においてプロの投資家に販売される。これらの規定はさらに、認可済みAIFMが、これらのAIFを複数の国で運用することを許可する。

これは規制当局間の通知制度の利用により、AIFの販売または運用を行うためAIFMが受入加盟国からの認可を取得するか、AIFMが販売を希望する各加盟国の関連ある国内要件を満たす必要性を回避することにより達成される。

2. 2013年法に従うオルタナティブ投資ファンドの概要

2.1 2010年法に従うパート ファンド

2.1.1 一般規定とその範囲

すでに記載したとおり、すべてのパート ファンドは、2013年法の規定するAIFとして資格を有する。2010年法第3条は、2010年法第2条のUCITS規定に該当するが、2010年法パート に該当するUCITSの適格性を取得するものではなく、パート に準拠するものとする。

- クローズド・エンド型のUCITS
- EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
- 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券が販売されることがあるUCITS
- 2010年法第5章に規定する規則によりその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

2.1.2 ルクセンブルグ・パート ファンドの投資制限

UCITSに該当しないルクセンブルグ投資信託に適用される制限は、CSSF規則によって、FCPについては2010年法第91条第1項に従い、SICAVについては2010年法第96条第1項に従い決定され得る。

（注）当該規則は未だ発せられていない。

IML告示91/75は、パート ファンドについて一般的な投資制限を規定している。

パート ファンドに課されている投資制限の目的は、投資対象が十分に流動的かつ分散されていることを確保することである。限定的な例外はあるものの、パート ファンドは原則として、

- a) 証券取引所に上場されておらず、また定期的に運営され、かつ公認および公開されている別の規制市場でも取り扱われていない証券に対して、その純資産の10%を超えて投資できない。
- b) 一の発行体から発行された同じ種類の証券を10%を超えて取得することはできない。
- c) 一の発行体から発行された証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資することはできない。

上記の制限は、OEC加盟国もしくはその地方自治体、または地域もしくは世界を範囲とするECの公的国際機関により発行または保証されている証券には適用されない。

上記a)、b)およびc)の制限は、当該UCIがパート ファンドに適用されるものと同等のリスク分散化要件に従っていない場合は、オープン・エンド型UCIの受益証券の購入にも適用される。

上記の規則の適用除外については、個別の事例毎にCSSFとともに協議することができる。

上記 2に記載されるとおり、MMF規則により、MMF規則の範囲内に該当するすべてのUCIは、MMF規則に基づきMMFとして認可を受けることを要求され、MMFの種類に応じて、MMF規則に基づきMMFとしての資格を有するパート ファンドに追加的な投資制限が課される。

2.1.3 管理会社およびAIFM

各パート ファンドは、2013年法第2章に基づき認可されたルクセンブルグで設立されたA I F Mか、指令2011/61/EUの第2章に基づき認可された他の加盟国または第三国で設立されたA I F Mのいずれか単一のA I F Mによって運用されなければならない。

パート ファンドは、2013年法に従い、（ ）パート ファンドの運用に責任を有する別のA I F Mを任命することによって外部運用されるか、または（ ）ファンドの法的形態が内部運用を許可する場合およびファンドの支配組織が外部A I F Mを任命しないことを選択する場合、内部運用される。後者の場合、パート ファンドは、それ自体がA I F Mとしてみなされ、（ ）A I F Mに適用される2013年法上の義務の全てを遵守すること、および（ ）2013年法に基づく認可請求を提出することを要求される。

2.1.3.1 第15章にいう管理会社およびA I F M

これらの管理会社がパート ファンドを運用する条件は、前記の通りである。

2.1.3.2 第16章にいう管理会社およびA I F M

前記の記載事項は、原則として、パート ファンドを運用する第16章にいう管理会社に適用される。

2.1.4 パート ファンドの認可、登録および監督

2.1.4.1 認可および登録

パート ファンドは、その機能を遂行するため事前にC S S Fの認可を受けなければならない。

パート ファンドは、C S S Fがそれぞれ設立証書または約款および保管受託銀行の選任を承認した場合にのみ認可されるものとする。

前項に定める条件のほか、および2013年法第3条に規定される免除を条件として、パート ファンドは、2010年法第88 - 2条第2項a)に従って選任されたその外部A I F Mが当該条項に従って事前に認可されている場合にのみ認可されるものとする。

内部運用されるパート ファンドは、2010年法第129条第1項に従い要求される認可に加えて、2013年法第3条に規定する例外を条件として、2013年法第2章に従い、A I F M自体として認可されなければならない。

パート ファンドの取締役は、十分に良好な評判があり、十分な経験を備えていなければならない。取締役および取締役の後任者の身元をC S S Fに通達しなければならない。

認可済みパート ファンドは、C S S Fによってリストに登録されるものとする。

2.1.4.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を公表する投資信託の義務を規定している。

2010年法は、以下の公表義務を規定する。

- 投資会社および管理会社は、自己が運用する各F C Pにつき、目論見書およびその訂正ならびに年次報告書および半期報告書をC S S Fに送付しなければならない。

さらに、目論見書ならびに直近に公表された年次報告書および半期報告書は、投資家からの請求に応じて、無料で投資家に提供されなければならない。

- 年次および半期報告書は、目論見書に規定される方法で投資家に提供される。
- 監査済み年次報告書は、6か月以内に、半期報告書は3か月以内に公表されなければならない。

2010年法および2013年法によって、投資家に対する追加開示は、A I F Mの範囲に完全に該当し、2013年法第2章に基づき認可されたA I F Mによって運用されるか、または内部運用されるA I F M（後記参照のこと。）としての資格を有するパート ファンドに対し要求されている。

4.1.2に詳述されるとおり、2018年1月1日（または以下に記載する経過期間の末日）以降、EUの個人投資家に対して、いわゆる「P R I I P」について助言、募集または販売を行う者および団体は、個人投資家がP R I I P投資を行う前に、かかる個人投資家に対して、P R I I P s K I Dを交付する必要がある。

P R I I P s 規則は2018年1月1日から適用される。U C I T S 管理会社、自己運用U C I T S 投資会社およびU C I T S について助言または販売を行う者については、2021年12月31日までの経過期間が規定されている。2018年1月1日より前にU C I T S K I I Dを発行したパート ファンドもまた、この経過期間の便益を受ける権利を有する。

パート ファンドの受益証券/投資証券の販売に関する一切の広告においては、目論見書（および該当する場合、U C I T S K I I D / P R I I P K I D）が入手可能である旨を言及し、どこで入手できるかを示さなければならない。

2.1.4.3 ルクセンブルグのパート ファンドに適用される追加的な規制

（ ）募集または販売の承認

2010年法第129条第1項は、全てのルクセンブルグのU C I が活動を行うためにはC S S Fの認可を事前に受けなければならない旨規定している。

（ ）設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、C S S F が設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

() 販売資料

2005年4月6日付C S S F 告示05 / 177によると、販売用資料については、それが利用される外国の監督当局に服していない場合であっても、コメントを得るためにC S S F に提出する必要はないものとされている。ただし、C S S F の監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融部門の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

() 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、目論見書（全体版）の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

() 財務状況の報告および監査

1915年法第461条の6第2項の一部修正により、S I C A Vは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をR E S Aに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、U C I の報告書またはその他の書類における投資家またはC S S F 向けに提供された情報が当該U C I の財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにC S S F に報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、C S S F に対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてC S S F が要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なC S S F 告示02 / 81に基づき、C S S F は、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各U C I について毎年、前会計年度中のU C I の業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。C S S F 告示02 / 81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、U C I の運用（その中央管理事務および保管者を含む。）および（マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、U C I の受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。告示では、かかる報告書の目的はU C I の状況を全体的にみることでありと記載している。

() 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をC S S F に提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、C S S F が、U C I に対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、U C I の帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

I M L 告示97 / 136（C S S F 告示08 / 348により改正）およびC S S F 告示15 / 627に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をC S S F に提出しなければならない。

() 違反に対する罰則規定

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託（fonds d'investissement）の事務管理または運用に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または、一定の場合には5,000,000ユーロ（または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%）以下の罰金刑に処される。（さらなる詳細については、前記 4.2()項を参照のこと。）

2.1.5 保管受託銀行

パート ファンドの資産は、保護預りのため単一の保管受託銀行に委託されなければならない。関連するパート
ファンドの発行文書において、その受益証券 / 投資証券がルクセンブルグ領域の個人投資家に対する販売が認められ
ているか否かによって、パート ファンドは異なる保管受託制度に服する。

個人向けパート ファンドに関しては、. 3 に記載する U C I T S 保管受託制度が適用される。

非個人向けパート ファンドに関しては、. 1.5 に基づく A I F M D 保管受託制度が適用される。

2.1.6 清算

上記 . 4.3 「清算」の記載は、2010年法に従うパート ファンドの清算にも適用される。